

福井県地域防災計画

(本 編)

(案)

福 井 県 防 災 会 議

昭和38年 8月 作成
昭和41年 3月 修正
昭和44年 11月 修正
昭和46年 2月 修正
昭和47年 3月 修正
昭和49年 3月 修正
昭和54年 4月 修正
昭和58年 3月 修正
昭和62年 3月 修正
平成 3年 6月 修正
平成 8年 5月 修正
平成10年 3月 修正
平成11年 3月 修正
平成13年 2月 修正
平成14年 2月 修正
平成15年 5月 修正
平成17年 8月 修正
平成19年 5月 修正
平成20年 9月 修正
平成21年 11月 修正
平成22年 11月 修正
平成23年 12月 修正
平成26年 3月 修正
平成27年 3月 修正
平成28年 3月 修正
平成29年 3月 修正
平成30年 月 修正

目 次

第1章 総則

第 1 節 計画の目的	1
第 2 節 福井県の概況	2
第 3 節 計画の基本	5
第 4 節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱	6

第2章 災害予防計画

第 1 節 水害予防計画	1 2
第 2 節 高波等災害予防計画	1 5
第 3 節 土砂災害予防計画	1 6
第 4 節 暴風・竜巻等災害予防計画	1 8
第 5 節 農業災害予防計画	1 9
第 6 節 火山災害予防計画	2 0
第 7 節 火災予防計画	2 1
第 8 節 建築物災害予防計画	2 3
第 9 節 災害に強いまちづくり計画	2 4
第 10 節 電気通信施設、放送施設災害予防計画	2 5
第 11 節 電気施設、ガス施設災害予防計画	2 6
第 12 節 上下水道施設災害予防計画	2 7
第 13 節 交通施設災害予防計画	2 8
第 14 節 防災関係施設設備、資機材、物資整備等計画	2 9
第 15 節 緊急事態管理体制整備計画	3 4
第 16 節 避難対策計画	3 9
第 17 節 医療救護予防計画	4 1
第 18 節 広域的相互応援体制整備計画	4 2
第 19 節 防災訓練計画	4 5
第 20 節 防災知識普及計画	4 7
第 21 節 自主防災組織等整備計画	4 9
第 22 節 要配慮者災害予防計画	5 2
第 23 節 ボランティア活動支援計画	5 4

第3章 災害応急対策計画

第 1 節 緊急活動体制計画	5 5
第 2 節 防災関係機関応援計画	6 5
第 3 節 通信計画	7 0
第 4 節 防災気象計画	7 5
第 5 節 情報および被害状況報告計画	9 1
第 6 節 災害広報計画	1 0 2
第 7 節 災害救助法の適用に関する計画	1 0 4
第 8 節 避難計画	1 0 6

第 9 節 救出計画	112
第10節 要配慮者応急対策計画	114
第11節 米穀等食糧供給計画	115
第12節 衣料、生活必需品その他物資供給計画	117
第13節 給水計画	118
第14節 応急仮設住宅および住宅の応急修理計画	119
第15節 医療助産計画	121
第16節 ボランティア受入計画	125
第17節 死体の搜索および処理ならびに埋葬等計画	126
第18節 障害物の除去計画	129
第19節 文教対策計画	130
第20節 輸送計画	132
第21節 交通対策計画	134
第22節 要員確保計画	137
第23節 食品衛生栄養指導計画	138
第24節 防疫計画	139
第25節 廃棄物処理計画	142
第26節 流木対策および在港船舶に対する措置計画	143
第27節 物価対策計画	144
第28節 自衛隊災害派遣要請計画	145
第29節 警備計画	147
第30節 消防応急対策計画	148
第31節 航空防災活動計画	151
第32節 電気通信施設、放送施設災害応急対策計画	153
第33節 電気施設、ガス施設災害応急対策計画	154
第34節 上下水道施設災害応急対策計画	155
第35節 交通施設災害応急対策計画	156
第36節 水防計画	157
第37節 土砂災害応急対策計画	161
第38節 暴風・竜巻等災害応急対策計画	163
第39節 火山災害応急対策計画	164

第4章 災害復旧計画

第 1 節 公共施設の災害復旧	166
第 2 節 民生安定計画	168
第 3 節 経済秩序安定計画	171
第 4 節 復興計画	173

第1章 總 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、福井県防災会議が作成する計画であって、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関が、その有する全機能を有効に発揮して、県土ならびに県民の生命、身体、財産を災害から保護するため、県の地域（石油コンビナート等災害防止法に基づく福井臨海地区石油コンビナート等特別防災区域を除く。）にかかる災害予防、災害応急対策および災害復旧の諸施策を明示するとともに、市町地域防災計画作成のための諸基準を示し、総合的かつ計画的な推進を図り、県土保全と県民福祉の確保に万全を期することを目的とする。

第2節 福井県の概況

第1 自然的条件

(1) 位置

本県は、本州日本海側のほぼ中央にあって、北西は日本海側に面し、北は石川県、南東は岐阜県、南西は京都府、滋賀県に接している。

極東 大野市油坂峠 東南1, 550m 東経136度49分56秒

極西 大飯郡高浜町鎌倉 西北 500m 東経135度26分58秒

極南 大飯郡おおい町名田庄染ヶ谷 東南2, 000m 北緯35度20分36秒

極北 あわら市北潟砂丘北端（見当山北750m） 北緯36度03分55秒

(2) 面積 4,189.25km² 耕地面積 41,900ha 林野面積 312,354ha

(3) 地勢

本県は、木の芽峠（標高628m）および山中峠（同389m）の約10kmにわたる山嶺を境として嶺北地区と嶺南地区に分かれる。

嶺北地区には、岐阜県境方面に広く連なる越美山地、石川県境にそびだつ白山火山地とそれに続く川越山地、中央に越前中央山地、西部に丹生山地、南に南条山地の谷山が配列している。このうち白山火山地がもっとも高峻で、1,600mから2,000mの火山岳が並び、谷も深く、冬の季節風を受けて、最も多く雪を降らせる。

越美山地は、古生代、中生代の古い生成でかなり削磨されて1,000m余の走高性をもつ高原性山地となっている。その他の山地は数百mの中山性ないし低山性山地で、南条山地は古いが、その他は第3紀の新しい山地である。

川越山地と中央山地北部の西側が断層で落ちて福井平野を形成し、その南には、丹生、南条、中央の三山地に包まれ、山ろくと島状小山地に沈降の特色をみせる武生盆地が続き、両平地は文珠山の突出部で境されている。また、越美、白山、川越、中央の諸山地の間に陥没の大野、勝山盆地があり、福井平野とは地溝状九頭竜河谷でつながっている。

これらの低地の内部は、いずれも河川の沖積物で埋められているが、大野盆地は、九頭竜川、真名川、清滝川による扇状地堆積と一部は火山噴出物で埋められている。武生盆地は主に日野川により、福井平野は九頭竜川、足羽川により、それぞれ緩い扇状地とそれに続く三角州によって埋積されている。ただし、福井平野の北部には、洪積期の隆起による川越台地が30～40mの高さで石川県南部に続き、西北には三里浜砂丘が生成して平野の下手をふさいでいるので、福井平野は軽い盆地状となり、湿田が多い。

嶺南地方は、木の芽山嶺西側から南下する柳ヶ瀬断層と、敦賀湾東岸の甲楽城断層とにより、嶺北より一段低く落ちこみ、山地も700～800mの走高性に下がっている。その上、若狭湾の陥没によってリアス式海岸と幅狭い沈降山地を主体とする地勢となり、しかも小浜、熊川を結ぶ熊川断層線以東は、主に南北性の数多くの断層で切られ、琵琶湖から続く破碎帶となって小山塊に分裂されている。

敦賀平野、三方平野、小浜平野はいずれもこの山塊の間の平野であり、三方湖は、沈降山地の谷間に水を湛えた沈水湖である。

海岸線は、嶺南は典型的なリアス式海岸をなし、それに伴う豪壮な海食断崖が各所にみられる。

敦賀湾東岸の若い断層海岸、千飯崎以北の隆起性の岩石海岸、三里浜砂丘、陣ヶ岡の安山岩柱状節理海岸北潟砂丘など多彩に変化し、県下の海岸が若狭湾国定公園、越前・加賀海岸国定公園として指定を受けている。

(4) 河川の現況

本県には1級河川159、2級河川41の河川がある。水系列にみると1級河川は九頭竜川水系と北川水系に分けられ、2級河川は笙の川、耳川、南川など22水系に分けられる。

九頭竜川水系は、水源を福井・岐阜県境の油坂峠に発し、打波川、真名川、日野川、足羽川、竹田川など嶺北地方のほとんどの河川を合流し、坂井市において日本海に注ぐ本県における最も大きな河川である。九頭竜川水系の流域面積は、2,930km²（本県面積の約70%）に及び、その治水、利水は本県の社会、経済、文化の基礎をなし、極めて大きな意義をもっている。

北川水系は、水源を滋賀県北部山岳地帯に発し、10支川を合流して小浜市を横断し、若狭湾に注ぐ嶺南地方における最も大きな河川である。

嶺南地方には、笙の川が敦賀湾に注ぎ、耳川、早瀬川、南川が若狭湾に注いでいる。

河 川 概 要 表 (流域面積100km²以上)

等級別	水系別	河川名	河川延長(km)	流域面積(km ²)
1級河川	九頭竜川	九頭竜川	111.4	2,930
	"	石徹白川	18.5	150
	"	打波川	21.2	120
	"	真名川	41.5	352
	"	日野川	65.5	1,269
	"	天王川	25.7	153
	"	浅水川	29.9	170
	"	足羽川	57.0	416
	"	竹田川	41.9	213
	北川	北川	18.2	215
2級河川	大聖寺川	大聖寺川	0.5	209
	笙の川	笙の川	18.3	163
	南川	南川	32.4	211

(資料) 1級河川: 国土交通省近畿地方整備局(基準年平成7年度末)「河川現況調査」

2級河川: 福井県河川課調(平成21年度末)

(5) 気象の概要

本県の気象は、月降水量が12月または1月に最大となるいわゆる日本海側気候で、全国的にみて多雨多雪地帯に属し、年間降水量は、少ない所で2,000ミリ、多い所では3,000ミリを超える。

年初からの気候を概観してみると、冬はほとんど北西の季節風に支配され、シベリアからの寒気の吹き出しによりたびたび大雪となる。中でも各方面に大きな被害をもたらした大雪として、昭和38年1月から2月にかけての『昭和38年1月豪雪』(福井市最深積雪213cm)、昭和55年12月から昭和56年1月にかけての大雪(福井市最深積雪196cm)、昭和60年12月15日から16日にかけての大雪(坂井市三国町15、16両日の合計降雪量121cm、最深積雪119cm)、平成17年12月から平成18年1月にかけての『平成18年豪雪』(福井市12月の降雪量150cm)、平成23年1月の大雪(大野市九頭竜の1月の最深積雪251cm)がある。

春には、日本付近を高気圧と低気圧が交互に通過し、天気が周期的に変わる。時には低気圧が日本海で急速に発達することがあり、この低気圧に向って強い南風が吹き込むと、本県は気温が高く乾燥した風が山の斜面を吹き下りるフェーン現象が発生する事がある。火災が起こると延焼しやすくなるために、大火の要因となる。またほか、積雪の多かった年には、雪解けが進み低気圧に伴う雨も加わって、融雪洪水が起こることもある。

梅雨期は、6月上旬から7月下旬までだが、梅雨末期は北陸付近に前線が停滞するため、大雨に注意が必要である。特に、熱帯低気圧や台風がの北上に伴って暖かく湿った空気が前線に流れ込む場合は、梅雨前線の活動が活発となって大雨をもたらすことがある。

平成16年7月18日の『平成16年7月福井豪雨』(福井市美山町総降水量285ミリ)では、嶺北を中心に1時間80ミリ以上の猛烈な雨を観測し、平成18年7月15日から19日にかけての『平成18年7月豪雨』(勝山市総降水量477ミリ)では、嶺北を中心に1時間に30ミリ以上の激しい雨が断続的に降り続いた。

太平洋高気圧の勢力が強まり梅雨前線が日本付近から北上すると夏となり、年間を通して最も晴れが多い時期に入る。

8月も半ばを過ぎると、太平洋高気圧が次第に弱まり、大陸には冷たい高気圧が現われ始める。梅雨明けのときに北上した前線が南下し、本州南岸付近に停滞(秋雨前線)するようになる。9月は8月の次に、台風の発生数と接近数が多く、福井県に影響を与える(接近する)台風は、平均して1年に2~3個程度である。台風で直接に災害にあった回数を調べてみると、6月から10月の期間に多く、中でも9月に大きな災害が集中している。

台風による災害は、台風の強さ、進路、地形により差異があるが、台風の進行方向に向かって右の半円では、台風の風と台風を移動させる周りの風が同じ方向に吹くため、風が強い。台風の中心付近が通過した後は風向きが反対の強い風が吹き返す可能性がある。

また、雨は台風本体、前線および地形的影響等の条件が重なると大雨となり、災害が起こることがある。

地形的に大雨が降りやすいのは、奥越山間部と若狭地方で、昭和40年9月14日から15日の奥越地方の集中豪雨は、元大野郡西谷村本戸(県営笛生川ダム)で日雨量844ミリを観測した。これは、台風第24号の北に停滞する前線が台風の北上に伴って活発化し、驚異的な大雨となったものである。続いて9月17日から18日にかけ、若狭地方を中心に300～500ミリの豪雨があった。これは、台風第24号自体の雨もあるが、それよりも台風の進路が若狭地方の比較的近くを通り、強い北風による地形の影響が加わったためである。

また、平成25年9月16日の福井県に全国初の特別警報が発表された台風第18号では、24時間雨量が、小浜市で観測史上最大の384ミリ、おおい町で309ミリ、美浜町で284.5ミリ、敦賀市で215ミリを観測するなど嶺南地域を中心とした大雨により、土石流や浸水害等の被害が発生した。

秋は高気圧と低気圧が交互に日本付近を通り、周期的に天気が変化する。

低気圧が日本海で発達して通過する時は、西寄りの強風のため県下の海岸では高波による被害が発生することがある。昭和51年10月28日から29日と昭和55年10月26日から27日には越前海岸から若狭湾にかけて大きな被害が出た。

第2 社会的条件

(1) 人口

平成27年10月の国勢調査によれば、本県の人口は786,740人で、平成12年以降はマイナスになっており、前回(平成22年)に比べ2.4%減少した。

福井県の人口の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人 口 数	823,585人	826,996人	828,944人	821,592人	806,314人	786,740人
対前回増加率	0.7%	0.4%	0.2%	▲0.9%	▲1.9%	▲2.4%

(資料：国勢調査)

年齢別人口の構成比では、老人人口が28.6%であり、老人人口が増加する傾向が続いている。

福井県の年齢別人口の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
年少人口(0～14歳)	155,998人	140,593人	130,143人	120,745人	112,192人	102,986人
構成比	18.9%	17.0%	15.7%	14.7%	14.0%	13.3%
生産年齢人口(15～64歳)	545,297人	539,592人	529,017人	513,858人	485,409人	451,409人
構成比	66.2%	65.3%	63.8%	62.7%	60.8%	58.1%
老人人口(65歳以上)	121,940人	146,728人	169,489人	185,501人	200,942人	222,408人
構成比	14.8%	17.7%	20.5%	22.6%	25.2%	28.6%
全国老人人口構成比	12.1%	14.6%	17.4%	20.2%	23.0%	26.6%

ただし、年齢不詳人口を除く。

(資料：国勢調査)

(2) 土地利用

平成21年における県土面積4,190km²の土地利用形態は、農用地や森林を合わせた農林業的土地利用が約84%を占め、宅地、道路等を合わせた都市的土地利用が約8%となっている。

本県における都市化の進展を人口集中地区面積でみると、昭和60年に55km²であったものが、平成22年には78km²と、25年間で1.4倍に増加した。県土面積の1.9%に当たるこの地域に県民の42%、337千人が住んでいる。こうした著しい都市化の進展はさまざまな分野で影響を及ぼしている。

(3) 産業

本県の県内総生産およびその産業別構成比をみると、昭和60年度に21,850億円で、第一次産業3.4%、第二次産業32.0%、第三次産業64.7%であったものが、平成23年度には3兆2,359億円で、それぞれ1.1%、27.8%、70.4%と産業の規模、構造とも大きく変化している。

第3節 計画の基本

第1 計画の構成

この計画の構成は、次の4章からなる。

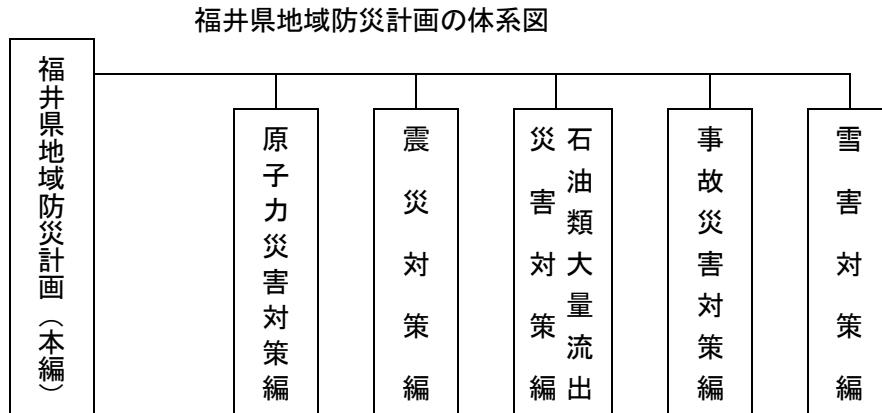
第1章 総則

第2章 災害予防計画

第3章 災害応急対策計画

第4章 災害復旧計画

なお、この計画を含む福井県地域防災計画の体系は次のとおりである。



第2 計画の周知徹底

この計画は、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関に対し周知徹底するとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。

また、各機関においてはこの計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第3 市町地域防災計画との関連

市町地域防災計画の作成または修正に当たっては、この計画を基準とするものとし、特に必要な事項については各市町で具体的な計画を定めておくものとする。

第4 防災アセスメントの推進

県および市町は、防災アセスメントを推進し、地域の災害特性や災害危険性を地域防災計画に十分反映させるとともに、必要に応じ、コミュニティ防災カルテ等を作成し、きめの細かい防災対策の推進と地域住民の防災活動の活性化を図る。

第5 計画の効果的推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、住民の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動を行う県民運動の展開に努めるものとする。

また、男女双方や、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性や高齢者、障害者、乳幼児等の参画拡大など男女共同参画および要配慮者の視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。

第6 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画の修正が行われた場合など、修正する必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

防災関係機関は、修正を必要とする場合は修正事項を福井県防災会議に提出するものとする。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

第1 各機関の責務

(1) 県

県は、県の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、災害が市町の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町および指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

(2) 市町

市町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、当該市町の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体および住民の協力を得て防災活動を実施する。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、指定行政機関および他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県および市町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関および指定地方公共機関

指定公共機関および指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県および市町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) 公共団体および防災上重要な施設の管理者

公共的団体および防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急対策を実施する。

また、県、市町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 住民

住民は、日頃から災害に備え、県、市町、その他の防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するとともに「自らの身の安全は自らが守る。」という意識のもとに積極的に自主防災活動を行うものとする。

第2 各機関の連携

災害対策の実施にあたっては、国、県、市町、指定地方公共機関および指定公共機関はそれぞれの機能を果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

併せて国、県、市町を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力の向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することにより、国、県、市町、事業者、住民等が一体となって防災対策を推進するものとする。

第3 処理すべき事務または業務の大綱

県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、防災に関しおおむね次の事務または業務を処理するものとする。

(1) 県

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
福 井 県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福井県防災会議に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備 (3) 防災上必要な教育および訓練 (4) 防災思想の普及 (5) 災害に関する被害の調査報告と情報の収集 (6) 災害の予防と拡大防止 (7) 救難、救助、防疫等被災者の救護 (8) 災害応急対策および災害復旧資材の確保と物価の安定 (9) 災害時における交通、輸送の確保 (10) 災害時における文教対策 (11) 災害時における公安警備 (12) 被災産業に対する融資等の対策 (13) 被災施設の復旧 (14) 被災県営施設の応急対策 (15) 災害に関する行政機関、公共機関、市町相互間の連絡調整 (16) 市町が処理する事務、業務の指導、指示、あっせん (17) 義援金、義援物資の受入れおよび配分
福 井 県 警 察	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害情報収集 (2) 周辺住民および一時滞在者への情報伝達 (3) 避難誘導 (4) 避難路、緊急交通路の確保等交通規制 (5) 救出救助 (6) 緊急輸送の支援 (7) 行方不明者の捜索 (8) 検視および身元確認 (9) 犯罪の予防および社会秩序の維持 (10) 広報活動

(2) 市町

市 町	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市町防災会議に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備 (3) 防災上必要な教育および訓練 (4) 防災思想の普及 (5) 災害に関する被害の調査報告と情報の収集 (6) 災害の予防と拡大防止 (7) 救難、救助、防疫等被災者の救護 (8) 災害応急対策および災害復旧資材の確保 (9) 災害対策要員の動員、借上 (10) 災害時における交通、輸送の確保 (11) 災害時における文教対策 (12) 被災施設の復旧 (13) 被災市町営施設の応急対策 (14) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整 (15) 義援金、義援物資の受入れおよび配分
-----	--

(3) 指定地方行政機関

1. 中部管区警察局 (福井県情報通信部)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 管区内各県警察の指導・調整に関すること (2) 他管区警察局との連携に関すること
--------------------------	---

	(3) 関係機関との協力に関すること (4) 情報の収集および連絡に関すること (5) 警察通信の運用に関すること
2. 北陸総合通信局	(1) 電波の監理および有線電気通信の確保 (2) 災害時における非常通信の確保
3. 北陸財務局 (福井財務事務所)	(1) 公共土木施設等の災害復旧事業費査定の立会 (2) 地方公共団体に対する災害復旧事業債及び地方短期資金（災害つなぎ資金）の貸付 (3) 災害時における金融機関の緊急措置の指示 (4) 災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付 (5) 避難場所等として利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿舎）の情報収集及び情報提供
4. 近畿厚生局	(1) 救援等に係る情報の収集および提供
5. 福井労働局	(1) 事業場における災害防止の監督指導 (2) 事業場における発生災害の原因調査と事故対策の指導
6. 北陸農政局 (福井県拠点)	(1) 国営農業用施設等の整備と防災管理 (2) 国営農業用施設の災害復旧 (3) 農地および施設の災害対策に関する県および本省との連絡調整 (4) 農地および農業施設の緊急査定 (5) 災害時における米穀および応急用食糧等に関する県および本省との連絡調整
7. 近畿中国森林管理局 (福井森林管理署)	(1) 国有保安林、治山施設等の整備 (2) 国有林における予防治山施設による災害予防 (3) 国有林における荒廃地の復旧 (4) 災害対策用復旧用材の供給 (5) 林野火災の予防
8. 中部経済産業局	(1) 電気の供給の確保に係る指導・要請
9. 近畿経済産業局	(1) 災害対策用物資の供給に関する情報の収集および伝達 (2) 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 (3) 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援 (4) 電力・ガスの供給の確保および復旧支援 (5) 工業用水道の供給の確保に係る指導および要請
10. 中部近畿産業保安監督部	(1) 電気の保安の確保
11. 中部近畿産業保安監督部近畿支部	(1) 電気、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保 (2) 鉱山における危害の防止、施設の保全、鉱害の防災についての保安の確保
12. 北陸地方整備局 (敦賀港湾事務所)	(1) 港湾区域内の直轄、港湾施設の整備ならびに防災施設の施行 (2) 被災港湾施設の災害復旧
13. 中部地方整備局 (岐阜国道事務所)	(1) 直轄道路の災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興
14. 近畿地方整備局 (福井河川国道事務所、足羽川ダム工事事務所、九頭竜川ダム統合管理事務所)	(1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理 (2) 直轄公共土木施設の災害の発生防禦と拡大防止 (3) 国管理河川の洪水予報、水防警報等の発表、伝達と水害応急対策 (4) 直轄公共土木施設の災害復旧 (5) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施
15. 中部運輸局 (福井運輸支局)	(1) 災害時における自動車運送事業者に対する運送協力要請 (2) 災害時における自動車の調達および被災者、災害必需物資等の

	<p>運送調整</p> <p>(3) 災害による不通区間におけるう回輸送、代替運送等の指導 (4) 所轄する交通施設および設備の整備についての指導 (5) 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 (6) 災害時における貨物輸送確保にかかる内航海運事業者に対する協力要請 (7) 特に必要があると認める場合の輸送命令 (8) 情報連絡員（リエゾン）等の派遣による県等の行う情報収集、応急対策等の支援</p>
16. 大阪航空局 (小松空港事務所)	(1) 飛行場および飛行場周辺以外の航空災害の処理
17. 東京管区気象台 (福井地方気象台)	(1) 気象、地象、水象の観測およびその成果の収集、発表 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施
18. 第八管区海上保安本部 (敦賀海上保安部)	(1) 海難の際の人命、積荷および船舶の救助ならびに災害における避難対策、救援物資輸送等の援助、排出油等の防除等に関する指導 (2) 船舶交通の障害の除去および規制 (3) 海上衝突予防法および港則法の励行指導 (4) 沿岸水域における巡視警戒
19. 中部地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集および提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(4) 自衛隊

自衛隊	(1) 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣
-----	------------------------------

(5) 指定公共機関および指定地方公共機関

1. 電気通信関係機関 西日本電信電話株（福井支店） 株N T T ドコモ K D D I 株（北陸総支社） ソフトバンク株	(1) 電気通信施設の整備および防災管理 (2) 災害時における優先通信の確保 (3) 被災通信施設の復旧
2. 郵便事業株式会社北陸支社 (各郵便局)	(1) 災害時における郵便業務の確保 (2) 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱いおよび援護対策 (3) 災害時における郵便局の窓口業務の維持
3. 日本赤十字社 (福井県支部)	(1) 災害時における被災者の医療救護 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金の受付 (4) 支部備蓄の救援物資の配分 (5) 災害時の血液製剤の供給

4. 電力関係機関 北陸電力(株) (福井支店) 関西電力(株) (原子力事業本部) (京都支店小浜営業所) 電源開発(株) (九頭竜電力所) 日本原子力発電(株) (敦賀発電所) 国立研究開発法人日本原子 力研究開発機構 (敦賀事業本部)	(1) 施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災施設の復旧
5. ガス関係機関 (社)福井県エルピーガス協会	(1) 施設の整備と防災管理 (2) 災害時におけるガス供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災施設の復旧
6. 鉄道軌道機関 西日本旅客鉄道(株) (金沢支社) 福井鉄道(株) えちぜん鉄道(株)	(1) 施設等の整備と安全輸送の確保 (2) 災害時における輸送の確保 (3) 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 (4) 被災施設の復旧
7. 自動車輸送機関 日本通運(株) (福井支店)	(1) 安全輸送の確保 (2) 災害対策用物資等の輸送 (3) 転落車両の救出等
福山通運(株) (福井支店) 佐川急便(株) (本社 (中日本)) ヤマト運輸(株) (福井主管支店) 濃飛西濃運輸(株) (福井支店)	(1) 安全輸送の確保 (2) 災害対策用物資等の輸送
8. 中日本高速道路(株) (福井保全・サービスセンター) (敦賀保全・サービスセンター) 西日本高速道路(株) (福知山高速道路事務所)	(1) 道路および防災施設の維持管理 (2) 被害施設の復旧 (3) 交通安全の確保
9. 日本銀行 (福井事務所) (金沢支店)	(1) 災害時における現地金融機関の指導 (2) 災害時における金融機関による金融上の措置の実施 (3) 災害時における損傷通貨の引換え
10. 土地改良区	(1) 土地改良事業によって造成された施設の維持管理 (2) 災害復旧事業、湛水防除事業および各種防災事業の調査 ならびに測量設計業務
11. 報道機関 日本放送協会 (福井放送局) 福井放送(株) 福井テレビジョン放送(株) 福井エフエム放送(株) 福井新聞社 株日刊県民福井	(1) 県民に対する防災知識の普及および予警報等の迅速な 周知 (2) 県民に対する災害応急等の周知 (3) 社会事業団等による義えん金品の募集、配分等の協力
12. 福井県医師会	(1) 災害時における医療救護活動の実施

(6) 公共団体その他防災上重要な施設の管理者

1. 農業協同組合	(1) 市町が行う被害状況調査および応急対策の協力 (2) 農作物の災害応急対策の指導 (3) 被災農業に対する融資、あっせん (4) 農業生産資材および農家生活資材の確保、あっせん (5) 農作物の需給調整
2. 森林組合	(1) 県、市町が行う被害状況調査その他応急対策の協力 (2) 被災組合員に対する融資またはそのあっせん

3. 漁業協同組合	(1) 組合員の被災状況調査およびその応急対策 (2) 漁船、共同利用施設の災害応急対策およびその復旧 (3) 被災組合員に対する融資またはそのあっせん (4) 防災に関する情報の提供 (5) 県、市町が行う被害状況調査その他応急対策の協力
4. 商工会議所 商工会	(1) 商工業者への融資あっせん実施 (2) 災害時における中央資金源の導入 (3) 物価安定についての協力 (4) 救助用物資、復旧資材の確保、協力、あっせん
5. 病院等医療施設 管理者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施 (2) 災害時における病人等の収容、保護 (3) 災害時における負傷者等の医療、助産救助
6. 社会福祉施設 管理者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施 (2) 災害時における利用者の保護
7. 金融機関	(1) 被災事業者等に対する資金の融資
8. 学校法人	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施 (2) 被災時における応急教育対策計画の確立と実施 (3) 被災施設の災害復旧
9. 文化事業団体	(1) 県、市町等の応急対策等に協力
10. 危険物関係施設 の管理者	(1) 危険物施設の防護施設の設置 (2) 安全管理の徹底
11. 原子力施設の 管理者	(1) 原子力施設の防災管理 (2) 放射能災害対策の実施
12. 水上貯木場使用者	(1) 水上貯木場における流木防止対策の強化

第2章 災害予防計画

第1節 水害予防計画

台風、集中豪雨等による被害の防止を図るための計画である。

第1 治山対策の推進

山地災害防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図るために、治山に関する計画を樹立し、山地治山、防災林整備、水源地域整備等の治山事業を推進する。

(1) 山地治山事業

山地災害を防止するため、局所的な短時間豪雨などの天然現象等によって発生した荒廃地および荒廃危険地が存する一定地域において、治山施設、森林の整備を緊急かつ総合的に実施する。

(2) 防災林整備事業

- ① 積雪地帯で発生する雪崩の被害や海岸等で飛砂、潮風、高潮、強風等による被害を防止する。
- ② 地味劣悪、被害等により機能の低下した保安林を整備し、水源かん養および土砂流出、土砂崩壊等防災機能の高度発揮を図る。

(3) 水源地域整備事業

ダム上流等の水資源の確保上重要な水源地域に存する荒廃した森林の復旧と周辺森林の整備を緊急かつ総合的に実施する。

(4) 事業実施の留意事項

- ① 山林地帯において治山行政と土木行政との境界面についても総合的視野より考慮する。
- ② 砂防法の砂防指定地と森林法の保安林等との調整を行うよう考慮する。
- ③ 環境および景観へも配慮する。

第2 治水対策の推進

(1) 河川改修事業

足羽川などの大河川については、狭部の拡幅、堆積土砂の掘削・しゅんせつ、護岸、水制等の施工、河積の拡大および河道の安定を図り、上流ダム群等により洪水調節を行う。

中小河川および都市河川についても同様の整備を図るほか、内水河川としてポンプ場等の整備も併せて実施する。

(2) 河川維持修繕事業

平常から河川を巡視して河川施設等の状況を把握し、異常が認められたときは直ちに補修とともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持、護岸、水制および根固工の修繕、堆積土砂の除去等を実施する。

(3) 治水ダムの建設促進

流域の市街化等により改修の困難な河川については、上流に洪水調節を目的としたダムを建設することとし、これらの調査の推進を図るとともに、九頭竜川水系吉野瀬川ダム、北川水系河内川ダム、九頭竜川水系足羽川ダムの早期完成を図る。

(4) 事業実施の留意事項

- ① 水源より河口にいたる水系一貫した危険箇所の実態を把握するとともに、特にダムの堆砂、河床変動、天井川の形成と排水の不良化等慢性的、持続的な破壊作用等についても考慮する。
- ② 利水施設の設置は、治水との総合調整を考慮し、水源より河口までの一貫した観点より適切に行うよう考慮する。
- ③ 砂防事業、治山事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。
- ④ 総合治水的見地より都市の下水道事業、農地排水等排水改良事業との調整を行うよう考慮する。
- ⑤ 環境および景観へも配慮する。

第3 防災体制の強化

県、水防管理団体、その他の防災関係機関は、水防に関する組織、動員体制、情報連絡体制等の整備充実を図り、水防体制の万全を期するものとする。

第4 河川等の管理強化

河川、ダム、ため池等の管理者は、ダム、堰、水門等その管理する施設の操作にあたっては、下流地域における異常増水の防止に十分配慮して行うものとする。

第5 水防施設および資機材等の整備、備蓄および点検

- (1) 河川管理者は、河川水位、雨量等の観測施設、警報施設、河川管理用進入路、水防拠点等の整備を図るとともに、平素から安全を踏まえた計画的な点検整備を行い、施設の改善等機能の維持に努めるものとする。また、増水時の堤防等施設の監視体制および内水排除施設の耐水機能の確保に努めるとともに、下水道等の管理者と連携し、増水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等洪水被害の軽減に努めるものとする。
- (2) ダム管理者は、ダム水位、雨量等の観測施設および警報施設の整備を図るとともに、平素から計画的な点検整備を行い、施設の改善等機能の維持に努めるものとする。
- (3) 県および水防管理団体は、重要水防区域等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な資機材の整備を図るとともに、平素から計画的な点検整備を行い、補充等に努めるものとする。
また、水防管理団体が行う点検には、所轄土木事務所係員が立ち会うものとし、その結果については、土木事務所を経由して県砂防災課に報告するものとする。
なお、地理的状況等を踏まえ、土のう、スコップ等防災資機材の適正配備および水防倉庫のあり方について検討を行うものとする。
- (4) 県は、その管理する河川における水位計の適切な維持管理により、水位情報収集体制の確保に努める。

第6 警戒避難体制の整備

- (1) 県、市町および近畿地方整備局福井河川国道事務所は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。
- (2) 県および近畿地方整備局福井河川国道事務所は、市街地の浸水常襲地帯における微地形把握等の基礎調査、ハザードマップの作成に必要な浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーション等を行い、これらの情報の関係機関等への提供に努めるものとする。
- (3) 県および近畿地方整備局福井河川国道事務所は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川ならびに水位情報の通知および周知を実施する河川において、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域および浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。洪水予報河川等に指定されていない中小河川においては、県は、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町等へ水害リスクに関する情報を提供するよう努めるものとする。また、市町の長は、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。
- (4) 市町は、浸水想定区域の指定があったときは、市町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報および水位情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。
- (5) 市町は、浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設または社会福祉施設、病院、幼稚園等の要配慮者関連施設があるときには、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう施設ごとに洪水予報および水位情報の伝達方法を定めるものとする。
- (6) 浸水想定区域をその区域に含む市町は、市町地域防災計画において定められた洪水予報および水位情報の伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について住民に周知するよう努めるものとする。
- (7) 市町は、地域の実情に即した河川の水位の状況、降雨の度合等から総合的に判断し、あらかじめ、避難勧告・指示(緊急)の具体的な発令基準ならびに避難勧告等の具体的な発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制を計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。
- (8) 市町は、浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。また、中小河川、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池および内水による浸水に対応したハザードマップ作成について

も、関係機関と連携しつつ作成・検討を行う。

- (9) 水防管理者は、水防活動の必要性が高い区域を、水防計画書で重要水防箇所として記載するとともに、一般に周知するよう努めるものとする。
- (10) 県は、インターネットにより、雨量および県の管理する河川における水位情報の提供を行う。
- (11) 県は、気象台と連携し、県の管理する河川における洪水予報システムの適切な運用に努める。
- (12) 県、市町および近畿地方整備局福井河川国道事務所は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

第7 地下空間の浸水対策

- (1) 県および市町は、地下街、ビルの地階などの地下空間について、浸水防止施設の設置を推進するため、施設の具体的な事例等、必要な情報を地下空間の管理者等に提供するよう努める。また、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップを地下街等の管理者へ提供する。

(2) 地下街等の所有者または管理者の責務

浸水想定区域に位置し、市町地域防災計画に名称および所在地を定められた地下街等の所有者または管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保および浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成し、自衛水防組織を設置するとともに、作成した計画および自衛水防組織の構成員等について市町長に報告し、当該計画を公表するものとする。

また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

第8 要配慮者利用施設の所有者または管理者の責務

浸水想定区域に位置し、市町地域防災計画に名称および所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、**水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。**また、作成した計画および自衛水防組織の構成員等について市町長に報告するものとする。

また、当該計画に基づき、避難訓練を行わなければならない。

第9 大規模工場等の所有者または管理者の責務

市町地域防災計画に名称および所在地を定められた大規模工場等の所有者または管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成および自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町長に報告するものとする。

また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

第10 親水施設利用者の安全確保

河川、ダム、ため池等の管理者は、親水施設の管理者と連携して、施設の安全性および利用者の安全確保のため、施設の点検や定期パトロール等の充実を図るとともに、急激な河川等の増水による水難事故を防止するため、平常時の啓発を行い、必要に応じて看板や警報装置等の設置を行う。

第11 アンダーパス部等の冠水対策

- (1) 道路管理者は、アンダーパス部等前後に比して局部的に急低下している区間にに関する情報について把握するとともに、豪雨時に冠水する可能性がある旨掲示板等により周知する。
- (2) 道路管理者は、アンダーパス部等の情報について、所轄の警察や消防等の関係機関と情報を共有するとともに、連絡体制を整備して、通行止めや救助等の活動に遅れが生じないよう措置する。

第2節 高波等災害予防計画

海水による侵食または冬期波浪、高潮等から海岸地帯を保護するための計画である。

第1 海岸事業の推進

海水による侵食または冬期波浪、高潮等から海岸地帯を防護するため、高波対策事業、侵食対策事業等の海岸事業を実施し、県土の保全を図る。

(1) 高潮対策事業

冬期波浪、高潮等による被害を防止するため、海岸堤防、防潮柵門等の新設または既存施設の補強改修等を実施する。また、近時海岸地域の開発により冬期波浪の越波による塩害が甚しくなってきているので、護岸・消波工等による越波防止を行い、後背地の保全を図る。

(2) 侵食対策事業

侵食による被害が発生するおそれのある海岸に侵食防止対策を行い、後背地の保全を図る。

(3) 事業実施の留意事項

- ① 海岸事業は、後背地、管理区分により建設海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）、港湾海岸（国土交通省港湾局所管）、漁港海岸（農林水産省水産庁所管）、農地海岸（農林水産省農村振興局所管）に分かれて実施しているので、事業実施に当たっては、各管理者間の緊密な連絡調整を図る。
- ② 観光レクリエーションの将来需要を配慮した海浜利用と調和のとれた海岸事業を実施するよう考慮する。
- ③ 環境および景観へも配慮した海岸事業を実施するよう考慮する。

第2 高潮防災対策の推進

国、県および市町は、高潮災害のおそれのある区域について、それぞれの必要に応じて、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮による浸水が想定される区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。

第3 警戒避難体制の整備

- (1) 沿岸市町は、波浪、高波、高潮等に備え危険地域の住民に対する情報伝達、避難、海面監視等の体制を整備する。この場合において観光客等の短期滞在者に対する対応も考慮するものとする。また、避難訓練を実施し万全を期するものとする。
- (2) 沿岸市町は、高潮災害のおそれがある区域について、高潮による危険箇所、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。
- (3) 市町は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

第3節 土砂災害予防計画

台風、集中豪雨等による土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害の防止を図るための計画である。

第1 土砂災害対策

荒廃した山地、渓流からの集中豪雨等による土砂災害（土石流災害、がけ崩れ災害、地すべり災害等）から人命、財産を守るために、本節第3による土砂災害警戒区域において、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業および地すべり対策事業を推進する。特に、土砂災害特別警戒区域内に保全人家のある箇所、土砂災害警戒区域内に保全人家の多い箇所、要配慮者利用施設がある箇所を優先する。

(1) 砂防事業

山地の荒廃、集中豪雨等による土石流、土砂流出災害に対処するため、これらの発生のおそれがある渓流およびその流域について、砂防法の基準に基づく「砂防指定地」に指定し、砂防堰堤等の砂防施設の整備を図る。また、当該区域である旨の表示板を設置し、住民に周知する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業

集中豪雨等によるがけ崩れ災害に対処するため、がけの高さ5m以上、勾配30度以上の地域で、かつ急傾斜地の崩壊により危害の生ずるおそれのある人が5戸以上ある箇所、または5戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館、社会福祉施設等に危害が生ずるおそれがある箇所について、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の基準に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」に指定し、その土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難または不適当と認められるものについて、擁壁工等の急傾斜地崩壊防止施設の整備を図る。また、当該区域である旨の表示板を設置し、住民に周知する。

(3) 地すべり対策事業

土地の一部が地下水等に起因して地すべりを起こし、その面積が5ha、市街化地域にあって2ha以上の地域で、かつ多量の崩土が河川に流入し、下流に被害を及ぼすおそれがある箇所、または鉄道、道路、公共建物（官公署、学校または病院等）および10戸以上の人家に被害を及ぼすおそれがある箇所について、地すべり等防止法の基準に基づく「地すべり防止区域」に指定し、排水施設等の整備を図る。また、当該区域である旨の表示板を設置し、住民に周知する。

(4) 事業実施の留意事項

砂防、治山、河川改修、農地防災等の各種事業で実施されている各防災事業と相互に調整を行い、事業執行の適正化、効率化を図るとともに、環境および景観への影響を考慮配慮する。

第2 山地災害対策の推進

山腹の崩壊、崩壊土砂の流出が現に発生し、または発生するおそれのある保安林で、その危害が直接人家または公共施設に及ぶ危険性がある地域について、森林法に基づき、治山事業による治山施設の整備や森林の維持造成を通じて、山地災害の未然防止を図る。また、当該区域である旨の表示板を設置し、住民に周知する。

第3 土砂災害警戒区域の指定等

県は、土砂災害のおそれのある区域について警戒避難体制を整備するため、基礎調査結果を公表するとともに、土砂災害警戒区域を指定し、インターネット等により公表する。あわせて、市町へ警戒区域に関する情報を提供する。

(1) 土砂災害警戒区域のうち、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、次の措置を講ずる。

- ① 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- ② 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ③ 建築物の土砂災害対策のための改修への支援措置
- ④ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ⑤ 区域外への移転者等への支援措置

(2) 土砂災害が発生し土砂の流出状況が変化した場合や、土砂災害対策工事が実施された場合など、あらためて基礎調査を実施し、調査結果に基づき速やかに警戒区域等の解除または再指定を行う。

第4 規制区域および対策施設の管理

県は、それぞれの法令の規定により、災害を助長または誘発する原因となる行為の制限を行うため、砂防指定地・急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域・保安林（以下、規制区域とする）において、行政パトロール等により現状を把握し、違法行為の中止や現状復旧を命ずる。

また、当該区域内における災害の未然防止および被害の軽減を図るために、特に梅雨期、台風期の前、融雪期等に防災関係機関等の協力を得て、合同パトロールを実施し、対策施設の点検を行う。

第5 警戒避難体制の整備

市町は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集および伝達、予報または警報の発令・伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、情報伝達方法、避難場所および避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努めるものとする。

特に、市町は、市町地域防災計画において、警戒区域内に社会福祉施設、病院、幼稚園、学校等の要配慮者利用施設があるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称および所在地について定めるものとする。名称および所在地を定めた施設については、市町は、市町地域防災計画において、当該施設の所有者または管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。

(1) 規制区域・土砂災害警戒区域や山地災害危険地区の周知

市町は、地域防災計画に規制区域・土砂災害警戒区域や山地災害危険地区を掲載し、関係住民に周知を図る。土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、県は、関係部局と連携し、その周知を図るものとする。

(2) 情報の収集および伝達体制の整備

県および市町は、日頃から過去の経験を基にどの程度以上の雨量があれば災害発生の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、雨量計や警報装置等の整備に努めるものとする。また、インターネット等を活用し、土砂災害警戒情報、気象情報、雨量情報等の伝達体制を整備する。さらに、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を発見した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

(3) 避難勧告等の発令基準の設定

市町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

(4) 土砂災害ハザードマップ等の作成

市町は、土砂災害警戒区域や避難経路、避難場所の所在等の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するものとする。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

(5) 自主防災組織の育成

市町は、災害情報の収集および伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、住民の協力を得て、自主的な防災組織の育成に努めるものとする。

第6 要配慮者利用施設の所有者または管理者の責務

土砂災害警戒区域に位置し、市町地域防災計画に名称および所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項等について定めた避難確保計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画について市町長に報告するものとする。

第4節 暴風・竜巻等災害予防計画

暴風・竜巻等によって、建物等の倒壊や破損、飛来物による被害が生じることから、防災関係機関が、被害の軽減・防止を図るための計画である。

第1 暴風・竜巻等の防災対策

県および市町は、暴風・竜巻等により、公共施設や備品等が倒壊・飛散しないよう日頃から対策を講じ、被災した家屋等に使用するビニールシートや土のう等を備蓄するとともに、事業者に対し、建物や付属物、工事現場等の資機材等が倒壊・飛散しないための対策を講じるよう徹底を図る。

また、暴風・竜巻等による人的被害や、建物、立木および標識等の物的被害に備え、速やかに救出救助やガレキ撤去等の応急対策を実施する体制を整備する。

第2 情報の収集・伝達体制の整備

県および市町は、暴風・竜巻等による災害が発生した場合に、速やかに関係機関と災害情報を共有できるよう、日頃から連携体制の整備に努める。

気象台は、暴風・竜巻等による被害の軽減に資するために、強風注意報、暴風警報、暴風特別警報や竜巻注意情報を発表し、県および市町へ伝達する。

また、竜巻注意情報が発表された場合において、県、市町および関係機関は、気象情報（気象庁HP、テレビ、ラジオ）の確認や屋外の空の変化に注意するなど情報の収集に努める。

第3 住民への普及啓発

県および市町は、暴風・竜巻等による被害を軽減・防止するため、以下の点について、住民に普及・啓発を行う。

(1) 被害の予防対策

- ・強風注意報、暴風警報、暴風特別警報、竜巻注意情報等の情報の入手手段（テレビ、ラジオ等）を確認する。
- ・身の回りの屋内外の避難場所、避難方法を確認する。
- ・ガラスの破碎防止対策（飛散防止フィルムを張ること等）を講じる。

(2) 暴風・竜巻等への対応（屋内にいる場合）

- ・雨戸・シャッター等を閉める。
- ・ガラス飛散防止のためカーテンを閉める。
- ・建物の中心部等の窓から距離のある場所へ移動する。

(3) 暴風・竜巻等への対応（屋外にいる場合）

- ・電柱や街路樹等の付近を避けて、堅固な建物に避難する。

第5節 農業災害予防計画

風水害等の災害による農地、農作物の被害の防止を図るための計画である。

第1 農地保全事業の推進

農地および農業用施設の災害の発生を未然に防止するため、湛水防除、老朽ため池整備、用排水施設整備、防災ダム整備、および土砂崩壊防止事業を推進し、農業生産の維持および農業経営の安定を図り、併せて県土の保全に資する。

(1) 湛水防除事業

流域の開発環境の変化により湛水の被害のおそれのある地域において、これを防止するため、排水機、樋門、排水路等の新設、改修を図る。

(2) 老朽ため池整備事業

農業用のため池のうち老朽化による決壊を防止するため、早急に整備を要するものについて、堤体の補強その他必要な管理施設の新設、改修を図る。

(3) 用排水施設整備事業

自然的・社会的環境の変化に伴い、効果の低下した用排水施設の機能回復を図るため、排水機、樋門、用排水路等の新設、改修を図る。

(4) 防災ダム整備事業

洪水調節により農業関係被害等を防止するため、防災ダム新設を図る。

(5) 土砂崩壊防止事業

土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するため、擁壁、土砂溜堰堤、水路等の新設、改修を図る。

(6) 事業実施の留意事項

農地防災、河川改修事業相互間の連絡調整を行うよう考慮する。また、環境および景観へも配慮する。

第2 防災営農対策の推進

各種災害による農作物等の被害（病害虫を含む。）の減少を図り、防災営農を推進するため、防災営農指導体制の確立ならびに防災営農技術の確立および普及を図る。

(1) 防災営農指導体制の確立

県は、防災営農技術の普及ならびに気象および災害対策事項等諸情報の末端への迅速な伝達に努めるものとする。このため、市町、農業関係団体等と緊密に連携をとる。

(2) 防災営農技術の確立および普及

県は、防災営農技術についてそれぞれの部門ごとに災害に対応した技術指導を確立し、市町および農業関係団体等に示すとともに、研修会等を開催して、これの普及を図る。

第6節 火山災害予防計画

火山現象による被害の防止を図るための計画である。

第1 白山の概況

国が設置する火山噴火予知連絡会により、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性および社会的影響を踏まえて「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として、50火山が選定されている。

本県には選定された火山はないものの、本県から近く、石川県と岐阜県との県境に位置する白山が選定されており、気象庁火山監視・警報センターにおいて火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。

白山の火山災害時に登山道における入山規制等の防災対策をとるべき市町（以下、火山周辺市町という。）は以下のとおりとする。

火山名	市町名
白山	大野市、勝山市

第2 白山火山防災協議会

県および火山周辺市町は、白山の火山活動が活発化した場合の総合的な避難対策を平常時から関係機関が共同で検討する体制として、石川県、岐阜県、関係市町村、国等の関係機関が連携して設置する白山火山防災協議会に参画する。

また、県および火山周辺市町は、平常時からの白山火山防災協議会における登山者の避難等に係る共同検討を通じて、白山の火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上を図る。

第7節 火災予防計画

消防体制の充実強化、防火思想の普及徹底等火災予防のための計画である。

第1 総合的な消防計画の策定

市町は、「市町消防計画の基準」に基づき、地域の火災その他の災害等の危険度および消防力を勘案した総合的な消防計画を策定する。

第2 消防力の強化

(1) 消防体制の強化

市町は、複雑多様化、大規模化する火災その他の災害に対処するため、広域消防体制の整備を促進するとともに、消防に関し協定を結び、相互に応援する体制を充実強化する。

県は、消防組織法第44条に基づく広域的応援体制の整備に努めるものとする。

(2) 人的消防力の強化

① 消防職団員の充足

市町は、「消防力の整備指針」に基づき、消防職員の充足および消防団員の確保を図るものとする。

② 消防団の活性化対策の推進

市町は、消防団への青年、婦人層の参加を促進し、消防団の施設、装備の充実強化を図るとともに、啓発活動を積極的に行うものとする。

③ 消防職団員の教育訓練

県は、消防職団員の防災に関する高度の知識および技術の向上を図るため、県消防学校において教育訓練を行うとともに、市町が行う一般教養訓練について指導するものとする。

市町は、消防職団員の防災に関する知識および技術の向上を図るため、これらの者を県消防学校および消防大学校に派遣するほか、一般教養訓練の計画を作成し、実施するものとする。

(3) 物的消防力の強化

① 消防施設の強化

市町は、「消防力の整備指針」に基づき、消防施設の拡充強化を図るものとする。

ア 市街地においては、自然的、社会的状況に応じて、消防署等を設置し、所要の消防ポンプ自動車等必要資機材を配置する。

イ 市町の実情に応じて、はしご付き消防自動車、化学消防自動車等を配置する。

また、消火薬剤についても同様とする。

ウ 初動および活動体制を確保するため、引き続き消防庁舎の耐震化ならびに消防機動力、無線通信施設および個人装備の充実を図る。

② 消防水利の強化

市町は、「消防力の整備指針」および「消防水利の基準」に基づき消防水利の強化を図るものとする。

ア 消火栓および防火水槽の整備を促進するとともに、自然水利の整備確保を図る。

防火水槽については、耐震化を推進するものとする。

イ 消防水利の不足または道路事情により消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設および可搬式動力ポンプの整備を促進し、地域の消火体制の強化を図る。

③ 消防施設等の整備点検

市町は、火災その他の災害に際して行動を迅速に行うため、現有消防ポンプ自動車等の整備および点検を実施することにより、常に性能の維持向上を図り、即応体制の確立を期する。

第3 火災予防対策

(1) 一般建築物の不燃化

火災の延焼を阻止し、最小限の被害にとどめるため、一般建築物の不燃化を図る。

① 木造の建築物について、屋根の不燃措置および外壁の延焼防止措置による不燃化の指導を行う。

② 不特定多数の人の用に供する火災荷重の大きい建築物、火災発生危険度の大きい建築物および危険物の貯蔵または処理の用に供する建築物について、耐火構造または準耐火構造とするなど、建築物の不燃、耐火化の指導を行う。

③ 不特定多数の人の用に供する特殊建築物、3階以上の建築物、延べ面積が1,000m²を超える

建築物、無窓建築物および火気使用室等は、その壁および天井の仕上げについて、防火材料を使用するよう指導を行う。

(2) 火災予防査察の強化

消防機関は、消防法に規定する予防査察を消防対象物の用途および地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、予防対策の強化を図る。

(3) 防火管理者制度および防災管理者制度の推進

消防機関は、消防法第8条および第36条の規定に基づき、選任されている防火管理者および防災管理者に対し、防火対象物および防災管理対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気使用の監督、収容人員の管理、その他防火および防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

(4) 消防設備士の資質の向上

県は、消防設備士に対し、消防用設備等に関する技術の進歩に対応した資質を備えさせるため、消防設備士講習を実施する。

(5) 自主防火体制の強化

消防機関は、事業所等の自衛消防組織の育成を図るとともに、自主防災組織の育成等地域ぐるみの自主的防火体制づくりを積極的に推進する。

(6) 住宅防火対策の推進

県および消防機関は、住宅火災の発生防止や住宅火災による被害を軽減するため、関係機関や団体と協力して防火意識の啓発や住宅防火診断の実施等の住宅防火対策の推進を図るものとする。

(7) 防火思想の普及

消防機関は、関係機関や団体と協力して、あらゆる機会を利用し、地域住民に対し、防火思想および知識の普及徹底を図る。

第4 文化財火災予防対策

指定建造物の防火施設と管理上の注意事項について、県教育委員会、市町教育委員会、消防機関等は、協力して所有者、管理者等を指導し、周知徹底を図るものとする。

(1) 防火施設の整備

- ① 消火設備、警報設備等を整備する。
- ② 避雷装置を設置する。
- ③ 消防用水の確保措置を講ずる。
- ④ 消火活動を容易にするため進入道路を確保する。
- ⑤ 防火扉、防火帯、防火壁、防火戸等を設け延焼防止の措置を講ずる。

(2) 自主防火体制の整備

- ① 防火管理体制を整備し管理の万全を図る。
- ② 環境の整理、整頓を図り、火気の発見を容易にする。
- ③ 火気の使用を制限し、または禁止させる。
- ④ 火災危険箇所の早期発見と改善改修を図る。
- ⑤ 火災警戒は定時に巡視し厳重に実施する。
- ⑥ 自衛消防組織を結成し計画的な訓練を実施する。

第8節 建築物災害予防計画

災害に対する建築物の安全性を高めることにより被害の発生を防止するとともに、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性、浸水対策等を強化することにより、災害対策の円滑な実施を図るための計画である。

また、民間の施設および一般建築物等については、防災対策の重要性の周知徹底を行うとともに、日常の点検等を促進し防災対策を図る。

第1 防災上重要な建築物

県および市町は、所管施設のうちから、災害応急対策上の重要性、有効性等を鑑みて、防災上重要な建築物を指定する。

これらの建築物については、耐震診断を実施し、必要なものは、順次耐震補強を図るとともに、浸水防止対策等を推進し、安全性の向上を図る。

第2 一般建築物

県および建築主事を置く市町は、災害時における建築物の安全性を高めるため、既存建築物の耐震性の向上を推進するとともに、特殊建築物については次の対策を講ずる。

- (1) 学校、病院、興業場、百貨店等の特殊建築物およびその設備について、定期的に所有者等からその状況を報告させ、または実地に調査し、その結果に基づいて適切な指導を行う。
- (2) 特殊建築物のうち不特定多数が使用するものについては、特に査察を実施し、その結果に応じて、改修等必要な助言、勧告を行う。
- (3) 一定規模以上の特殊建築物およびエレベーター、エスカレーター、特定の建築設備については、定期的にその状況を調査資格者に調査させ、その結果の報告を求め、防災上必要な助言、勧告を行う。

第3 その他の構造物

県および市町は、地震時におけるブロック塀の倒壊防止、窓ガラス・看板等の落下防止、家具等の転倒防止、アーケードの安全対策、地下街等の浸水対策等について必要な措置を講じる。

第4 防災集団移転促進事業およびがけ地近接危険住宅移転事業

(1) 防災集団移転促進事業

市町は、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域または建築基準法第39条の規定により指定された区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進する。

(2) がけ地近接危険住宅移転事業

市町は、がけ地の崩壊、土石流等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内の危険住宅の移転を促進する。

第9節 災害に強いまちづくり計画

防災空間の確保等都市防災の総合的推進を図るとともに、積雪時にも配慮した災害に強いまちづくりを推進するための計画である。

第1 都市防災構造化対策事業計画の策定推進

県は、県民の生命、身体の安全確保を図るために必要な都市の防災施設を計画的に整備するためのガイドラインを作成する。

市町は、国の「防災都市づくり計画策定指針」に従い、防災都市づくり計画を策定し、都市防災構造化対策の推進を図る。

第2 都市防災の推進

県および市町は、市街地再開発事業や地区計画などを活用し、積雪時にも配慮しながら既成市街地の耐震性、耐火性の向上を図るとともに、土地区画整理事業などの実施により災害に強い安全で快適なまちづくりを推進する。

第3 建築物の不燃化

防火、準防火地域の指定、建築物の不燃化の推進等により、災害時の被害防止に努める。

(1) 防火、準防火地域の指定

- ① 防火地域は、容積率が400%以上の商業地域については、原則として指定を行う。
- ② 準防火地域は、建ぺい率80%以上の商業地域、近隣商業地域について指定を推進する。

(2) 公営住宅の不燃化推進

既存の公営木造住宅は、逐次耐火構造に建て替えるものとする。

第4 防災空間の整備

県および市町は、都市公園、都市緑地、道路空間、河川空間、港湾空間の整備を進め、災害時における避難場所、避難路の確保、延焼防止、救援活動の円滑な実施を図る。

(1) 都市公園の整備

県および市町は、災害時の避難場所あるいは防火帯の用に供する都市公園の整備を推進する。

(2) 都市緑地の整備

県および市町は、緩衝、避難等の用に供する都市緑地および街路樹の整備を推進する。

(3) 道路空間の整備

- ① 広域的な防災体制および地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路の計画的な整備を推進する。
- ② 幹線道路については、災害時の緊急物資輸送ルート、避難ルート等としての機能を考慮し整備する。
- ③ 幹線以外の道路については、幹線道路と有機的に連携し、避難場所への円滑な避難を考慮し整備する。

(4) 河川空間の整備

県および市町は、河川敷にヘリポート、緊急用道路、船着場等を整備し、防災空間としての活用を図る。

(5) 港湾空間の整備

国、県は、耐震強化岸壁の整備を図り、港湾背後市街地内での避難地と連携して、港湾区域内に避難緑地の整備など、オープンスペースの確保を図り、市町とともに避難地や緊急物資の保管用地として震災時の防災拠点としての利用を図る。

第5 被災宅地危険度判定士の養成

県は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減および防止ならびに被災宅地の円滑な復旧に資するための被災宅地危険度判定士を養成する。

第10節 電気通信施設、放送施設災害予防計画

電気通信施設および放送施設の災害予防のための計画である。

第1 電気通信設備災害予防対策

西日本電信電話株、(株)NTTドコモ、KDDI株およびソフトバンク株は、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について浸水防止対策等の予防措置を講じ万全を期するものとする。

(1) 災害予防対策

災害による故障発生を未然に防止するため、次のとおり防災設計等を行い万全を期する。

- ① 豪雨、洪水または津波等のおそれがある地域に設置されている電気通信設備の耐水構造化
- ② 暴風または豪雪の恐れがある地域に設置されている電気通信設備の耐風または耐雪構造化
- ③ 地震、火災災害に対する重要電気通信設備の耐震、耐火構造化
- ④ 主要な伝送路の多ルート構成またはループ構成

(2) 災害対策用機器の配備

災害が発生した場合において被害を迅速に復旧し、電気通信サービスを確保するため、次の災害対策用機器等を配備する。

- ① 非常用無線衛星通信装置、非常用無線装置
- ② 移動電源車、発電発動機
- ③ 非常用移動電話局装置、車載型基地局装置
- ④ 応急復旧用ケーブル
- ⑤ その他災害対策用機器

(3) 災害時措置計画の整備

災害が発生した場合において通信不能地域をなくし、電気通信サービスを確保するため、次の災害時措置計画を作成する。

- ① 伝送措置（伝送路、回線切替、臨時回線の作成等）
- ② 交換措置（う回路変更、利用制限等）
- ③ 手動台措置（手動台臨時中継、利用者への利用案内等）

第2 放送施設災害予防対策

日本放送協会福井放送局、福井放送株、福井テレビジョン放送株および福井エフエム放送株は、非常災害が発生し、または発生するおそれのある場合における放送電波の確保を図るため、あらかじめ定められた計画により、放送設備、局舎設備について予防措置を講じるとともに、災害報道体制を整備するものとする。

(1) 放送設備等の耐震対策および浸水防止対策を強化する。

(2) 非常用資機材および消耗品等を定量常備する。

(3) 放送設備等の整備、点検

災害警戒時には、次の設備について整備、点検を行う。

- ① 電源設備
- ② 給排水設備
- ③ 中継、連絡設備
- ④ 放送設備、空中線関係設備

第11節 電気施設、ガス施設災害予防計画

電気施設およびガス施設の災害予防のための計画である。

第1 電気施設災害予防対策

電気事業者は、災害による電気設備の被害を軽減し、安定した電力供給の確保を図るため、災害の種別ごとにあらかじめ定められた計画により、施設、設備の整備、管理を行うとともに、応急復旧体制の整備を図るものとする。また、電気施設の耐震性および浸水防止対策の強化を図るものとする。

(1) 風水害、地震対策

① 発電設備および変電設備

施設、付属設備およびその防護施設について点検、整備を行うとともに、非常用電源を整備する。

② 送配電設備

ア 重要設備、回線等に対する災害予防対策を実施する。

イ 土砂採取等に対する鉄塔基礎周辺の保全対策を推進する。

ウ 橋梁および建物取付部における耐震性の強化を図る。

エ 電線路付近における飛来物に対する予防対策をとる。

(2) 落雷対策

変電設備に耐雷遮へいおよび避雷器を重点的に配置するとともに、系統保護継電装置を強化する。

送配電設備については、架空地線および避雷器を設置して雷害対策を強化する。

(3) 通信設備の強化

主要通信系統の二重ルート化、健全回線の切替えによる応急連絡回線の確保、無停電電源および予備電源の確保および移動無線応援体制の整備等を図る。

(4) 電気設備予防点検の実施

電気設備に関する技術基準の定めるところにより、定期的に工作物の巡視、点検を実施するほか、

自家用需用家を除く一般需用家の電気工作物の調査等を行う。

(5) 災害対策用資機材の整備および輸送体制の確保

① 資機材の整備

本店、支店、営業所およびその他の業務機関は、地域的条件を考慮して、災害対策用資機材の必要数量を整備しておくものとする。

② 資機材の輸送

本店、支店、営業所およびその他の業務機関は、災害対策用資機材の輸送計画を作成するとともに、輸送力を確保しておくものとする。

第2 ガス施設災害予防対策

ガス事業者は、災害発生の未然防止を図るとともに、被災時のガス設備の被害を軽減し、さらに、ガスによる二次災害の防止を図るため、ガスの製造、供給に係る施設、設備の整備、管理を行うとともに、応急復旧体制の整備を図るものとする。

(1) 製造設備および供給設備の充実ならびに維持管理

ガス発生設備、石油類貯蔵槽およびガスホルダー等について耐震性を十分に考慮して設置し、防油、防液堤、消火設備および保安電力設備等の拡充に努める。

これらの設備については、保安規程に定めるところにより、定期的に点検、検査、見回りを実施する。

(2) 導管および付属設備の整備

導管、整圧器およびバルブ等の付属施設については、保安規程に定めた方法で設置するとともに、導管については、耐震性を考慮したものを使用する。また、これらの設備については、保安規程に定めるところにより、定期的に点検、検査、見回りを実施する。

(3) 災害対策用資機材の整備

緊急事態が発生した場合に早急に応急復旧措置ができるよう、移動無線系による通信体制を強化するとともに、導管材料等必要な資機材を整備し、定期的に確認を行う。

(4) 防災関係機関との相互協力体制の確保

市街地においてガス漏れによる爆発事故が発生した場合に、迅速、的確に対処できるよう、あらかじめ関係機関と協議しておくものとする。

第12節 上下水道施設災害予防計画

水道および下水道施設の災害予防のための計画である。

第1 上水道施設災害予防対策

県および市町は、災害による水道施設の被害を最小限に止め、速やかに水の供給を確保するため、水道施設の整備増強および給水体制の整備を推進する。

(1) 施設等の整備

県および市町は、水道整備事業および配水管整備事業等の実施について、水道施設設計指針および水道施設耐震工法指針等により、施設の耐震化を図るものとする。飲料水兼用耐震性貯水槽の整備に努めるものとする。

(2) 応急復旧用資機材の整備

県および市町は、原水処理薬剤や応急復旧用資機材の整備、備蓄を推進する。

(3) 応急復旧体制の整備

県および市町は、災害により被災した水道施設の応急復旧を図るため、必要な体制を整備する。

第2 下水道施設災害予防対策

県および市町は、早急に進む市街化に対応して、浸水災害等の被害を防止し、市街地の環境整備および公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道施設の整備増強を図るとともに、応急復旧用資機材の整備、備蓄および応急復旧体制の整備を図る。

特に、下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

第13節 交通施設災害予防計画

鉄道、道路、港湾および空港施設の災害予防のための計画である。

第1 鉄道施設

鉄道事業者は、鉄道施設の防災構造化を推進するとともに、応急復旧体制の整備を図るものとする。

(1) 施設、整備の防災構造化

- ① 風水害による浸水または盛土箇所の崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土や法面改良を実施する。
- ② 耐震性を考慮した線区防災強化を推進し、橋梁等について要注意構造物を解消するよう努める。
- ③ 列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動列車制御装置の設置等安全施設整備事業を推進する。

(2) 列車防護装置の整備

- ① 地震発生時の列車安全運転確保のため、感震器の設置を推進する。
- ② 列車無線を整備する。
- ③ 線路保守上、特に危険性のある箇所または工事中等で一般路線に比べて強度が低い線路構造物の近くに特殊信号装置を設置する。

(3) 防災関係資機材の整備および点検

クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、発電機、レール、電線等を整備、点検するとともに、重機械類については、民間企業から緊急に協力が得られるようあらかじめ体制を整える。

(4) 避難誘導および応急復旧体制の整備

異常事態発生時に旅客の避難誘導を円滑に行うとともに、鉄道施設の応急復旧体制を整備する。

第2 道路施設

道路管理者（国土交通省近畿地方整備局、高速道路会社、県、市町等含む。以下「道路管理者」という。）は、道路施設の防災構造化を推進するとともに、災害が発生した場合の応急復旧体制の整備を図るものとする。

(1) 道路施設の整備

災害時における道路施設の機能を確保するため、道路法面等の路面への崩落および路体の崩壊が予想される箇所、橋梁、横断歩道橋、隧道、アンダーパス部等について調査を実施し、補修箇所等対策工事の必要箇所の整備を促進する。

(2) 道路啓開用資機材の確保

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能の確保のため、レッカーカー、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材を確保できる体制の整備に努める。

第3 港湾施設等

災害時の、被災直後の緊急物資および避難者の海上輸送に充てるとともに、被災した港湾施設等が復旧するまでの間、最小限の港湾施設等の機能を保持するため、港湾施設等の防災構造化を推進する。

また、港湾および漁港管理者は、発災後の緊急輸送または地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。

(1) 港湾施設等

県は、航路および泊地の機能維持に努めるとともに、必要に応じて耐震性を備えたけい留施設の整備を図る。また、台風、高潮災害による被害を防止するため、必要となる防災施設の整備、拡充を図る。

(2) 漁港施設

県および市町は、荷捌き時や荒天時における漁船の避難等のため、静穏な泊地および漁船のけい留施設の機能維持に努めるとともに、必要に応じて耐震性を備えたけい留施設の整備を図る。また、台風、高潮災害による被害を防止するため、必要となる防災施設の整備、拡充を図る。

第4 空港（公共用ヘリポート）施設

県は、災害時における空港施設を緊急空輸基地として活用する。

第14節 防災関係施設設備、資機材、物資整備等計画

防災関係機関が、応急対策の円滑な実施のために必要とする施設、設備の整備および緊急必要物の確保についての計画である。

第1 情報通信施設の整備

防災関係機関は、災害の初動期における情報連絡活動の重要性を認識し、情報通信施設設備の整備を推進するとともに、最新の情報通信関連技術の導入など、通信設備の運用体制の強化を図る。

(1) 無線通信施設の整備

① 県

福井県防災行政無線

災害時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、県庁、県出先機関、市町、消防本部および国の出先機関に設置した無線通信設備である。

《整備目標》

- (ア) 防災行政無線を有効に機能させるため、夜間の運用体制の確立を図る。
- (イ) 気象予警報等を迅速かつ正確に伝達するため、ファックスの整備・拡充を行う。
- (ウ) 災害時における通信のふくそうを軽減するため、通信統制等必要な措置を充実する。
- (エ) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動多重無線装置の整備および携帯無線機の増強を図る。
- (オ) 通信回線の信頼性を向上させるため、多ルート化に努める。
- (カ) 県内の主要防災関係機関への通信回線の確保に努める。
- (キ) 各種テレメーター回線の一元化を図る。

② 福井県警察本部

警察無線

警察本部、警察署等に設置した無線通信設備である。

《整備目標》

- (ア) 災害時における通信のふくそうを軽減するため、通信統制等必要な措置を充実する。
- (イ) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、衛星通信の高度化の推進および各種無線機の増強を図る。

③ 市町

ア 市町防災行政無線

災害時における応急対策および地域住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため、市町が設置する無線通信設備である。

《整備目標》

- (ア) 防災行政無線を有効に機能させるため、夜間の運用体制の確立を図る。
- (イ) 災害時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災行政無線の整備、充実を促進する。
- (ウ) 地域住民に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、同報用受信設備の充実を図る。
- (エ) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動無線車の整備および携帯無線機の増強を図る。
- (オ) 市町内の主要防災関係機関への通信回線を設置する。

イ 市町業務用無線

水道およびガス事業等を行うため、市町が設置する無線通信設備である。

《整備目標》

- (ア) 業務用無線を有効に機能させるため、夜間の運用体制の確立を図る。
- (イ) 業務用無線を有効に機能させるため、移動無線車の整備および携帯無線機の増強を図る。

ウ 消防無線

消防および救急活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防本部が設置する無線通信設備である。

《整備目標》

- (ア) 県内の各消防本部と相互に通信することができる共通波の充実を図る。
- (イ) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動無線車の整備および携帯無線機の増強を図る。

(ウ) 消防広域応援体制の確立に備え、全国共通波の充実を図る。

④ 指定行政機関等の無線通信設備

ア 敦賀海上保安部

海上保安業務を実施するために、海上保安庁が設置した無線通信設備である。

イ 近畿地方整備局福井河川国道事務所、足羽川ダム工事事務所、九頭竜川ダム統合管理事務所
河川、道路等の管理および防災対策を実施するため、国土交通省が設置した無線通信設備である。

ウ 消防庁（県危機対策・防災課）

災害時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、消防庁が、消防庁、都道府県に設置した無線通信設備である。

⑤ 指定公共機関等の無線通信設備

ア 西日本電信電話㈱

災害時における加入電話のバックアップ装置として、必要最小限度の公衆通信を確保するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等に設置する無線通信設備である。

イ その他の無線通信設備

西日本旅客鉄道㈱、日本赤十字社、電気事業者、金融機関、放送機関、新聞通信社、鉄道事業者および漁業協同組合等が設置する無線通信設備がある。これらの無線通信設備についても、必要に応じて設備の充実に努めるとともに、運用体制の強化を図るものとする。

⑥ 無線従事者資格者の養成

無線通信設備の管理者は、無線局の適正な運用を図るため、無線従事資格者の養成を図る。

(2) 有線通信設備の整備

防災関係機関は、災害時優先電話の有効な活用体制を強化する。

このため、防災関係機関は、内部構造において災害時優先電話の位置付けを明確にするとともに、電話番号を関係機関に通知するものとする。また、西日本電信電話㈱福井支店は、電気通信設備の整備と防災管理に努めるとともに、電話網運営体制を整備する。

(3) 防災相互通信用無線の整備

防災関係機関は、災害時に相互に通信することのできる防災相互通信用無線の重要性を認識し、整備、増強に努めるものとする。

《整備目標》

(ア) 防災関係機関は、無線局の整備、増強を図る。

(イ) 防災関係機関は、想定される災害に応じた運用体制の整備を図る。

(4) 衛星携帯電話の整備

県は、被災地域において既設の通信ルートが遮断した場合や県防災行政無線のバックアップ用として、市町および消防本部に衛星携帯電話を配備する。

また、市町は、災害時に孤立するおそれのある集落等で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

(5) 防災情報システムの整備

防災情報の一元化および高度情報化に資する防災情報システム構築の重要性を認識し、整備、充実を行う。

① 河川・砂防総合情報システム

県内の雨量、河川水位、土砂災害警戒情報などをインターネット、携帯サイトで提供したり、登録者にメール配信を行うシステム

ア 県内各地に設置された観測装置にて、雨量や河川水位などの情報を提供する。

イ 福井地方気象台から提供された雨量や注意報・警報などの気象情報を提供する。

ウ 近畿地方整備局から提供された雨量、河川水位などの情報を提供する。

エ 県と福井地方気象台が共同して県管理の5河川（足羽川、竹田川、日野川（中流）、笙の川、南川）の洪水予測を行い、それに基づき発表する洪水予報の情報を提供する。

オ 県と福井地方気象台は共同して大雨による土砂災害が発生するおそれが高まったとき、土砂災害警戒情報を発表する。また県はその補足情報として土砂災害の危険度を県ホームページ等で提供する。

② 道路交通情報システム

異常気象による災害を未然に防止するため、道路の状況や道路交通の状況を収集伝達するシステムである。

(③) 防災システム導入上の留意事項

(ア) 県は、災害時の膨大な情報通信を円滑に処理し、的確な応急対策を実施するため、総合的な防災情報システムの構築を検討する。

(イ) 防災関係機関は、所掌する業務についてシステム化を行う場合には、他機関への情報の提供に留意するものとする。

(6) 緊急警報放送受信機の普及

県、市町および関係機関は、緊急警報放送受信機の普及に努めるものとする。

第2 気象等観測体制の整備

気象等観測施設の設置者および管理者は、常に観測が正確に行われるよう、観測設備を準備するとともに、観測者の観測技術の習熟および精度の向上を図り、観測体制の整備充実に努めるものとする。

また、観測した気象資料について、気象等観測施設の設置者および管理者は、観測データを共有するなど気象観測体制を強化するものとする。

第3 防災資機材等の整備、調達

防災関係機関は、応急対策の実施のため、災害用装備資機材等を、あらかじめ整備充実するとともに、保有資機材等は随時点検を行い、保管に万全を期するものとする。

(1) 整備資機材等

① 警備、救助用舟艇の増強

② 特殊車両の増強

③ その他の災害用装備資機材

ア 空気呼吸器等の救助用資機材

イ エンジンカッター等の工作用資機材

ウ トランジスターメガホン等の工作用資機材

エ ろ水器等の後方支援用資機材

(2) 保有資機材等の点検

① 点検に際して留意すべき事項

ア 機械類

(ア) 不良箇所の有無

(イ) 機能試験の実施

(ウ) その他

イ 物資、機材類

(ア) 種類、規格および数量の確認

(イ) 不良品の有無

(ウ) 薬剤等効能の確認

(エ) その他

② 点検整備結果と措置

点検実施の結果は、常に記録しておくとともに、資機材等に損傷、欠落等が発見されたときは、修理、補充等必要な措置を講じるものとする。

第4 災害対策用ヘリポートの整備

市町は、災害時の救助救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑にするため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定および整備に努めるものとする。

(1) ヘリポートの選定

ヘリポートは、学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から、次の事項に留意して選定するものとする。

① 十分に平坦であり、ヘリコプターの離着陸に耐えうる地盤堅固な土地であること。

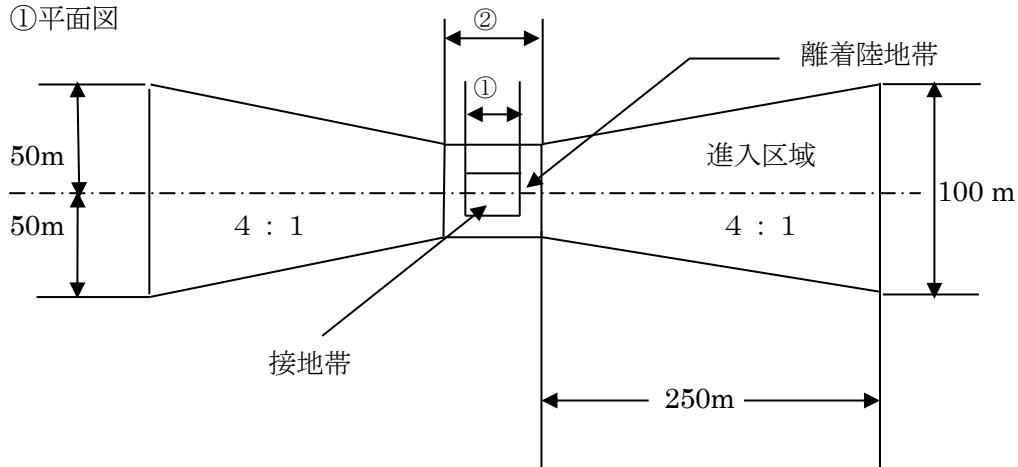
② 最大縦断勾配および最大横断勾配は、それぞれ5%以内であること。

③ 車両の進入路があること。

④ 図の斜線上に障害物がないこと。

回転翼航空機の場合の進入区域、進入表面、仮想離着陸地帯の略図

①平面図



①接 地 帯：長さ及び幅は使用機の全長以上の長さとする。

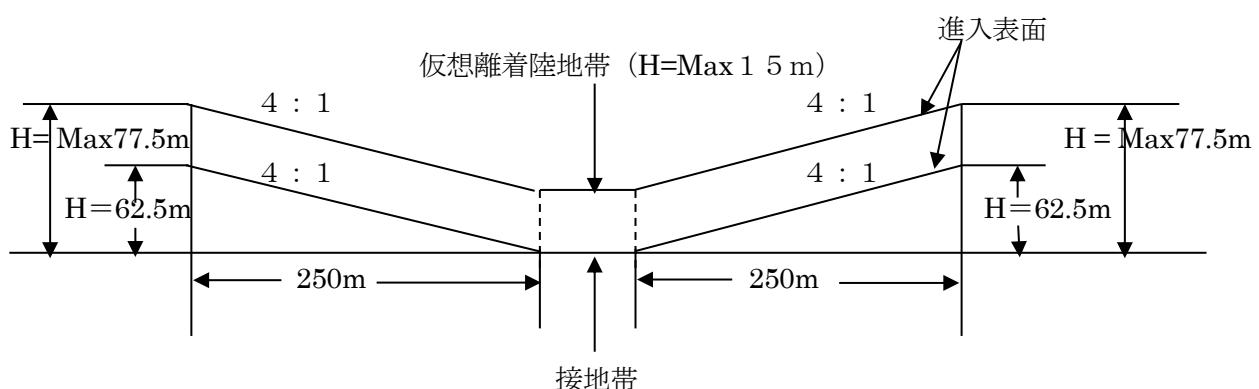
②離着陸地帯：長さ及び幅は使用機の全長に 20 m以上を加えた長さとする。

※全長が 20 mを越す機材については全長の 2倍以上の長さとする。

※離着陸地帯は原則として地上に設定する。但し、周囲環境により地上に設定できない場合、障害物の程度により

「仮想離着陸地帯」として 15 mまでの高さを限度に離着陸地帯の上空に設定することができる。

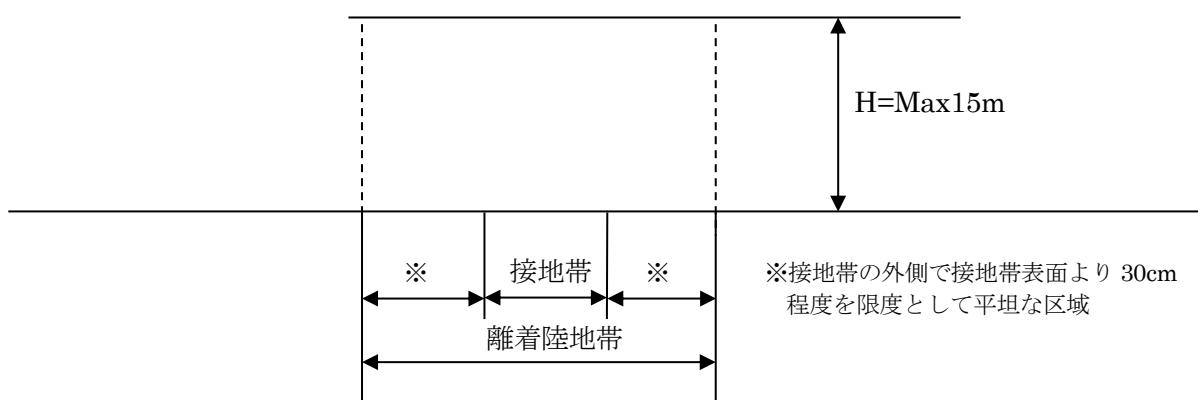
②進入表面断面図



③転移表面断面図

(転移表面は設定せず)

仮想離着陸地帯



(2) 林野火災における空中消火基地

林野火災における空中消火基地は、(1) ヘリポートの選定によるほか、特に次の事項に留意して選定するものとする。

- ① 水利、水源が近いこと。
- ② 複数の駐機が可能であること。
- ③ 補給基地が設けられること。
- ④ 気流が安定していること。

(3) 県への報告

市町は、新たにヘリポートを選定した場合には、市町地域防災計画に定めるとともに、県に次の事項を報告するものとする。また、既存のヘリポートについて、隨時、点検を行い、変更を行う必要がある場合も同様とする。

- ① ヘリポート番号
- ② 所在地（緯度、経度）および名称
- ③ 施設等の管理者および電話番号
- ④ 無障害地帯面積（○m × ○m）
- ⑤ 付近の障害物等の状況（略図添付）

(4) ヘリポートの管理

市町は、選定したヘリポートの管理について、平素からヘリポートの管理者と連絡を保ち、現状の把握に努めるとともに、常に使用できるように配慮しなければならない。

第5 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) 県および市町は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。
- (2) 県および市町は、廃棄物処理施設について、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

第15節 緊急事態管理体制整備計画

緊急事態に備えるため、機能的な活動体制の整備を図るための計画である。

第1 階層的防災生活圏構想の推進

消火、救助、避難、医療救護等の防災活動を有効かつ機能的に実施するため、自治会、小学校区（必要な場合には中学校区等）、市町、広域ブロック、県といった階層構造を防災生活圏として設定し、それぞれの防災生活圏ごとに包摂する下位の防災生活圏を支援する。

このために必要な機能（応援部隊・ボランティアの活動調整、支援物資の集配、備蓄）を備えた防災活動拠点や地域情報センターとなる施設を原則として小学校区にそれぞれ整備し、応援部隊・ボランティアの活動調整や支援物資の集配に当たるほか、平常時における備蓄等の機能を分担する。

また、小中学校等が避難所となった場合に備えて、教職員の緊急時の活動マニュアルを作成するとともに、避難所受入れ体制の整備として、避難所機能と教育機能の両立を含め、避難所としての利用・運営方法等を定める。

表 防災生活圏の階層ごとの役割

階 層	役 割
自 治 会	<ul style="list-style-type: none">・自主防災組織の基礎的単位・避難所を設定・基本的な防災資機材等を備蓄
小 学 校 区	<ul style="list-style-type: none">・自主防災組織の中核的単位・拠点避難所、地域情報センターを設定・拠点避難所は、避難所への物資等の供給拠点の役割も果たし、地域情報センターは区域内の情報収集・提供の拠点となる・耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、防災資機材等を備蓄
中 学 校 区	<ul style="list-style-type: none">・高齢者に対するサービスの拠点である老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターの設置の単位・要配慮者に対するサービスの基本的単位ともなる
市 町	<ul style="list-style-type: none">・防災活動の司令塔的単位・災害時における拠点避難所に対する食糧、生活必需品の供給等の調整やそのための備蓄に当たる
広 域 圈	<ul style="list-style-type: none">・県内を福井・坂井、奥越、丹南、嶺南の4圏域に分けて設定・市町間における物資調達の調整、備蓄の融通を図る
県	<ul style="list-style-type: none">・防災活動に関して、市町、防災関係機関、他都道府県、国との連絡調整に当たる

表 階層ごとの施設、設備

階 層	施 設 ・ 設 備
自 治 会	<ul style="list-style-type: none">・町内公民館・集会場、集落センター等を避難所として設定・鋸やバールなど基本的な防災資機材等を備蓄
小 学 校 区	<ul style="list-style-type: none">・小中学校等を拠点避難所および地域情報センターとして設定・情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、非常食や防災資機材等を備蓄
中 学 校 区	<ul style="list-style-type: none">・老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄
市 町	<ul style="list-style-type: none">・防災活動や拠点避難所、地域情報センターに対するコントロールタワーとして、指揮命令機能や情報通信機能等を有する総合防災センターを整備・拠点避難所等に対する食糧、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄

広域圏	・圏域内の市町に対する支援物資の集配や応援部隊、ボランティア等の調整の拠点となる地域防災基地を整備 ・広域的に融通できるよう食糧、生活必需品等を備蓄
県	・県の災害対策本部となる防災センターやそのバックアップ施設となるサブセンター、市町等と結ぶ防災行政無線、防災情報パソコンネットワークを整備

第2 地域防災活動体制

市町は、住民や自主防災組織が災害時に活動できる施設や資機材の整備に努める。

(1) 防災資機材の概要

初期消火用	可搬式動力ポンプ、消火器、組立型水槽等
救助活動用	携帯用無線機、ハンドマイク、発電機等
救護活動用	濾過器、救急医療器セット、防水シート、簡易トイレ等
訓練用	ビデオ、映写装置、訓練用消火器具等

(2) コミュニティ防災拠点施設の概要

研修、会議、備蓄を行うことができる防災の拠点施設

第3 市町防災活動体制

市町は、物資の集積、救急、救援活動や災害時のボランティアの受入れを目的とした地域防災拠点、市町防災行政無線等の情報通信施設、食糧・日用生活品等の備蓄倉庫、避難所や庁舎等の非常用電源等の整備に努めるとともに、対応する災害に応じて浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努めるものとする。災害時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、診療所、学校や防災活動の中心となる庁舎については、耐震化を図る。

市町は、災害時において、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施の体制の整備に努めるものとする。

県は、市町に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

第4 市町消防活動体制

市町は、応急活動の中核となる消防における防災資機材等の整備充実に努める。

また、災害時に避難誘導および情報伝達、救助等の防災業務の中心となる消防庁舎については、耐震化を図る。

消防水利	耐震性防火水槽の整備
車両	消防自動車、特殊車両（緊急消防援助隊用を含む。）等の整備
資機材	ファイバースコープ、音響探知器等の救助用資機材

第5 県の緊急事態管理体制

(1) 総合防災センターの機能充実

災害対策を強力に推進するためには、総合防災センターの機能の充実を図ることが必要であることから、雨量および降積雪量の影響、地震の被害想定結果等幅広い対応を考慮し、職員に対する防災研修の実施、総合防災センターの設備等の充実等を推進する。

① 職員に対する防災研修の実施

災害対策本部を早急に立ち上げ、迅速かつ円滑に機能させるとともに、職員自身が自覚と責任を持って行動できるようにするために、本部に従事する職員だけでなく全ての職員に対する幅広い防災研修を実施する。また、専門的な人材の育成確保を図ることが重要であることから、研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等人材育成を体系的に図る仕組みを構築する。

② 総合防災センターの設備等の充実等

災害発生後、迅速に災害対策本部を設置し、その業務を円滑に遂行できるよう、県は、総合防災センターの設備等の充実を図るとともに、県庁舎の被災に備えて、そのバックアップ機能を有するサブセンターの設置について検討する。

③ 情報収集システムの整備

災害情報を迅速に収集するため、震度情報ネットワーク、津波警報受信システム、ヘリコプターテレビ電送システム、無線電話、携帯電話等を有効に活用するとともに、大型のテレビ画面、地図情報等を用いた総合防災システムの整備を推進するほか、高層ビル屋上、山頂等へのテレビカメラの設置について検討する。

④ 広域的防災拠点となる地域防災基地の整備

県は、災害時に必要な物資の備蓄および各地から集まった支援物資の集積、配送を行うための施設として、広域圏ごとに地域防災基地を整備する。

この地域防災基地は、耐震耐火備蓄倉庫や執務室、宿泊室等を備え、備蓄機能のほか災害対策連絡事務所としての支援機能を備えたものとするよう配慮する。

また、福井市の防災センターおよび福井市防災ステーション等各市町が整備する地域防災拠点施設との緊密な連携を図り、物資等の広域的な集積、配送に努める。

⑤ 広域物流拠点の指定

大規模地震等が発生した際、国や他都道府県からの大量の支援物資を円滑に受け入れ・仕分けし、市町に配送するため広域物流拠点を予め指定する。

<広域物流拠点>

区分	施設	住所
嶺北	福井県産業会館（1号館、2号館）	福井県福井市下六条町103
	サンドーム福井（イベントホール）	福井県越前市瓜生町5-1-1
嶺南	つるがきらめきみなと館	福井県敦賀市桜町1-1

(2) 防災関係機関相互における通信連絡設備の整備

災害時には、防災活動の円滑な推進とともに住民に対する適切な情報提供のため、情報通信手段・経路の多様化を図ることがあることから、県および市町の防災行政無線の整備や多様な媒体の活用、機動性のある緊急通信手段の確保等を推進する。

① 県および市町の防災行政無線の整備

県防災行政無線（防災情報ネットワーク）については、地上系と衛星系および有線の3ルート化により防災関係機関との確実な通信連絡回線を確保するよう努める。

市町の防災行政無線については、移動系未設置町村の解消に努めるとともに、同報系の設置を促進する。

さらに震度情報についても、防災行政無線によるネットワーク化を図る。

② 多様な媒体の活用

防災を目的とする情報通信手段、経路の多様化を図るため、防災行政無線をはじめとする各種の電波通信媒体や西日本電信電話㈱等の電話回線、農協等の有線放送、さらには、テレビやラジオ、CATV等の放送媒体など多様な媒体の活用を進める。

(3) 住民に対する情報連絡・伝達設備および体制の整備

① 多様な媒体の活用

災害時の円滑な防災活動の遂行と住民等に対する適切な情報を提供するに当たり、緊急通信手段を確保するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、コミュニティ放送局、FM文字多重放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、地上デジタル放送等新たな媒体の活用を図り、コミュニティ放送局についても、災害時に活用するため、その設置の検討を進める。

また、その他の媒体として、現在、広報に用いている電光掲示板、有線放送や県が構築した災害情報インターネットシステム（県および市町が発する災害情報等を集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信するLアラート（災害情報共有システム）を含む）、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の活用を図る。

さらに、県内で設置されているCATV局の活用を図ることとし、緊急時における利用や平常時のネットワーク化を進める。

② 伝達媒体との連携強化

県は、現在、放送要請協定により放送機関と協力体制をとっているが、あらゆる伝達媒体との連携を図るため、災害時における相互の情報交換、協力および情報提供のあり方等の検討を進める。

③ 要配慮者に対する情報連絡・伝達設備および体制の整備

要配慮者に対する情報連絡・伝達設備および体制については、本章第19節「要配慮者

災害予防計画」によるものとする。

(4) 緊急輸送路の確保体制の整備

消火、救出、医療等の防災活動を強力に実施するためには、広域的な体制の確立が不可欠であることから、陸海空による緊急輸送路の確保等について、積雪時等にも配慮しながら施策を推進する。

① 陸海空による緊急輸送路の確保

県は、緊急輸送物資の種別による優先順位などの基本方針を確立するとともに、道路、鉄道、海路、空路の利用を相互に補完させるよう調整した総合的な緊急輸送路確保計画を早急に策定する。

② 公共交通機関による輸送の確保対策

速やかに代替交通手段を確保するための被害状況の把握（被害の程度、復旧の見込み）代替道路、道路交通規制などの必要な情報の連絡体制等について、交通事業者、県、市町等の関係機関においてマニュアル化を図る。

また、鉄道、バス、トラック、タクシー等の種別、台数等の現況調査を隨時行い、公共交通機関の活用を図るとともに、他府県への義援物資の輸送に必要となる車両や乗務員の迅速な確保および義援物資受入の際に地理、交通情報を伝達する手段の確保を図る。

(5) 市町との連携強化

災害時に防災活動を強力かつ円滑に推進するため、市町トップセミナーや市町防災担当者実務研修会を開催するとともに、円滑な防災活動のために地域別広域調整連絡会議の開催や市町間の相互広域応援体制の充実を図る。

① 市町トップセミナーの開催

県は、防災に関する第一線の行政機関である市町の首長などの幹部職員を対象に、県や国の防災に対する基本的な考え方や主要な施策を紹介し、防災行政に対する理解を深めるためのセミナーを開催する。

② 市町防災担当者実務研修会の開催

市町地域防災計画の改定を推進するため、県は、実務担当者に対して、計画に関する研修会を開催するとともに、各種の情報を提供する。

また、定期的な実務研修会の開催により、市町の防災行政の積極的な推進を図る。

③ 広域的調整

県は、市町地域防災計画が他の市町や県の計画と整合性をもって作成されるよう、広域的調整に配慮する。

④ 市町間の広域応援協定の締結

県内で災害が発生した際、全ての市町が相互に協力し、広域的に各種の応援を実施、受け入れるため、県と全市町による包括的な相互広域応援体制を充実する。

⑤ 市町が被災情報を報告できなくなった場合の情報収集体制

被災市町から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県は、県職員が被災市町の情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を、あらかじめ作成するよう努めるものとする。

(6) 企業等との連携強化

企業等と行政の連携の強化を図るため、事業者と業界・商工団体、農林水産関係団体、行政間の連絡体制を整備するほか、企業の初期活動マニュアルの整備を促進する。

① 企業の初期活動マニュアルの整備促進

商工団体、業界団体等は、福井県地域防災計画を基本とし、発災時の初期消火、避難誘導、負傷者の救出救護、関係組織への通報等の初期活動マニュアルを始めとする各事業者の防災計画の作成を指導する。

各事業者は、積極的に防災計画の作成を図る。

② 事業者と業界・商工団体、農林水産関係団体、行政間の連絡体制の整備、連携の強化

県および市町は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

また、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県および市町が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

県は、被災後、早急に産業復旧対策を講じるため、各事業者、各業種の被害状況について、パソコンネットワークやファックス等による連絡ルートの確立を図るとともに、営業再開に向けた

復旧対策および支援体制等の整備、緊急雇用対策等を推進する。

また、災害時において、農林水産関係施設等の被害状況を早急に把握するため、県と市町、関係団体等との連絡体制および役割分担を定めたマニュアルを策定し、毎年更新する。

さらに、県内の市場における物資の保管、輸送および产地との連携調整等県内の市場間で相互支援が可能な体制を整備する。

③ 金融機関等との連携の強化

災害時の緊急な資金需要に対応するため、県および関係機関、金融機関等は、相互に連携しながら、必要な現金の引き出しに配慮するとともに、低利融資、信用保証の拡充等を図る。

- (7) 県および市町は、国民保護の対応と併せて、夜間・休日等に発生する災害の非常事態に対処するため、24時間即応できる体制の整備を検討する。

第6 公的機関等の業務継続性の確保

県、市町等の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

特に、県および市町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第7 公共建物等における番号標示

(1) 標示番号の周知

県は、近隣府県、自衛隊等のヘリコプターによる上空からの建物の識別を容易にするため、公共建物等の屋上に整備した識別番号について、各建物の名称、所在地、識別番号等を記載した一覧表を県警察本部、近隣府県、自衛隊、県内市町および消防本部等にあらかじめ送付し、周知を図る。

(2) 標示番号の管理

各建物の管理者は、災害時において他府県、自衛隊等のヘリコプターが上空から容易に当該建物を特定できるよう、標示番号が識別できる状態を確保する。

第8 活動体制の整備

活動体制の整備に当たっては、地域の実情に応じ計画的に整備する。

また、事業の実施に当たっては、防災基盤整備事業、公共施設等耐震化事業、国庫補助事業、県費補助事業等の活用を図りながら整備を進める。

第16節 避難対策計画

第1 計画の方針

市町は、災害から人命の安全を確保するため、関係機関と連携して地域の災害特性や災害危険性を踏まえ計画的に避難対策の推進を図る。

なお、市町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民等の安全を確保するための指定緊急避難場所、被災者が一定期間避難生活を送るための指定避難所および避難路を指定し、住民に対し周知徹底を図る。また、避難場所における救助施設等の整備に努める。

第2 指定緊急避難場所

(1) 指定緊急避難場所の指定

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、市町は、災害対策基本法施行令（以下、政令という。）で定める基準に適合する災害の危険が及ばない場所または施設を、災害ごとに、指定緊急避難場所として、その管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図るものとする。

なお、特に風水害における指定緊急避難場所の指定に当たっては、市町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。また、地域住民に対し、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

市町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

(2) 指定緊急避難場所に関する通知等

市町は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、または重要な変更を加えようとするときは、市町長に届出を行う。

市町は、指定緊急避難場所が廃止され、または政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

(3) 住民への周知

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていることおよび避難の際には発生するおそれのある災害に対応した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、指定避難所が必ずしも特定の災害の指定緊急避難場所に指定されていない場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

市町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。県および市町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

第3 指定避難所

(1) 避難所の指定

円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、市町は以下の事項について調査し、政令で定める基準に適合する学校や公民館等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図るものとする。

指定避難所について、市町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについては、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。

また、市町は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施

設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

(2) 指定避難所に関する通知等

市町は、指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、または重要な変更を加えようとするときは、市町長に届出を行う。

市町は、指定避難所が廃止され、または政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

(3) 避難所の備蓄

市町は、指定避難所またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

(4) 避難所の設備

市町は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

避難所は次の表の各地域ごとに掲げる施設・設備を備えるよう努めるものとする。

地 域	施 設 ・ 設 備
自 治 会	<ul style="list-style-type: none">・町内公民館・集会場、集落センター等を避難所として設定。・鋸やバーナーなど基本的な防災資機材等を備蓄。
小 学 校 区	<ul style="list-style-type: none">・小中学校等を拠点避難所および地域情報センターとして設定。・情報端末となるパソコンや耐震性防火水槽（貯水槽）を備え、非常食や防災資機材等を備蓄。・仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備・施設内またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄
中 学 校 区	<ul style="list-style-type: none">・老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄。（二次避難所）

(5) 避難所の運営管理に必要な知識の普及

市町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

第4 避難路等避難誘導体制の整備

市町は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、住民に対する周知徹底を図る。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

第5 広域避難のための体制の整備

県および市町は、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在にかかる応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

市町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第17節 医療救護予防計画

災害時の医療救護活動の確保について、初期医療体制、後方医療体制および広域的救護体制の整備を図るための計画である。

第1 医療救護活動体制の確立

(1) 初期医療体制の整備

市町は、応急救護所の設置、救護班の編成、出動について地元医師会と協議して、あらかじめ計画を定めるとともに、自主防災組織等の軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援体制の計画を定めておくものとする。

県は、市町からの要請があったとき、または必要があると認めたときに、市町との連携のもと、医療救護所の設置、医療救護班の派遣を行うための計画をあらかじめ定める。

この場合において、救急告示病院等を医療救護所の拠点と位置付け、建物の耐震構造の強化、医薬品の備蓄体制の整備を指導する。

県は、災害が発生した際に、救出・救助部門と合同して、災害現場で速やかに救命活動を実施する体制の導入について検討する。

(2) 後方医療体制の整備

県は、救護所における救護班で対応できない重傷者等を収容するため、災害拠点病院を後方支援病院と位置付け、重篤患者の受入れ施設の確保体制の整備を促進する。

また、県立病院は、後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たる。

後方支援病院においては、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。

(3) 医薬品等の確保

県は、災害直後に必要となる麻酔、消毒薬、包帯などの一次医療医薬品等の備蓄について、医薬品等卸売業者等と協定を締結している。

今後、救護班および後方医療機関の行う医療活動実施のために必要な医薬品および衛生材料等を円滑に供給できる体制の整備を図る。

(4) 広域的応急医療体制の確立

広域応急医療体制を確立するため、医療救護班の派遣、患者の受入れ、対応する患者の分担など連絡体制等災害時の広域的な医療体制を整備する。

このため、医師会、公的病院等で構成する福井県地域医療推進会議を開催し、本県における医療救護システムのあり方や県、市町、関係機関・団体等のネットワーク化について検討を行う。

国、県、市町および医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に確保するため、広域災害・救急医療情報システム（医療情報ネットふくい）およびEMI Sの利用環境整備に努め、入力操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

(5) 医療救護所間の情報通信体制の整備

県、市町等は、医療救護所の予定施設として、病院や健康福祉センター、保健センター等に設置されているパソコンの端末化を促進するとともに、未設置箇所へのパソコンの設置を促進する。

こうした端末のオペレーターの確保、育成の面から、医療関係者に対する広報を進める。

さらに、普段からパソコンネットワーク運用のノウハウを蓄積するため、常設のネットワークを開設する。

(6) 航空搬送拠点の整備

県は、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり航空搬送拠点として使用することが適当な民間空港、自衛隊の基地、大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。なお、これらの航空搬送拠点には、広域後方医療機関と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定の基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努めるものとする。

(7) 中長期における医療体制の充実

県は、市町、地元医師会、地域の災害拠点病院関係者等と連携し、急性期から中長期へ移行するための医療提供体制を構築する。

第18節 広域的相互応援体制整備計画

大規模災害における広域の相互応援体制を整えるための計画である。

第1 県内広域相互応援体制

(1) 福井県・市町災害時相互応援協定

県および市町は、市町独自では十分な災害応急対策が実施できない場合に備え、当該市町が他の市町に要請する災害応急対策を円滑に遂行するため締結した「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき、密接な連携体制を整備する。

(2) 福井県広域消防相互応援協定

県および市町（消防事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）は、県内の消防における相互応援体制を確立するため、県下の全市町が参画する「福井県広域消防相互応援協定」を活用し、消防広域応援体制を整備する。

第2 県外広域相互応援体制

県域を越えた広域的防災体制を確立するため締結した関係府県との相互応援協定に基づき、密接な連携体制を整備する。

(1) 近隣県との協定

岐阜県と締結している「災害時の相互応援に関する協定」

奈良県と締結している「福井県・奈良県災害時等相互応援に関する協定」

石川県と締結している「福井県・石川県災害時等相互応援に関する協定」

(2) ブロック単位の協定

石川県および富山県と締結している「北陸三県災害相互応援に関する協定」

中部9県1市で締結している「災害応援に関する協定」

中部9県で締結している「中部9県災害時等の火葬の相互応援に関する覚書」

近畿2府7県で締結している「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」

近畿2府8県および近畿2府8県バス協会で締結している「大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」

近畿2府8県、近畿2府8県放射線技師会および日本診療放射線技師会で締結している「原子力災害時の放射線被ばく防止に関する協定」

近畿2府8県、近畿2府8県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会近畿2府8県本部、全国賃貸住宅経営者協会連合会および日本賃貸住宅管理協会で締結している「大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」

(3) 全国都道府県の協定

全国知事会の「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定書」

第3 協定締結機関との協定

現在締結されている協定は次のとおりであるが、県内における災害応急対策が適確かつ円滑に行われるようにするため、必要に応じ、県域を統括する民間団体等とあらかじめ応援協定を締結するものとする。

(1) 放送要請

日本放送協会福井放送局、福井放送株式会社、福井テレビジョン放送株式会社、福井エフエム放送株式会社、福井県ケーブルテレビ協議会、NPO法人たんなん夢レディオおよび敦賀FM放送株式会社それぞれと締結している「災害時における放送要請に関する協定」

(2) 医療救護

一般社団法人福井県医師会と締結している「災害時の医療救護に関する協定」

一般社団法人福井県歯科医師会と締結している「災害時の歯科医療救護に関する協定」

一般社団法人福井県薬剤師会と締結している「災害時における医療救護活動に関する協定書」

公益社団法人福井県看護協会と締結している「災害時の救護活動に関する協定書」

福井県医療機器協会と締結している「災害における医療材料等の供給等に関する協定書」

福井県医薬品卸業協会と締結している「災害における医薬品の供給等に関する協定書」

一般社団法人日本産業・医療ガス協会北陸地域本部と締結している「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」

近畿臨床検査薬卸連合会と締結している「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」

(3) 応急生活物資供給

福井県生活協同組合連合会と締結している「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」

福井県経済農業協同組合連合会、福井県地方卸売市場協議会、福井市中央卸売市場協会、株式会社バロー、福井県米穀株式会社、有限会社南部酒造場、株式会社ハイピース、株式会社若狭瓜割、株式会社おおい、福井市（企業局）、池田町（振興開発課）、高浜町（総務課）、北陸コカ・コーラボトリング株式会社、サントリーフーズ株式会社（北陸支店）、キリンビバレッジ株式会社北陸支社、大塚製薬株式会社金沢支社、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマートおよび株式会社セブン-イレブン・ジャパンそれぞれと締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」

(4) その他

日本レスキュー協会と締結している「災害救助犬の出動に関する協定書」

一般社団法人福井県産業廃棄物協会と締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」

中日本高速道路株式会社と締結している「福井県と中日本高速道路株式会社との包括的提携協定書」および「災害時等における相互協力に関する協定」

西日本高速道路株式会社と締結している「福井県と西日本高速道路株式会社との包括的提携協定書」および「災害時等における相互協力に関する協定」

一般社団法人福井県電業協会と締結している「災害時における県有電気施設の応急対策業務に関する協定」

一般社団法人福井県建設業協会と締結している「災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定」および「広域災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定」

一般社団法人建築業協会と締結している「災害時における県有建築物の応急対策業務等に関する協定」

一般社団法人福井県測量設計業協会と締結している「災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定」

公益社団法人土木学会関西支部と締結している「災害時における調査の相互協力に関する協定」

セントラルヘリコプターサービス株式会社と締結している「災害航空応援協力協定」

一般社団法人福井県トラック協会および一般社団法人福井県バス協会と締結している「災害時等における緊急・救援輸送に関する協定書」

福井県漁業協同組合連合会と締結している「災害時等における緊急輸送活動に関する協定書」

一般社団法人福井県エルピーガス協会と締結している「災害時等における緊急用LPGガス供給に関する協定書」

全国日本高速道路レッカー事業協同組合と締結している「災害時等における障害物撤去等に関する協定書」

福井県理容生活衛生同業組合と締結している「災害時における理容サービス業務の提供に関する協定書」

福井県美容業生活衛生同業組合と締結している「災害時における美容サービス業務の提供に関する協定書」

公益社団法人福井県ビルメンテナンス協会と締結している「災害時における公共建築物の清掃および消毒等に関する協定書」

公益社団法人福井県宅地建物取引業協会と締結している「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」

株式会社福井銀行と締結している「災害時等における相互協力に関する協定書」

福井県石油業協同組合と締結している「災害時等における石油燃料の供給に関する協定書」

石油連盟と締結している「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」

福井県葬祭業協同組合および全日本葬祭業協同組合連合会と締結している「災害時における棺および葬祭用品の供給等ならびに遺体の搬送等の協力に関する協定書」

国土交通省北陸地方整備局、新潟県、富山県、石川県、一般社団法人日本埋立浚渫協会北陸支部、北陸港湾空港建設協会連合会、一般社団法人日本海上起重技術協会北陸支部、全国浚渫業協会日本海支部、一般社団法人日本潜水協会、一般社団法人海洋調査協会および一般社団法人港湾技術コンサルタンツ協会と締結している「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」

福井県倉庫協会と締結している「災害時等における物資の保管等に関する協定書」

西日本段ボール工業組合と締結している「災害時等における段ボール製品の供給に関する協定書」
福井県旅館ホテル生活衛生同業組合と締結している「災害時における被災者への宿泊施設等の提供に関する協定書」

ヤフー株式会社と締結している「災害に係る情報発信等に関する協定」

株式会社アクティオ、株式会社カナモトおよび株式会社レンタルのニッケンそれぞれと締結している「災害時等における資機材の供給に関する協定書」

株式会社ケンユーおよび株式会社ニードそれぞれと締結している「災害時等における災害用トイレ等の供給に関する協定書」

福井県行政書士会と締結している「災害時における行政書士による被災者支援に関する協定書」

国土交通省近畿地方整備局、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社、中日本高速道路株式会社名古屋支社、中日本高速道路株式会社金沢支社、西日本高速道路株式会社関西支社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社および一般社団法人日本建設業連合会関西支部と締結している「災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書」

N T Tタウンページ株式会社と締結している「防災啓発情報の発信に関する協定書」

一般社団法人福井県タクシー協会と締結している「災害時等における緊急・救援輸送に関する協定書」

福井県生コンクリート工業組合と締結している「災害時における消防水利等の確保に関する協定書」

第4 協定締結機関との合同訓練等

応援協定の締結機関に対する応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請手順、連絡方法・窓口等を取り決めておき、それらに基づく通信訓練等を含めた合同防災訓練を実施する。

第5 広域応援・受援体制の整備

県および市町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整えるものとする。

県は、国や市町等と協力し、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムに基づく全国の被災市町村への応援や本県で災害が発生した場合の受援等について、円滑な実施に努めるものとする。

第19節 防災訓練計画

災害に際し応急対策活動を迅速・的確に実施できるよう各種の防災訓練を行い、防災体制の確立と防災意識の高揚を図るための計画である。

第1 実施責務および協力

- (1) 災害予防責任者は、個別にまたは共同して、必要な訓練を行うものとする。
- (2) 災害予防責任者の属する機関の職員、従業員は、防災計画等の定めるところにより、防災訓練に参加するものとする。
- (3) 住民その他関係諸団体は、災害予防責任者の行う防災訓練や地域の防災訓練などに、参加、協力するものとする。
- (4) 災害予防責任者は、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第2 訓練の種別

- (1) 実地訓練

- ① 水防訓練

県および市町水防管理団体は、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、個別にまたは相互に協力して水防訓練を実施するものとする。

- ② 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、独自にまたは相互に協力して訓練を実施するものとする。特に学校、病院、工場、興業所など多数の者が出入りし、勤務し、利用する場所における自衛消防組織等の訓練の実施を推進するものとする。

- ③ 救助救護訓練

県および市町等災害救助実施機関は、災害発生の際、迅速かつ的確な救助、救護を実施するため、おおむね次の事項等について訓練を実施する。

ア 避難

イ 炊き出し、給水

ウ 物資輸送

エ 医療助産

オ 救出

- ④ 通信連絡訓練

県、市町および各防災関係機関は、災害時における通信情報連絡を迅速かつ的確に実施するため、平素より連絡体制の整備と通信手段、機材の操作等について万全を期するため、訓練を適時実施するものとする。

- ⑤ 災害情報連絡訓練

気象予警報その他災害に関する情報、指示、命令および報告等を円滑に実施するため、連絡体制の強化を主に実施するものとする。

- ⑥ 非常通信連絡訓練

災害時において、有線通信系統が不通となり、または利用することが著しく困難になった場合、無線通信系統の円滑な利用を図るとともに、北陸地方非常通信協議会の構成機関が所有する無線局によって、県、市町および各防災関係機関との通信確保のための訓練を実施する。

- ⑦ 非常招集（参考）訓練

県、市町および防災関係機関は、応急活動を実施するために必要な職員の招集または参考が迅速かつ確実に実施できるよう、平素より非常招集（参考）訓練を実施するものとする。

- ⑧ 避難訓練

災害に際し、迅速に避難が実施できるよう地域、学校、病院、青少年教育施設、事業所、交通機関等においてあらゆる状況を想定した避難訓練を実施するものとする。

- ⑨ 航空偵察訓練

県および防災関係機関は、応急活動を実施するために必要な情報を収集できるよう、航空偵察訓練を実施するものとする。

- ⑩ 海上保安訓練

海上保安機関は、海上保安業務遂行上必要な溺者救助、海路による避難、防火、排出油等防除、

見張り、通信等諸訓練を実施するものとする。

⑪ 図上訓練

災害予防責任者は、個別にまたは共同して、災害時における応急対策が迅速かつ適切に行えるよう、図上において訓練を実施するものとする。

(2) 総合防災訓練

県は、市町その他防災関係機関および住民が一体となって、相互に連携協力し、災害時における応急対策が迅速かつ適切に行えるよう、総合防災訓練を毎年1回以上実施するものとする。

(3) 自主防災組織と自衛消防組織の合同訓練

県および市町は、事業所における自衛消防組織が、地域における自主防災組織と連携を強め、一體的に防災活動が実施できるよう合同訓練の実施について指導助言を行うものとする。

(4) 関係機関との合同訓練等

自衛隊、海上保安部等に対する派遣要請等が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の分野ごとに、要請手順、連絡方法・窓口、連絡班の受入れ・活動拠点等を取り決めておくこととし、これらに基づく通信訓練や図上訓練等を含めた合同防災訓練や定期協議を実施する。

(5) 広域防災訓練

広域的な応援協力を前提とする県域を越えた近隣府県等との合同による総合的な防災訓練を定期的に実施する。

第3 防災訓練に関する普及啓発

県防災総合訓練や市町、事業所等による防災訓練の参加者となる住民に対して、県や市町の広報など各種の媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

第4 訓練のための通行規制

県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域または道路の区間を指定して、歩行者または車両の道路における通行を禁止し、または制限するものとする。

第5 要配慮者に対する配慮事項

要配慮者に対する配慮事項については、本章第22節「要配慮者災害予防計画」によるものとする。

第20節 防災知識普及計画

防災業務に従事する関係職員および地域住民に対し防災に関する教育、広報を実施し、防災知識の普及を図るための計画である。

第1 防災知識普及計画

(1) 県民に対する防災知識の普及

県および市町は、県民の防災意識の高揚を図るため、各種の手法を活用した教材、マニュアルを作成するほか、県民に対する社会教育、防災に関する様々な動向や各種データの分かりやすい発信などを通じて、防災に対する関心を高め、防災知識を普及させる。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

① 普及の方法

- ア 県の広報媒体の活用
- イ 講習会、研修会、実地研修等の開催（要配慮者にも十分配慮する。）
- ウ 報道機関を通じた広報
- エ 防災週間等に合わせての防災知識啓発行事の開催
- オ 防災週間等に合わせての防災訓練の実施
- カ 防災パンフレット、ハザードマップ、災害発生時の行動マニュアル等の配布
- キ 県民運動としての地域的取組みの推進
- ク メールマガジンの携帯電話等への発信

② 普及の内容

- ア 災害に関する一般知識
- イ 県地域防災計画および各機関の防災計画
- ウ 過去の主な被害事例
- エ 本県における被害想定
- オ 浸水想定区域、土砂災害危険箇所等
- カ 平常時の心得（非常持出品の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策）
- キ 最低3日間、推奨1週間分の水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
- ク 早期避難の重要性等災害発生時の心得
- ケ 警報等発表時、避難指示（緊急）・避難勧告・避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- コ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの決め等）の整備
- サ 各機関の防災対策
- シ その他必要な事項

(2) 防災関係職員の防災研修

防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、職員動員等の非常対応マニュアルを活用するほか、次により防災研修の徹底を図る。また、専門的な人材の育成確保を図ることが重要であることから、研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等人材育成を体系的に図る仕組みを構築する。

① 研修の方法

- ア 講習会、講演会等の開催
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 防災活動手引書等の配布
- エ 訓練による実践的研修

② 研修の内容

- ア 県地域防災計画およびこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 気象、水象、地象等災害発生原因についての知識および各種災害の特性
- エ 防災知識と技術

オ 防災関係法令の運用

カ その他必要な事項

(3) 学校における防災教育

県および市町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

① 児童生徒に対しての防災教育

児童生徒に対しての防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な行動力の修得等を図る。

ア 学校教育における防災知識の指導

イ 防災訓練の実施

ウ 学校行事等における指導

② 教職員に対して防災に関する知識の普及を図るとともに、応急時における処置方法を研修する。

(4) 自動車運転者等に対する防災教育

県警察は、自動車の運転者および使用者に対し、災害時における自動車の運行措置について各種講習会等により防災教育を実施する。

(5) 防災上重要な施設の管理者等の防災教育

県、市町および防災関係機関は、防災上重要な施設や危険物を有する施設等の管理者に対して、施設の耐震化の促進や災害時の防災教育を実施する。

(6) 事業者等に対する防災知識の普及啓蒙

県は、事業者等が防災活動を円滑に実施できるよう、市町および商工団体、事業者団体、地域団体等を通じて防災計画の作成を指導する。

(7) 要配慮者に対する防災知識の普及

要配慮者に対する防災知識の普及については、本章第22節「要配慮者災害予防計画」によるものとする。

第2 防災意識調査の実施

県は、県民の震災対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等を必要に応じ実施する。

第3 災害教訓の伝承

県民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。県および市町は、災害教訓の伝承の必要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、県民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。

第21節 自主防災組織等整備計画

地域住民で組織する自主防災組織を育成し、防災活動が効果的に実施されるよう自主防災体制の確立を図るための計画である。

第1 組織の種類

自主防災組織は、次のものとする。

(1) 地域の防災組織

町内会、自治会等で地域住民が自主的に組織し、設置するもの

(2) 施設、事業所等の防災組織

学校、病院、事業所、興業所等の施設および危険物等を取り扱う事業所において、管理者が組織し、設置するもの

(3) 各種団体の防災組織

婦人団体、青年団体、アマチュア無線関係団体等の各種団体が自主的に組織し、設置するもの

第2 組織の編成および構成

(1) 自主防災組織の編成

ア 自主防災組織は、小学校区を中心に地域の実情に応じ、自治会活動に防災活動を組み入れることや、婦人団体や青年団体等その地域で活動している組織の活動に防災活動を組み入れることによりその組織化を図る。

イ 通勤者が多い地域においては、昼間の活動に支障のないよう在宅者中心の組織を編成する。

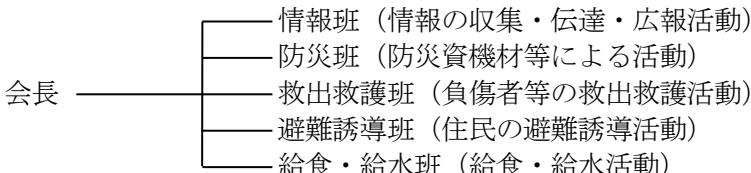
ウ 施設、事業所における自衛消防組織は、地域を構成する一員として地域における自主防災組織に協力参加する。

(2) 自主防災組織の規約

自主防災組織を運営していく上で基本的な事項は、規約で定める。

(3) 自主防災組織の構成

自主防災組織の構成は、それぞれの規約で定めるところであるが、例示すると次のとおりである。



第3 組織の活動内容

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時および災害時において、効果的な防災活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平常時の活動

ア 防災関係機関と住民との間で災害情報が正確かつ迅速に伝えられるようなシステムを確立する。
イ 防災意識の普及を図る。
ウ 防災訓練（避難誘導、初期消火、救出救護等）を実施する。
エ 火気使用設備器具等の点検を指導する。
オ 防災用資機材等の早急な整備および点検を実施する。
カ 住民が非常食・救急医薬品等を常時、備蓄するよう指導する。
キ 住民参加のもとで地域ぐるみの安全点検を実施する。（町内防災点検の日）

(2) 災害発生時の活動

ア 地域内の被害状況および必要な情報を収集し、市町等に通報する。
イ 防災関係機関からの災害に関する情報を地域住民に伝達する。
ウ 被災者の救出救護に当たる。
エ 各家庭に対し、出火防止を呼びかける。
オ 出火した場合は、一致協力して初期消火に当たる。
カ 傷病者、障害者、老人等にも十分配慮し、地域住民の避難誘導に当たる。
キ その他、防災関係機関の行う応急対策活動に協力する。

第4 市町の措置

- (1) 市町は、地域ごとの防災組織の設置および育成を図り、自主防災組織の活動資機材・設備の整備、リーダーの養成、訓練の実施に努める。
- (2) 市町は、災害時に自主防災組織の活動が的確に行われるよう、災害情報の伝達、協力要請、活動指導等についてあらかじめ必要な措置を講じる。
- (3) 市町は、事業所における自衛消防組織が、地域における自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう体制づくりを進めるものとする。

第5 県の措置

- (1) 県は、自主防災組織の育成強化について市町を指導するとともに自主防災組織活動マニュアル等の作成やリーダー養成のための研修を実施する。
特に「防災とボランティアの日、週間」における啓発行事を実施するなど自主的な防災活動の普及に努める。
- (2) 県は、市町が行う自主防災組織の活動資機材・設備の整備、訓練等の実施について支援する。
- (3) 県は、地域における自主防災組織と事業所における自衛消防組織との連携について、市町が実施する体制づくりに助言を行うものとする。

第6 事業所等における防災活動の推進

(1) 活動内容

事業所等は、それぞれの実情に応じた防災計画に基づき、平常時および災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

また、事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定するよう努めるものとする。

① 平常時の活動

- ア 防災関係機関と事業所等の間で災害情報が正確かつ迅速に伝えられるようなシステムを確立するとともに、地域との連携を強化する。
- イ 従業員等に対し、防災教育を行う。
- ウ 防災訓練を実施する。
- エ 火気使用設備器具等の点検を実施する。
- オ 消防用設備等の整備、点検を実施する。

② 災害発生時の活動

- ア 事業所内で災害が発生した場合は直ちに防災関係機関に通報する。
- イ 地域における防災活動に積極的に協力する。
- ウ 火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。
- エ 避難誘導措置をとる。
- オ 負傷者の救出救護に当たる。
- カ その他、防災関係機関の行う応急対策活動に協力する。

(2) 県、市町の措置

特定の危険物等を取り扱う事業所および多数の者が利用する施設等については、消防法により消防計画を作成し、自衛消防組織を設置することが義務付けられているが、それ以外の組織についても自衛消防組織の設置を推進することとし、県および市町は指導に努めるものとする。

また、県および市町は、事業者等が組織する自衛消防組織の組織率向上や事業者等の事業継続計画（B C P）策定に向けて、商工団体、事業者団体、地域団体等を通じた指導や広報を推進とともに、活動の活性化のため、リーダーの育成等に努める。

第7 自主防災組織と自衛消防組織の連携

県および市町は、事業所における自衛消防組織が、地域における自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう体制づくりを進めるものとする。

第8 地区防災計画の作成

市町内の一定の地区内の住民および当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自

発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町防災会議に提案するなど、当該地区的市町と連携して防災活動を行うこととする。

市町は、市町地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市町内の一定地区内の住民および当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第22節 要配慮者災害予防計画

高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に配慮した災害予防対策を推進するための計画である。

第1 高齢者、障害者に配慮したまちづくり

(1) 福祉のまちづくりの推進

高齢者や障害者の社会参加の基盤となる生活環境の改善について、地域社会全体として推進するため、「福井県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障害者に配慮したまちづくりを進める。

(2) 避難路の整備および確保

社会福祉施設等から避難所に至るまでの経路を各施設において点検し、避難する際に障害となる物を除去するなど、避難路の安全確保を図る。

また、不特定多数の人が利用する公共施設において、目や耳の不自由な人のため、光と音を使った非常時用の避難誘導システムの導入を促進するよう検討する。

第2 災害応急体制の整備

(1) 社会福祉施設の耐震化等

県および市町は、スプリンクラーや屋内消火栓の設置、建物構造の耐震化など社会福祉施設等の防災化のための施設・設備の充実強化を指導するものとする。

また、社会福祉施設の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、社会福祉施設の耐震化を図るなど防災化のための施設設備の整備を行うものとする。

(2) 社会福祉施設の災害応急体制

社会福祉施設の管理者は、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担についてマニュアル等をあらかじめ定めておくものとする。

県は、社会福祉施設の管理者に対し、あらかじめ県内や近隣府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受け入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するものとする。

また、県は、社会福祉施設の管理者に対して、災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

(3) 地域ぐるみの救護体制の整備

要配慮者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民や近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努力する。

市町は、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（以下「個別計画」という。）を整備するよう努めるものとする。避難行動要支援者名簿等については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、府舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人同意を得ることにより、または、当該市町の条例の定めた場合等により、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

県は、福祉関係機関等と連携し、市町における避難行動要支援者名簿の作成、個別計画の整備が円滑に進むよう支援する。

また、市町は、災害時におけるホームヘルパー等の介護チームによる在宅や避難所内の要配慮者の介護体制（二次避難所の設置を含む。）を整備する。

(4) 避難所の整備

災害時に避難所となる施設の管理者は、要配慮者の利用を考慮して施設の整備に努めるものとす

る。

また、市町は、病院、社会福祉施設、民間宿泊施設、近隣ビルの高所等の避難場所（一時的な避難場所を含む）への活用について、管理者の理解が得られるよう努めるものとする。

(5) 福祉避難所の指定および周知

市町は、要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられ、安心して生活ができる体制が整備された避難所（以下、福祉避難所という。）をあらかじめ指定し、要配慮者を含む地域住民に周知する。

なお、福祉避難所の指定に当たっては、原則として、耐震・耐火構造で、バリアフリー化された老人福祉センターおよび特別支援学校等の施設を指定する。

第3 情報連絡・伝達設備および体制の整備

避難行動要支援者に対する情報連絡・伝達設備および体制については、要介護高齢者、視覚障害、聴覚障害、肢体障害等、避難行動要支援者の特性にあわせ、「個別計画」を作成する中で整備を図るものとする。

また、要配慮者に対する情報連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送および文字放送の積極的な活用を図るとともに、携帯電話メール等による避難情報の提供、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等についても検討し、具体化を図る。

さらに、手話通訳者等の育成を図り、地域ごとの手話通訳者をあらかじめ確保する。

その他、県および市町は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

第4 避難行動要支援者の避難場所から避難所への運送

市町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

第5 防災知識の普及

(1) 要配慮者に対する防災知識の普及啓発

県は、市町と協力して、漫画、ビデオの手法を取り入れることや外国語版など要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行う。

(2) 社会福祉施設および事業所等の防災知識の普及啓発

社会福祉施設や要配慮者を雇用している事業所等の管理者は、施設職員や入所者等に対し、マニュアル等に基づく防災訓練を実施するなど防災教育の充実を図る。

第6 防災訓練における配慮事項

県および市町は、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

第7 要配慮者に対する災害対策の配慮

県および市町は、各災害対策を講じるに当たっては、要配慮者のための二次避難所の確保など要配慮者に配慮するものとする。

ア 要配慮者の安否確認や必要な支援の内容の把握

イ 生活支援のための人材確保

ウ 障害の状況等に応じた情報提供

エ 粉ミルクや柔らかい食品など特別な食糧を必要とするものに対する当該食糧の確保、提供

オ 避難所・居宅への必要な資機材の設置・配布

カ 避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談の実施

キ 避難所または在宅の要配慮者のうち、第二次避難を要する者についての該当施設への受入れ要請の実施（二次避難所の設置を含む。）

第23節 ボランティア活動支援計画

ボランティア活動に関する研修、資機材の整備、ボランティア活動体制の整備等の支援を行うことにより、円滑なボランティア活動の実施を図る。

第1 災害ボランティア活動の推進

県は、災害ボランティア活動の推進に係る基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めた福井県災害ボランティア活動推進条例に基づき、災害ボランティア活動を総合的かつ計画的に推進する。

第2 ボランティア活動への支援および広域応援体制の整備

(1) ボランティア意識の醸成

県は、さまざまな活動を行うボランティアの育成を図るため、インターネット上でボランティア情報を提供する「福井県社会貢献活動支援ネット」の普及を図り、県民の登録を促進するとともに、電子メールその他の各種広報媒体によるボランティア関連情報の提供を行う。

また、「防災とボランティアの日」、「防災とボランティア週間」において啓発行事を実施し、ボランティア活動の普及に努める。

(2) ボランティア活動への支援

県は、福井県災害ボランティア活動基金を活用し、活動に必要な知識、技能等についての研修会等の開催、コーディネーター、リーダー等の養成、資機材等の整備を図る。

また、必要に応じ、地域防災基地の一部をボランティアの活動拠点に提供するなどの支援を行う。

(3) ボランティア活動体制の整備

県は、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、ボランティア団体等との協働による組織体制を整備するとともに、県内外のボランティア団体等との連携協力を図る。

第3章 災害応急対策計画

第1節 緊急活動体制計画

県下において災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、県、市町および防災関係機関が迅速かつ的確に応急対策を実施するための計画である。

第1 県の配備体制

配備体制ごとの配備基準および職員の参集体制は、次のとおりとする。

配備体制	配備基準	参集体制
注意配備	大雨注意報または洪水注意報が県下の1以上の市町に発表された場合	・危機対策・防災課3名
警戒配備	(1) 大雨警報、洪水警報または暴風警報が県下の1以上の市町に発表された場合 (2) 小規模の災害が発生した場合 (3) 災害の発生するおそれがある場合	・危機対策・防災課5名以上 ・災害に関する課のあらかじめ指定された職員
災害対策連絡室設置	(1) 次のいずれかが県下の1以上の市町に発表された場合 ・記録的短時間大雨情報 ・土砂災害警戒情報 ・河川氾濫警戒情報 ・高潮警報 (2) 大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合 (3) 広範囲にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合 (4) その他災害対策連絡室の設置の必要がある場合	・危機対策・防災課全員 ・各部連絡員 ・災害に関する課のあらかじめ指定された職員
災害対策本部設置	(1) 特別警報が県下の1以上の市町に発表された場合 (2) 大規模かつ広範囲にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合 (3) その他災害対策本部の設置の必要がある場合	・上覧に掲げる者のほか、各部においてあらかじめ指定された職員(ただし、県下全域にわたって甚大な被害が発生し、県の総力をあげて応急対策活動にあたる必要がある場合は、職員全員)

第2 注意配備体制

(1) 配備および解除基準

① 配備基準

大雨注意報または洪水注意報が県下の1以上の市町に発表された場合

② 解除基準

ア 注意報が解除された場合

イ 警戒配備体制への移行が決定された場合

ウ 災害対策連絡室または災害対策本部の設置が決定された場合

(2) 職員の指定

危機対策・防災課長は、注意配備体制において対応する危機対策・防災課員をあらかじめ指定する。

(3) 配備体制の伝達

危機対策・防災課長は、勤務時間外または休日等に注意配備体制をとったときは、参集すべき危機対策・防災課員に伝達する。

(4) 業務内容

参集した危機対策・防災課員は、情報の収集連絡を行う。

第3 警戒配備体制

(1) 配備および解除基準

危機対策・防災課長は、河川課長、道路保全課長、砂防防災課長またはその他災害に関する課の長と協議の上、警戒配備体制をとるものとし、その配備および解除基準は次のとおりとする。

① 配備基準

- ア 大雨警報、洪水警報または暴風警報が県下の1以上の市町に発表された場合
- イ 小規模の災害が発生した場合
- ウ 災害の発生するおそれがある場合

② 解除基準

- ア 警報が解除された場合
- イ 災害応急対策がおおむね完了した場合
- ウ 災害の発生するおそれがなくなった場合
- エ 災害対策連絡室または災害対策本部の設置が決定された場合

(2) 職員の指定

危機対策・防災課長、河川課長、道路保全課長、砂防防災課長およびその他災害に関する課の長は、警戒配備体制において参考する所属職員をあらかじめ指定する。

(3) 配備体制の伝達

① 勤務時間中における伝達

危機対策・防災課長は、警戒配備体制をとったときは、職員の参考が必要な課の長（以下「警戒配備関係課長」という。）に伝達する。

② 勤務時間外または休日等における伝達

ア 危機対策・防災課長は、警戒配備をとったときは、あらかじめ定める緊急連絡網により危機対策・防災課員に伝達するとともに、あらかじめ定める職員を経由して警戒配備関係課長に伝達する。

イ 伝達を受けた警戒配備関係課長は、あらかじめ定める緊急連絡網により参考すべき所属職員に伝達する。

(4) 業務内容

参考した職員は、総合防災センターで被害情報、災害応急対策に関する情報等の収集連絡を行う。

(5) 市町災害対策本部への職員の派遣

知事は、市町が災害対策本部を設置した場合は、直ちに職員を市町災害対策本部に派遣し、市町からの情報収集、県からの情報伝達、市町からの応援要請の相互調整等を行わせる。

第4 福井県災害対策連絡室の設置

(1) 設置および廃止基準

安全環境部長は、土木部長またはその他災害に関する部局の長と協議の上、知事の命を受け災害対策連絡室を設置するものとし、その設置および廃止基準は次のとおりとする。

① 設置基準

ア 次のいずれかが県下の1以上の市町に発表された場合

- ・記録的短時間大雨情報
- ・土砂災害警戒情報
- ・河川氾濫警戒情報
- ・高潮警報

イ 大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合

ウ 広範囲にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合

エ その他災害対策連絡室の設置の必要がある場合

② 廃止基準

ア 災害応急対策がおおむね完了した場合

イ 災害の発生するおそれがなくなった場合

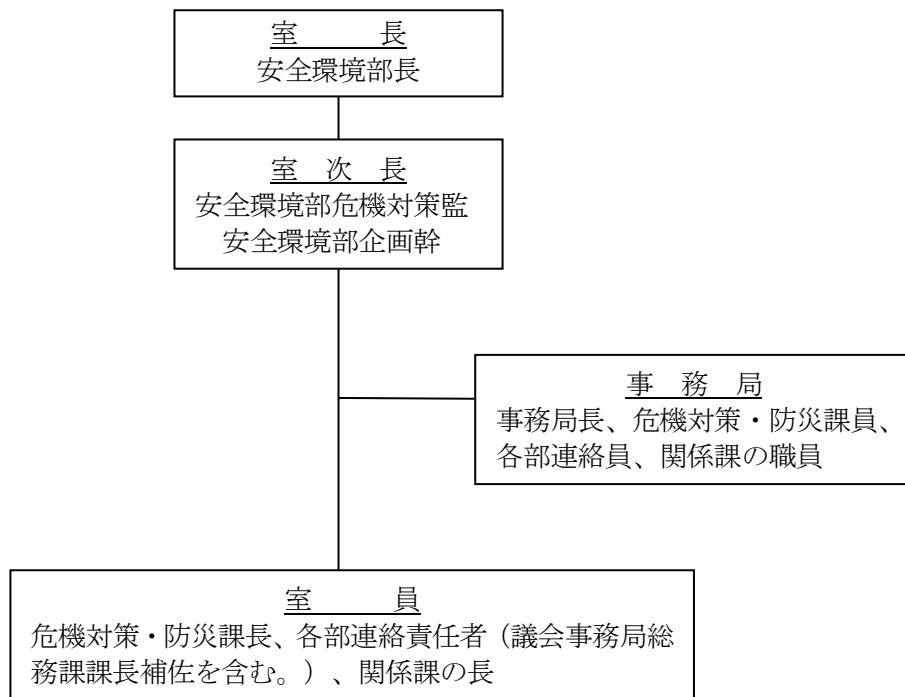
ウ 災害対策本部の設置が決定された場合

(2) 設置場所

災害対策連絡室は、県庁10階総合防災センターに設置する。

(3) 組織および業務内容

- ① 災害対策連絡室の室長は、安全環境部長をもって充て、災害対策連絡室の事務を総括し、職員を指揮監督する。
 - ② 災害対策連絡室の室次長は、安全環境部危機対策監および安全環境部企画幹をもって充て、室長に事故あるときは、安全環境部危機対策監の職にある室次長、安全環境部企画幹の職にある室次長の順序で、その職務を代理する。
 - ③ 災害対策連絡室員は、危機対策・防災課長、各部連絡責任者（議会事務局総務課課長補佐を含む。）および当該災害に関係ある課（以下「関係課」という。）の長をもって充てる。
 - ④ 室長は、情報の収集連絡等に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ災害対策連絡室会議を招集する。
- 災害対策連絡室会議における協議・報告事項は、次のとおりとする。
- ア 市町の被害状況および災害応急対策実施状況
 - イ 関係課の災害応急対策等の実施に関する事項
 - ウ 関係課相互の調整に関する事項
 - エ 防災関係機関との連携推進に関する事項
 - オ 国、他都道府県および防災関係機関に対する応援要請に関する事項
 - カ その他情報の収集連絡等に関する事項
- ⑤ 知事は、災害の状況に応じて、国等の関係機関との連携を図るため、必要に応じこれらの関係機関に対して災害対策連絡室会議への出席を求める。
 - ⑥ 災害対策連絡室に危機対策・防災課長を長とする事務局を置き、危機対策・防災課員、各部連絡員および関係課の職員をもって構成する。
 - ⑦ 災害対策連絡室の組織図については、次のとおりとする。



(4) 職員の指定

河川課長、道路保全課長、砂防防災課長およびその他災害に関係ある課の長は、災害対策連絡室に参集する所属職員をあらかじめ指定する。

(5) 設置の伝達等

① 勤務時間中における伝達

ア 安全環境部長は、災害対策連絡室の設置が決定されたときは、安全環境部危機対策監に伝達する。

イ 安全環境部危機対策監は、危機対策・防災課長に伝達する。

ウ 危機対策・防災課長は、副知事、安全環境部企画幹、各部連絡責任者（議会事務局総務課課長補佐を含む。）および関係課の長に伝達するとともに、庁内放送を行う。

② 勤務時間外または休日等における伝達

ア 安全環境部長は、災害対策連絡室の設置が決定されたときは、安全環境部危機対策幹に伝達する。

イ 安全環境部危機対策監は、危機対策・防災課長に伝達する。

ウ 危機対策・防災課長は、副知事、安全環境部企画幹、各部連絡責任者（議会事務局総務課課長補佐を含む。）および関係課の長に伝達するとともに、あらかじめ定める緊急連絡網により危機対策・防災課員に伝達する。

エ 伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局企画幹および各部連絡員に伝達する。

オ 伝達を受けた関係課の長は、あらかじめ定める緊急連絡網により参考すべき所属職員に伝達する。

③ 職員の参考

ア 災害対策連絡室設置の伝達を受けた室員および事務局員は、直ちに総合防災センターに参考するものとする。

イ 室員および事務局員は、大規模または広範囲にわたる災害が発生し、もしくは発生するおそれがあることを覚知したときは、災害対策連絡室設置前であっても直ちに参考するものとする。

(6) 市町災害対策本部への職員の派遣

知事は、市町が災害対策本部を設置した場合は、直ちに職員を市町災害対策本部に派遣し、市町からの情報収集、県からの情報伝達、市町からの応援要請の相互調整等を行わせる。

(7) この計画に定めるもののほか、災害対策連絡室に関し必要な事項は、福井県災害対策連絡室運営要綱で定める。

第5 福井県災害対策本部の設置

(1) 設置および廃止基準

知事は、次の場合に災害対策本部を設置または廃止する。

① 設置

ア 特別警報が県下の1以上の市町に発表された場合

イ 大規模かつ広範囲にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合

ウ その他災害対策本部の設置の必要がある場合

② 廃止

ア 災害応急対策がおおむね完了した場合

イ 災害の発生するおそれがなくなった場合

(2) 水防本部の廃止

災害対策本部を設置した場合（洪水または高潮による災害の場合に限る。）は、水防計画に基づく福井県水防本部は廃止し、その事務および業務は、災害対策本部において処理する。

(3) 設置場所

災害対策本部は、県庁10階総合防災センターに設置する。

(4) 組織、事務分掌等

① 災害対策本部長（知事）は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

② 災害対策本部副本部長は副知事をもって充て、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

③ 災害対策本部員は、教育長、各部長（行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第20条第1項に定める部長をいう。）、総合政策部新幹線政策監、総合政策部ふるさと県民局長、安全環境部危機対策監、国体推進局長、会計管理者および警察本部長をもって充てる。

また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、総務部企画幹または安全環境部企画幹をもって充てる。

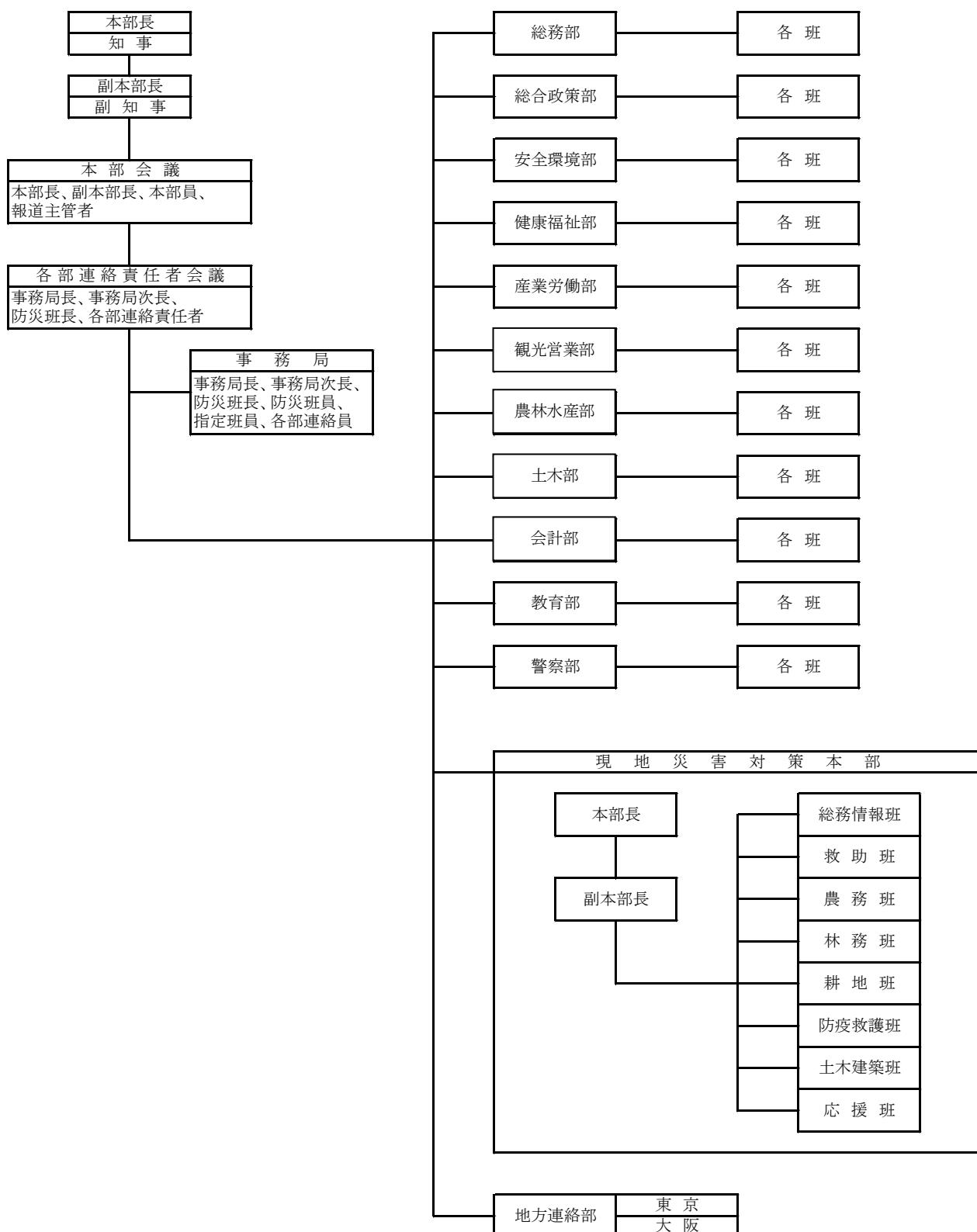
④ 災害対策本部に次の部を置き、部の長は部長とし、同表に掲げる者をもって充てる。

なお、各部に班を置き、その主な事務分掌は福井県災害対策本部運営要綱で定める。

災害対策本部 設置時の部名	部 長 名	災害対策本部 設置時の部名	部 長 名
総務部	総務部長	農林水産部	農林水産部長
総合政策部	総合政策部長	土木部	土木部長
安全環境部	安全環境部長	会計部	会計管理者
健康福祉部	健康福祉部長	教育部	教育長
産業労働部	産業労働部長	警察部	警察本部長
観光営業部	観光営業部長		

- ⑤ 災害対策本部に、本部長、副本部長、本部員および報道主管者で構成する災害対策本部会議を置く。
- ⑥ 災害対策本部長（知事）は、必要と認める場合には、近畿地方整備局、福井地方気象台、敦賀海上保安部、陸上自衛隊第14普通科連隊、消防機関の代表、通信事業者、電力事業者その他関係機関に対して災害対策本部会議への出席を求める。
- ⑦ 災害対策本部長（知事）は、災害対策に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ災害対策本部会議を招集する。災害対策本部会議における協議・報告事項は、次のとおりとする。
- ア 市町の被害状況および災害応急対策実施状況
- イ 災害対策本部の災害応急対策等の実施に関する事項
- ウ 災害対策本部内各部および現地災害対策本部相互の調整に関する事項
- エ 防災関係機関との連携推進に関する事項
- オ 国、他都道府県および防災関係機関に対する応援要請に関する事項
- カ その他重要な災害対策に関する事項
- 災害対策本部会議を開催するときは、テレビ会議システム等を利用し、国、現地災害対策本部、関係市町等との情報の共有を図る。
- ⑧ 災害対策本部に、安全環境部長を長とし、安全環境部危機対策監および安全環境部企画幹を次長とする事務局を置き、危機対策・防災課長を長とする防災班（危機対策・防災課員）および防災班長が事務局長と協議して指定した班員をもって構成する。
- ⑨ 災害発生時に災害応急対策を円滑に実施するため、次の職員を指定する。
- ア 各部連絡責任者
- 各部局企画参事（総務部および総合政策部においては、各部で指定された者）、国体推進局企画広報課課長補佐、会計局審査指導課課長補佐および県警察本部警備課課長補佐を充て、部内各班相互の緊密な連絡、調整を図る。
- イ 各部連絡員
- 各部毎に2名を指定するとともに、うち1名については事務局において所属部との連絡に当たる。
- ウ 指定班員
- 各課・室長を長とする各班においてあらかじめ指定した職員で、災害の状況に応じて防災班長の指示に従い災害対策本部事務局において災害応急対策に当たる。
- 指定班員の編成および業務は、防災班長が事務局長と協議して定める。
- ⑩ 災害対策本部に、事務局長、事務局次長、防災班長および各部連絡責任者（必要に応じて議会事務局総務課課長補佐を含む。）で構成する各部連絡責任者会議を置き、災害対策本部が決定する災害対策に関する必要な事項の調整を行う。各部連絡責任者会議は、事務局長が召集するものとし、各部連絡責任者は、会議の開催を必要とするときは、事務局長にその旨を申し出る。
- ⑪ 災害対策本部の組織図については、次のとおりとする。

災害対策本部の組織図



(5) 災害対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知

災害対策本部が設置された場合、次に掲げる機関にその旨を通知または報告するものとする。

- ① 県内市町
- ② 県防災会議構成団体
- ③ 内閣府および総務省消防庁
- ④ 隣接府県（石川県、岐阜県、滋賀県および京都府）

(6) 設置の公表

本部を設置したときは、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、本部の標識を県庁舎正面玄関に掲示するものとする。

(7) 設置の伝達

① 勤務時間中における伝達

ア 安全環境部長は、知事が災害対策本部の設置を決定したときは、安全環境部危機対策監に伝達する。

イ 安全環境部危機対策監は、危機対策・防災課長に伝達する。

ウ 危機対策・防災課長は、副知事、安全環境部企画幹および各部連絡責任者に伝達するとともに、庁内放送を行う。

エ 伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局企画幹および各部連絡員に伝達し、各部連絡員は部局内各課に伝達する。また、伝達を受けた各課長は、所管する出先機関に伝達する。

② 勤務時間外または休日等における伝達

ア 安全環境部長は、知事が災害対策本部の設置を決定したときは、安全環境部危機対策監に伝達する。

イ 安全環境部危機対策監は、危機対策・防災課長に伝達する。

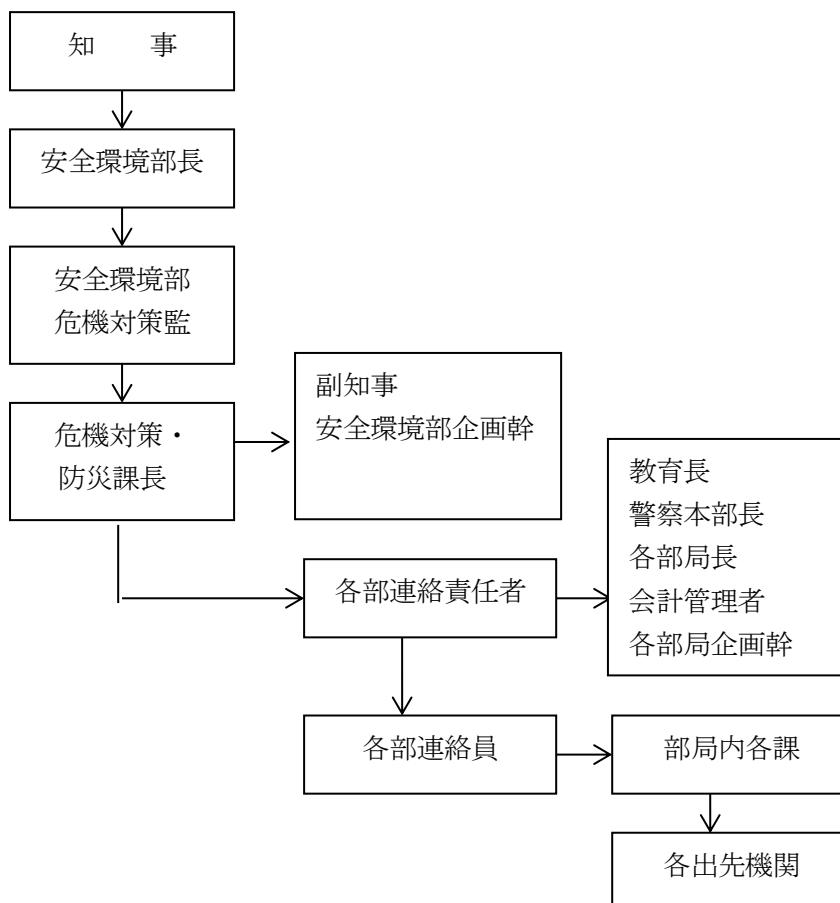
ウ 危機対策・防災課長は、副知事、安全環境部企画幹および各部連絡責任者（議会事務局総務課課長補佐を含む）に伝達するとともに、あらかじめ定める緊急連絡網により危機対策・防災課員に伝達する。また、緊急を要する場合は、あらかじめ定める方法により各部連絡責任者および各部連絡員に参考することを伝達する。

エ 伝達を受けた各部連絡責任者は、各部局長、各部局企画幹および各部連絡員に伝達し、各部連絡員は、各部局があらかじめ定める緊急連絡網により部局内各課に伝達する。

オ 伝達を受けた各課長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に伝達するとともに、所管する出先機関に伝達する。また、伝達を受けた出先機関の長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に伝達する。

③ 伝達系統

災害対策本部の設置に係る伝達系統図は次のとおりとする。



(8) 職員の参集

① 全職員の参集

全職員は、大規模かつ広範囲にわたる災害が発生し、または発生する恐れがあることを覚知したときもしくは災害対策本部の設置の伝達があったときは、直ちに参集するものとする。

② 参集場所

原則として本部員、報道主管者、防災班長、各部連絡責任者、各部連絡員、防災班員および指定班員については総合防災センターとし、その他の職員については、各所属とする。

ただし、交通機関等が途絶し通常の通勤方法が困難な場合で、平常時において徒歩2時間以内に各所属に参集できない職員については本庁および最寄りの合同庁舎または土木事務所（健康福祉部、環境政策課、循環社会推進課および自然環境課の職員については最寄りの健康福祉センター、土木部の職員については最寄りの土木事務所）に参集するものとする。

また、道路、橋梁等の断絶があり、上記の参集も困難な場合は、最寄りの出先機関に参集するものとする。

③ 参集時の心構え

職員は、参集途中に周囲の被害状況を確認し、所属長等に報告する。

また、参集途中重大な被害が生じているのを認めたときは、各自の判断で住民の救出を優先し、救出の状況等について所属や参集場所に連絡するよう努める。

④ 参集状況等の報告

各部連絡責任者は、出先機関も含めた職員の参集状況等を速やかに把握し、人事企画課へ報告するものとする。

(9) 市町災害対策本部等への職員の派遣

災害対策本部長（知事）は、市町が災害対策本部を設置した場合は、直ちに職員を市町災害対策本部に派遣し、市町からの情報収集、県からの情報伝達、市町からの応援要請の相互調整等を行わせる。

また、状況に応じ、職員を災害現場等へ直接派遣し、被害状況等の情報収集を行わせる。特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行う。

災害対策本部長（知事）は、地震等の大規模な災害が発生し、市町が十分な災害応急対策活動を行うことができないと判断した場合、土木職や保健師等で構成される市町災害対応支援班を派遣し、市町災害対策本部の運営等を支援するものとする。

(1 0) 現地災害対策本部の設置

- ① 災害対策本部長（知事）は、被害の甚大な市町において、早期に現地災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。
- ② 現地災害対策本部は、災害の状況に応じて、市町の設置する現地災害対策本部、県合同庁舎、土木事務所等に設置する。
- ③ 現地災害対策本部長は、副本部長、本部員またはその他の職員のうちから災害対策本部長が任命する。
- ④ 現地災害対策本部に班を置き、その主な事務分掌は福井県災害対策本部運営要綱で定める。
- ⑤ 現地災害対策本部が設置されたときは、当該地方を管轄する県出先機関は、その指揮下に入る。

(1 1) 地方連絡部

災害対策本部と総務省消防庁ほか中央省庁等との連絡に支障がある場合に備え、災害に関する中央省庁等との連絡、情報の交換を行うため、東京事務所および大阪事務所にそれぞれ地方連絡部を置く。地方連絡部長には、各事務所長を充てる。

(1 2) 国の非常（緊急）災害現地対策本部との調整

国の非常（緊急）災害現地対策本部が設置された場合には、応急対策活動について連絡調整を行うものとする。

(1 3) 文書等の取扱い

- ① 災害対策本部が設置された場合は、直ちに災害対策本部件名簿を作成するものとし、文書の記号は「福災」とする。
- ② 各部班が災害対策本部長名で発議する場合は、必ず防災班に合議するものとする。
- ③ 発信文書には、災害対策本部長名とともに必ず班名を併記するものとする。
- ④ 災害対策本部長公印は、総務部特命班（情報公開・法制課）にて保管する。
- ⑤ 災害対策本部から国、市町、防災関係機関等に対する連絡事項等の伝達および国、市町、防災関係機関等から災害対策本部に対する報告事項、要請事項等の受信については、その内容が軽易な場合を除きすべて記録し、災害情報等の発信および受信の確実を期するものとする。

(1 4) 職務の代理

- ① 災害発生時において、災害対策本部長（知事）および災害対策副本部長（副知事）がともに不在等の場合には、福井県知事の職務代理者に関する規則（昭和26年3月27日福井県規則第5号）第2条の規定に準じて総務部長がその職務を代理するものとする。
- ② 災害発時において、教育長が不在等の場合には、福井県教育委員会行政組織規則（昭和46年6月1日福井県教育委員会規則第5号）第27条第4項の規定に準じて教育庁企画幹がその職務を代理するものとする。
- ③ 災害発時において、県警察本部長が不在等の場合には、福井県警察の処務に関する訓令（平成16年福井県警察本部訓令第12号）第7条第1項の規定に準じて主管の部長が、また、県警察本部長および主管の部長がともに不在等の場合には、同条第2項の規定に準じて、主管の課長等がその職務を代理するものとする。
- ④ 災害発時において、部長が不在等の場合には、福井県事務決裁規程（昭和50年4月1日福井県訓令第3号）第7条の規定に準じてその部の企画幹が、また、企画幹も不在等の場合には部長があらかじめ指名した者がその職務を代理するものとする。
- ⑤ 災害発時において、会計管理者が不在等の場合には、福井県会計管理者の事務の代理に関する規則（平成19年5月16日福井県規則第52号）第2条の規定に準じて会計局審査指導課長が、また、会計局会計課長も不在等の場合には会計管理者があらかじめ指名した者がその職務を代理するものとする。

(1 5) この計画に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、福井県災害対策本部運営要綱に定める。

第6 市町の配備体制

市町は、市町地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置し、職員の配備体制を整えるものとし、その場合においては、県をはじめ防災関係機関に通報するものとする。

第7 指定地方行政機関等の配備体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、法令または防災業務計画、防災に関する計画に基づき、災害対策本部等を設置し、職員の配備体制を整えるものとし、その場合においては、県をはじめ防災関係機関に通報するものとする。

第8 防災関係機関相互の連絡調整体制の確立

県は、防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するため、警察本部、関係市町、関係消防本部、関係指定地方行政機関等と協議の上、必要に応じて「災害対策連絡調整会議」を設置し、情報の共有化および活動の調整を図るものとする。

第9 合同調整所の設置

県または市町は、必要に応じて合同調整所を設置し、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊の活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有および活動調整を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMA T）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第10 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合は、各対策本部で想定している班や要員の重複を調整し、一元的に災害対応を行うための体制づくりに努めるものとする。現地対策本部についても、同様の対応を行うものとする。

第2節 防災関係機関応援計画

災害時において他の機関の協力を求め、応急対策実施の円滑化を期するための計画である。

第1 資料の相互交換

- (1) 県、市町および指定行政機関等は、災害対策上必要な資料または調査研究の成果を相互に交換するものとする。
- (2) 災害対策基本法（以下この節において「法」という。）第33条に基づき知事および指定地方行政機関の長は毎年5月末日までに災害応急対策または災害復旧に必要な技術、知識または経験を有する職員の職種別現員数およびこれらの者の技術、知識または経験の程度を記載した資料を相互に交換するものとする。

第2 応援協力等の要請

(1) 市町

市町長は、県に対し応援を求める場合、または指定行政機関等の応援のあっせんを県に求める場合には、知事（安全環境部危機対策・防災課、健康福祉部地域福祉課）に対し、次に掲げる事項について文書をもって要請するものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭または電話等によることができるが事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

① 県に災害応急対策の実施または応援を求める場合

ア 災害救助法の適用

- ・災害発生の日時および場所
- ・災害の原因および被害の状況
- ・適用を要請する理由
- ・適用を必要とする期間
- ・既にとった救助措置およびとろうとする救助措置
- ・その他必要な事項

イ 被災者の他地区への移送要請

- ・被災者の他地区への移送要請
- ・移送を必要とする被災者の数
- ・希望する移送先
- ・被災者を収容する期間

ウ 県への応援要請または災害応急対策の実施の要請（法第68条）

- ・災害の状況および応援（災害応急対策の実施）を要請する理由
- ・応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量
- ・応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所
- ・応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策内容）
- ・その他必要な事項

② 指定地方行政機関等、他府県、自衛隊等の応援のあっせんを県に求める場合

ア 自衛隊災害派遣要請のあっせんを求める場合

「第3章 第28節 自衛隊災害派遣要請計画」によるものとする。

イ 他の市町、指定地方行政機関等または他府県の応援要請のあっせんを求める場合

- ・災害の状況および応援のあっせんを求める理由
- ・応援を希望する機関名
- ・応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量
- ・応援を必要とする場所
- ・応援を必要とする活動内容
- ・その他必要な事項

ウ 指定地方行政機関または他府県の職員の派遣あっせんを求める場合（法第30条）

- ・派遣のあっせんを求める理由
- ・派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ・派遣を必要とする期間
- ・派遣される職員の給与その他の条件
- ・その他参考となるべき事項

(2) 県

① 他機関との事前協議

災害時において、他機関の円滑な協力が得られるよう協定を締結し、あるいは事前協議を整え、協力体制を確立する。

現在、次のとおり協定を締結している。

ア 他府県との協定

- ・岐阜県
- ・奈良県
- ・石川県
- ・北陸三県（富山県、石川県）
- ・中部圏（富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市）
- ・近畿圏（三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）

イ 県内市町との協定

- ・県・市町

ウ 法第57条に規定する協定（通信設備の優先利用等）

- ・福井県警察本部
- ・西日本旅客鉄道株式会社金沢支社
- ・えちぜん鉄道株式会社
- ・福井鉄道株式会社
- ・北陸電力株式会社
- ・日本放送協会福井放送局
- ・福井放送株式会社
- ・福井テレビジョン放送株式会社
- ・福井エフエム放送株式会社
- ・福井県ケーブルテレビ協議会
- ・NPO法人たんなん夢レディオ
- ・敦賀FM放送株式会社

エ 災害救助法第32条の規定に基づく委託協定

- ・日本赤十字社福井県支部

オ その他

- ・福井県医師会
- ・福井県薬剤師会
- ・福井県看護協会
- ・福井県医療機器協会
- ・日本産業・医療ガス協会北陸地域本部
- ・福井県医薬品卸業協会
- ・近畿臨床検査薬卸連合会
- ・福井県生活協同組合連合会
- ・福井県経済農業協同組合連合会
- ・福井県地方卸売市場協議会
- ・福井市中央卸売市場協会
- ・株式会社バロー
- ・福井県米穀株式会社
- ・有限会社南部酒造場
- ・株式会社ハイピース
- ・株式会社若狭瓜割
- ・株式会社おおい
- ・福井市（企業局）
- ・池田町（振興開発課）
- ・高浜町（総務課）
- ・北陸コカ・コーラボトリング株式会社
- ・サントリーフーズ株式会社（北陸支店）
- ・キリンビバレッジ株式会社北陸支社

- ・株式会社ローソン
- ・株式会社ファミリーマート
- ・社団法人福井県産業廃棄物協会
- ・中日本高速道路株式会社
- ・社団法人福井県電業協会
- ・株式会社福井銀行
- ・福井県石油業協同組合
- ・石油連盟
- ・福井県歯科医師会
- ・大塚製薬株式会社金沢支社
- ・株式会社セブン-イレブン・ジャパン
- ・日本レスキュー協会
- ・西日本高速道路株式会社
- ・一般社団法人福井県建築業協会
- ・一般社団法人福井県測量設計業協会
- ・公益社団法人土木学会関西支部
- ・セントラルヘリコプターサービス株式会社
- ・一般社団法人福井県トラック協会
- ・一般社団法人福井県バス協会
- ・福井県漁業協同組合連合会
- ・一般社団法人福井県エルピーガス協会
- ・全国日本高速道路レッカ一事業協同組合
- ・福井県理容生活衛生同業組合
- ・福井県美容業生活衛生同業組合
- ・公益社団法人福井県ビルメンテナンス協会
- ・福井県宅地建物取引業協会
- ・株式会社福井銀行
- ・福井県葬祭業協同組合
- ・福井倉庫協会
- ・西日本段ボール工業組合
- ・福井県旅館ホテル生活衛生同業組合
- ・ヤフー株式会社
- ・株式会社アクティオ
- ・株式会社カナモト
- ・株式会社レンタルのニッケン
- ・株式会社ケンユー
- ・株式会社ニード
- ・福井県行政書士会
- ・NTTタウンページ株式会社
- ・福井県タクシー協会
- ・福井県生コンクリート工業組合

② 県の指示・応援要請

ア 市町に対する指示等

知事は、被災市町の実施する災害応急対策が迅速かつ円滑に行われるようるために特に必要があると認めるときは、他の市町に対し応急措置の実施について必要な指示をし、または被災市町を応援すべきことを指示する。

知事は、市町の実施する災害応急対策（応急措置を除く。以下この節において同じ。）が的確かつ円滑に行われるようするために必要があると認めるときは、他の市町に対し災害応急対策の実施を求め、または被災市町を応援することを求める。

イ 他の都道府県に対する要請

知事は、大規模な災害が発生した場合において、県のみでは十分な災害応急対策が実施できないと認めたときは、隣接府県等および全国知事会等の応援協定に基づき、協定締結府県の知事に対して応援を要請する。

ウ 内閣総理大臣に対する要請

知事は、アもしくはイの規定による要求のみによっては災害応急対策にかかる応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対し応援することを求めるよう求める。

知事は、災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めたときは、内閣総理大臣に対して必要な事項を示し指定行政機関、指定地方行政機関または指定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

エ 指定行政機関等に対する災害応急措置実施等の要請

県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関または関係指定地方行政機関に対し、応援を求め、または災害応急対策の実施を要請するものとする。

上段の応援を求められ、または災害応急対策の実施を要請された指定行政機関または関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援または災害応急対策を行うものとする。

③ 県各部

県各部の長は、指定行政機関、他府県等の応援を求め、または応急措置の実施を要請しようとするときは、安全環境部長（危機対策・防災課）に対し、次に掲げる事項について、口頭または電話をもって依頼し、事後すみやかに文書により処理するものとする。

ア 自衛隊災害派遣要請

「第3章 第28節 自衛隊災害派遣要請計画」によるものとする。

イ 指定行政機関、指定地方行政機関等、他府県に対する応援または応急措置の実施の要請 (法第70、74条)

- ・災害の状況および応援（応急措置の実施）を求める理由
- ・応援を必要とする活動の具体的な内容
- ・応援を必要とする場所、期間
- ・応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量
- ・その他必要な事項

ウ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長または府県知事に対する職員の派遣要請

(法第29条)

- ・派遣を要請する理由
- ・派遣を要請する職員の職種別人員数
- ・派遣を必要とする期間
- ・派遣される職員の給与その他勤務条件
- ・その他必要な事項

エ 日本放送協会福井放送局、福井放送株式会社、福井テレビジョン放送株式会社、福井エフエム放送株式会社、福井県ケーブルテレビ協議会、N P O 法人たんなん夢レディオ、敦賀F M放送株式会社に対する放送要請

- ・放送要請の理由
- ・放送事項
- ・希望する放送日時および送信系統
- ・その他必要な事項

④ 安全環境部（危機対策・防災課）

ア 市町長または各部長から応援協力等の要請があった場合は、要請内容を検討の上、必要と認めたものについては、各々の機関の長または代表者に要請するものとする。

イ 法第30条に基づき、指定行政機関の職員の派遣のあっせんを求める場合は、内閣総理大臣（消防庁防災課）に次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- ・派遣のあっせんを求める理由
- ・派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ・派遣を必要とする期間
- ・派遣される職員の給与その他勤務条件
- ・その他必要な事項

⑤ 土木部

土木部は、福井県が管理する公共施設等に災害が発生し、またはそのおそれがある場合は、「災害時の応援に関する申し合わせ（平成17年6月14日）」に基づき、近畿地方整備局へ災害対策用資機材等および人員配置（リエゾン、T E C – F O R C E を含む）の応援を要請するものとする。応

援要請は近畿地方整備局企画部へ口頭または電話等により依頼し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(3) 指定地方行政機関等

指定地方行政機関の長または代表者は、県に対し応急措置の実施を要請し、もしくは応援を求めるようとするとき、または市町もしくは他の指定地方行政機関等の応援のあっせんを依頼しようとする場合は、安全環境部長（危機対策・防災課）に対し、次に掲げる事項について口頭または電話等をもって依頼し、事後すみやかに文書により処理するものとする。

- ・災害の状況および応援（応援のあっせん）を求める理由
- ・応援を希望する機関名（応援のあっせんを求めるときのみ）
- ・応援を希望する物資、資材、機械、機具等の品名および数量
- ・応援を必要とする期間および場所
- ・応援を必要とする活動の具体的な内容
- ・その他必要な事項

(4) 市町の応急措置の代行

県は、県の地域に係る災害が発生した場合において、被災により市町がその全部または大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる権限および現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限ならびに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町に代わって行うものとする。

第3 各機関の協力および経費の負担

(1) 協力の実施

- ① 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施の遂行に支障のない限り協力または便宣を供与するものとする。
- ② 各機関の協力業務の内容は、「第1章 第4節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱」に定めるものとし、協力方法は、次に掲げる事項について各計画に定めるところによる。
 - ア 通報体制の確立
 - イ 現地災害対策における指揮、命令系統の統一
 - ウ 防災資機材の整備
 - エ 防災組織の確立と防災訓練の徹底
- ③ 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協議を整えておくものとする。
- ④ 安全環境部（危機対策・防災課）は各機関の間にあって相互協力のあっせんをするものとする。

(2) 経費の負担

- ① 国から市町または県に派遣を受けた職員に対する給与および経費の負担方法ならびに他府県、他市町または県に派遣を受けた職員に対する給与および経費の負担方法は、法に定めるところによる。
- ② 指定公共機関等が県に協力した場合の経費の負担については、各計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互に協議して定める。

(3) 救助・救急活動の活動拠点

県および市町は、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図るものとする。

第3節 通信計画

県、市町および防災関係機関の通信について、その方法および系統等を明らかにし、災害に関する通信連絡を迅速・的確に実施するための計画である。

なお、次に掲げる災害時の通信連絡は、この計画に定めるほか、各々の計画に定めるところによる。

- ・気象予警報等の収集伝達 …… 第3章第4節「防災気象計画」
- ・応急対策の実施に必要な情報の収集報告 …… 第3章第5節「情報および被害状況報告計画」
- ・被害情報の報告 …… 第3章第5節「情報および被害状況報告計画」

第1 災害時における通信連絡

災害時における通信連絡は、おおむね次に掲げる方法により、単独またはこれらを組み合せて弾力的な運用を図るものとする。

(1) 防災関係機関の通信方法

災害に関して各防災関係機関が行う通信連絡は、第2章第12節「防災関係施設設備、資機材、物資整備等計画」掲げる情報通信設備および一般加入電話により行うものとする。

(2) 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等

① 電気通信設備の優先利用

各機関は、災害時において最優先に確保すべき通話を行うために、一般加入電話を西日本電信電話㈱の承諾を受けて災害時優先電話として利用するものとする。この災害時優先電話を使用してのダイヤル通話は、通信網に異常ふくそうが生じて一般の通話を規制した場合も、通話の規制を受けない。

また、各機関は、緊急の度合いに応じ、非常扱い通話（電報）および緊急扱い通話（電報）として利用するものとする。これらの通話（電報）は、102（115）番通話により行うものとする。この場合においては、非常扱い通話（電報）または緊急扱い通話（電報）である旨を申し出るものとする。

ア 電話の優先利用

(ア) 非常扱いの通話

非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取り扱う。

通話の内容	機関等
1. 気象、水象、地象もしくは地動の観測の報告または警報に関する事項	気象機関相互間
2. 洪水、津波、高潮等が発生し、もしくは発生するおそれがあることの通報またはその警報もしくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
3. 災害の予防または救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4. 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防または復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5. 通信施設の災害の予防または復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6. 電力設備の災害の予防または復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7. 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8. 災害の予防または救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

(イ) 緊急扱いの通話

緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関が行う場合に限り取り扱う。

通話の内容	機関等
1. 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生しまたは発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
2. 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
3. 国会議員または地方公共団体の長もしくはその議会の議長の選挙の執行またはその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
4. 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別表（省略）の基準に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関相互間
5. 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国または地方公共団体の機関（前項の表およびこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除く。） 相互間

イ 電報の優先利用

(ア) 非常扱いの電報

非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、または配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
1. 気象、水象、地象もしくは地動の観測の報告または警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2. 洪水、津波、高潮等が発生し、もしくは発生するおそれがあることの通報または警報もしくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
3. 災害の予防または救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4. 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防または復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5. 通信施設の災害の予防または復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6. 電力設備の災害の予防または復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間

7. 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関（海上保安庁の機関を含む。以下同じ。）相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8. 災害の予防または救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

(イ) 緊急扱いの電報

緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、または配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
1. 気象、水象、地象もしくは地動の観測の報告または警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2. 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生しまたは発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
3. 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、または発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
4. 国会議員または地方公共団体の長もしくはその議会の議長の選挙の執行またはその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
5. 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別表5（省略）の基準に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関相互間
6. 船舶内の傷病者の医療について指示を受けまたは指示を与えるために必要な事項	船舶と別表8（省略）の病院相互間
7. 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国または地方公共団体の機関（前項の表およびこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除く。）相互間

② 有線電気通信法に基づく有線、無線通信設備の使用

防災関係機関は、有線電気通信法第3条第4項第3号に基づき、次に掲げる者が設置する有線、無線通信設備を使用し、通信連絡を確保する。ただし、災害対策基本法第57条による警報の伝達等を行う場合は、あらかじめ協議して定めた手続きにより行うものとする。

1. 警察事務を行う者	5. 海上保安事務を行う者	9. 電気業務を行う者
2. 消防事務を行う者	6. 気象業務を行う者	10. 自衛隊
3. 水防事務を行う者	7. 鉄道業務を行う者	
4. 航空保安事務を行う者	8. 軌道業務を行う者	

③ 放送の要請

ア 知事は、放送法第2条第3号に規定する放送局に対し、災害に関する通知または要請について、災害対策基本法第57条による放送の要請を行う場合は、あらかじめ定めた手続きにより行うものとする。この場合において、特に必要と認めるときは緊急警報放送を利用することができるものとする。

イ 市町長は、災害に関する伝達、通知または警告について、放送の要請を行うときは、原則として県を通して行うことができる。

ウ 放送局は、災害に関する通知、要請、伝達または警告の放送要請を受けたときは、放送の形式、内容、時刻および送信系統を決定し、適切な放送を行うものとする。

(3) 電波法に基づく非常無線通信の利用

防災関係機関は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法第52条および第74条ならびに非常無線通信規約に基づいて、非常無線通信を利用し、通信の確保を図るものとする。

この場合において、無線局およびその他の機関は、北陸地方非常通信協議会を中心に、無線設備の保守点検、通信訓練の実施等を通じて、非常無線通信の円滑な運用を期するものとする。

また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

① 非常通報の内容

非常無線通信における通報の内容は、次に掲げるもの、またはこれに準ずるものとする。

1. 人命の救助に関するもの
2. 天災の予警報（主要河川の水位を含む。）および天災その他の状況に関するもの
3. 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
4. 電波法第74条実施の指令およびその他の指令
5. 非常事態に際しての事態の收拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関するもの
6. 暴動に関する情報連絡およびその緊急措置に関するもの
7. 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
8. 遭難者救護に関するもの
9. 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
10. 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障害の状況およびその修理復旧のための資材の手配および運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
11. 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部および災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資および資金の調達、配分、輸送等に関するもの
12. 災害救助法第24条および災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事または輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

② 非常通報の発信

非常通報は、無線局の免許人が自ら発受するほか、非常通報を希望する者からの依頼に応じて発受するものとする。

③ 非常通報

非常通報を希望する者は、非常通信用紙（別紙様式）に電報形式（片カナ）または文書形式（通常の文書体）により、最寄りの無線局に依頼するものとする。

(4) その他の連絡方法

① 使走

② 孤立地区の空中偵察に対する合図

赤旗（病人あり）

青旗（食糧不足）

第2 通信の統制

通信施設の管理者は、災害の発生により有線および無線通信がふくそうした場合には、必要に応じ適切な通信統制を実施するものとする。

非常通信協議会

非常通信用紙

あて先	機関名: TEL:() FAX:()			
発信人	発信日時 月 日 時 分	伝達方法: 無線 有線 使送 回線種別: () 伝達手段: 音声 FAX 電信 映像 TEL: FAX:		
通報文				
伝達経路	1 機関名: (取扱者:)	受信(時 分)・送信(時 分)	伝達方法: 無線 有線 使送 回線種別: () 伝達手段: 音声 FAX 電信 映像 TEL: FAX:	
	2 機関名: (取扱者:)	受信(時 分)・送信(時 分)	伝達方法: 無線 有線 使送 回線種別: () 伝達手段: 音声 FAX 電信 映像 TEL: FAX:	
	3 機関名: (取扱者:)	受信(時 分)・送信(時 分)	伝達方法: 無線 有線 使送 回線種別: () 伝達手段: 音声 FAX 電信 映像 TEL: FAX:	
	4 機関名: (取扱者:)	受信(時 分)・送信(時 分)	伝達方法: 無線 有線 使送 回線種別: () 伝達手段: 音声 FAX 電信 映像 TEL: FAX:	
	5 機関名: (取扱者:)	受信(時 分)・送信(時 分)	伝達方法: 無線 有線 使送 回線種別: () 伝達手段: 音声 FAX 電信 映像 TEL: FAX:	

* 回線種別には使用した回線の種別を記載すること。

* 中継依頼機関は伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること。

* FAXによる通報の場合は着信確認を行うこと。

第4節 防災気象計画

福井地方気象台の特別警報・警報・注意報等の発表または伝達によって、県内の異常気象等による災害を防止し、または被害を軽減するための計画である。

第1 福井地方気象台の行う特別警報・警報・注意報等の発表

(1) 特別警報・警報・注意報の概要

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町ごとに発表される。また、大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の種類と発表基準

種類			発表基準
特別警報 一般の利用に適合するもの	気象特別警報	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。
		大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	波浪特別警報	波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表される。
	高潮特別警報	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表される。

種類			発表基準
警報 一般の利用に適合するもの	気象警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合
		大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明示される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・ <u>表面雨量指数（※1）</u> が基準以上と予想される場合。 (別表2) ・ <u>土壤雨量指数（※2）</u> が基準以上と予想される場合。 (別表2)
	波浪警報	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 有義波高が5.5m以上と予想される場合。
	高潮警報	高潮警報	台風や低気圧による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・潮位（標高）が基準以上と予想される場合。 (別表3)

	洪水警報	洪水警報	<p>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</p> <p>具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>表面雨量指数（※1）と流域雨量指数（※3）</u>が共に基準以上と予想される場合。（別表4） ・指定河川洪水予報による基準（別表4）
水防活動の利用に適合するもの（※3）	水防活動用気象警報	大雨特別警報または大雨警報	一般の利用に適合する大雨特別警報または大雨警報に同じ。
	水防活動用津波警報	津波特別警報（大津波警報）または津波警報	一般の利用に適合する津波特別警報（大津波警報）または津波警報に同じ。
	水防活動用高潮警報	高潮特別警報または高潮警報	一般の利用に適合する高潮特別警報または高潮警報に同じ。
	水防活動用洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報に同じ。

種類		発表基準	
注意報 一般の利用に適合するもの	気象注意報	強風注意報	<p>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <p>平均風速が陸上で 12 m/s 以上、海上で 15 m/s 以上と予想される場合。</p>
		大雨注意報	<p>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>表面雨量指数（※1）</u>が基準以上と予想される場合。（別表5） ・<u>土壤雨量指数（※2）</u>が基準以上と予想される場合。（別表5）
		雷注意報	<p>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨の注意についても雷注意報で呼びかけられる。</p>
		乾燥注意報	<p>空気の乾燥により災害が発生すると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には、<u>福井地方気象台または敦賀特別地域気象観測所</u>の値で、実効湿度が 65% 以下、最小湿度が 30% 以下になると予想される場合。</p>
		濃霧注意報	<p>濃い霧により災害が発生するおそれがあるときに発表される。</p> <p>具体的には、次の条件に該当する場合である。</p> <p>濃霧によって視程が陸上で 100m 以下、または海上で 50m 以下になると予想される場合</p>
		霜注意報	<p>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜等により農作物への被害が起こるおそれのあるときで、次の条件に該当する場合である。</p> <p>最低気温が 3°C 以下と予想される場合。</p>

	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときで、具体的には、次の条件に該当する場合である。 7～8月の平均気温が平年値より3℃以上低い日が3日以上継続すると予想される場合。 12～3月の最低気温が平野部で-5℃以下、山沿いで-10℃以下と予想される場合。
	波浪注意報	波浪注意報 高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 有義波高が3m以上と予想される場合。
	高潮注意報	高潮注意報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・潮位（標高）が基準以上と予想される場合。 (別表6)
	洪水注意報	洪水注意報 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数（※1）と流域雨量指数（※3）が共に基準以上と予想される場合。 (別表7) ・指定河川洪水予報による基準 (別表7)
る水防活動の利用に適合す （※3）	水防活動用気象注意報	大雨注意報 一般の利用に適合する大雨注意報に同じ。
	水防活動用津波注意報	津波注意報 一般の利用に適合する津波注意報に同じ。
	水防活動用高潮注意報	高潮注意報 一般の利用に適合する高潮注意報に同じ。
	水防活動用洪水注意報	洪水注意報 一般の利用に適合する洪水注意報に同じ。

(注) 1. 特別警報発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をする。
(別表1)

2. 警報・注意報の発表基準に記載した数値は、福井県における過去の災害頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。なお、大地震が発生した場合に設定する大雨警報（土砂災害）・注意報の暫定基準は、震度5強を観測した市町は土壤雨量指基準を通常の8割とし、震度6弱以上を観測した市町は土壤雨量指基準を通常の7割とする。
 3. 特別警報・警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・警報・注意報が発表される時には、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除または更新されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。

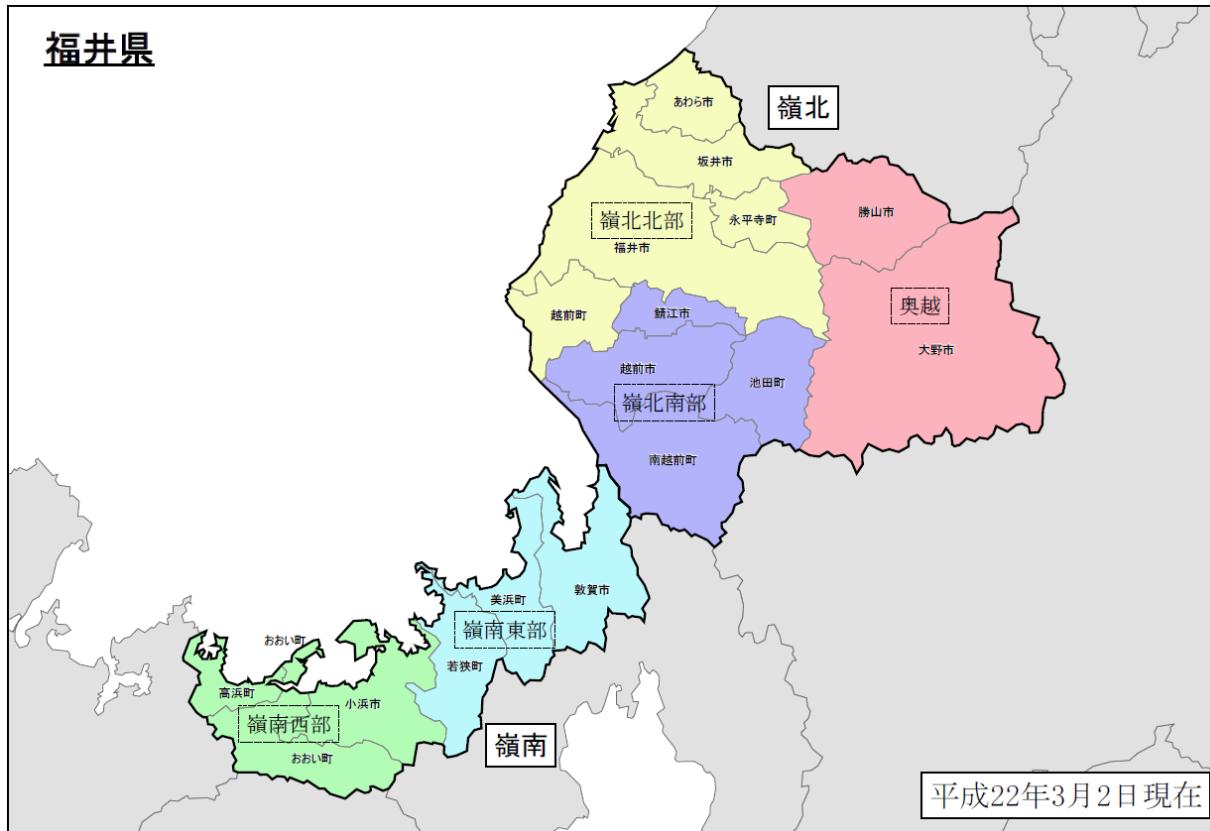
※1 表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指標。

※2 土壤雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壤中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報とともに、5km四方の領域ごとに算出する。

※3 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

※4 水防活動の利用に適合する特別警報・警報・注意報は、一般的の特別警報・警報・注意報のうち、水防に関するものを用いて行い、水防活動用の語は用いない。

特別警報・警報・注意報や天気予報の発表区域



(2) 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

- ・全般気象情報、北陸地方気象情報、福井県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

- ・土砂災害警戒情報

福井県と福井地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町の長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町ごとに発表する。

- ・記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したとき（1時間雨量80mm以上）に、福井県気象情報の一種として発表する。

- ・竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

- ・指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。

- ・火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに福井地方気象台が福井県知事に対して通報し、市町に伝達される。

- ・災害時気象支援資料

福井地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提

供に努める。

第2 特別警報・警報・注意報等の伝達

(1) 福井地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等を発表、切り替えまたは解除したとき、専用通信設備または加入電話等を用いて、当該特別警報・警報・注意報等により措置を講ずる必要のある機関へ速やかに伝達するものとする。

ただし、西日本電信電話株式会社および東日本電信電話株式会社への伝達は、特別警報・警報のみとする。

特別警報・警報・注意報等の伝達先および伝達系統は第1図のとおりとする。

(2) 県による伝達

①特別警報の伝達

県は、通知された事項を、防災行政無線等により直ちに市町に通知するとともに、消防本部および県の出先機関に伝達するものとする。

②警報等の伝達

県は、通知された事項を、防災行政無線等により直ちに市町、消防本部および県の出先機関等に伝達するものとする。

③災害の予告にあたる重要な気象情報の伝達

県は、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報および指定河川洪水予報等の大きな被害をもたらす災害の予告にあたる重要な気象情報を、直ちに市町、消防本部および県の出先機関に伝達するものとする。

(3) 市町による伝達

①特別警報の伝達

市町は県から通知された事項を、可能な限り多くの手段を用いて、直ちに住民等に周知する。

②気象警報等の伝達

市町は県から通知された事項を、あらかじめ定める方法により、直ちに住民等に周知するものとする。

③災害の予告にあたる重要な気象情報の伝達

市町は上記(2)(3)の重要な気象情報を、住民の自主避難の参考となるよう、速やかに住民等へ伝達するものとする。

(4) 敦賀海上保安部は、通知された事項（海域および船舶交通に影響を与える特別警報・警報のみ）を航行中および入港中の船舶に周知するものとする。伝達系統は第2図のとおりとする。

(5) 西日本電信電話株式会社または東日本電信電話株式会社は、通知された事項（特別警報・警報のみ）を、一般の通話や電報に優先して、関係市町に伝達するものとする。

(6) 放送機関は、通知された事項をあらかじめ定める方法により、速やかに放送し、公衆に周知するものとする。

(7) その他の防災関係機関にあっては、それぞれの防災業務に応じて所要の機関等に周知するものとする。

第3 近畿地方整備局福井河川国道事務所と福井地方気象台が共同して行う九頭竜川洪水予報および北川洪水予報の発表

(1) 九頭竜川洪水予報および北川洪水予報の発表基準等

近畿地方整備局福井河川国道事務所と福井地方気象台が共同して行う九頭竜川洪水予報および北川洪水予報の種類および発表の基準は、次のとおりである。

① 九頭竜川洪水予報

種類	発表の基準
九頭竜川・日野川下流 氾濫注意情報 (洪水注意報)	九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき

九頭竜川・日野川下流 氾濫警戒情報 (洪水警報)	九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
九頭竜川・日野川下流 氾濫危険情報 (洪水警報)	九頭竜川・日野川の基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達したとき
九頭竜川・日野川下流 氾濫発生情報 (洪水警報)	九頭竜川・日野川の予報区域内で、氾濫が発生したとき

② 北川洪水予報

種類	発表の基準
北川氾濫注意情報 (洪水注意報)	北川の基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
北川氾濫警戒情報 (洪水警報)	北川の基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位（特別警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
北川氾濫危険情報 (洪水警報)	北川の基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達したとき
北川氾濫発生情報 (洪水警報)	北川の予報区域内で、氾濫が発生したとき

(2) 九頭竜川洪水予報および北川洪水予報の伝達

① 近畿地方整備局福井河川国道事務所および福井地方気象台は、(1)に掲げる九頭竜川洪水予報または北川洪水予報を発表・切り替え・解除したときは、専用通信設備または加入電話を用いて、当該九頭竜川洪水予報または北川洪水予報により措置を講ずる必要のある機関へ速やかに通知するものとする。ただし、西日本電信電話株式会社および東日本電信電話株式会社へ一般の利用に適合する洪水警報を通知した場合は、これをもって警報事項の通知を行ったものとする。

九頭竜川洪水予報の通知先および伝達系統は、「九頭竜川洪水予報実施要領」に、北川洪水予報の通知先および伝達系統は、「北川洪水予報実施要領」によるものとする。

② 県は、前項の機関から通知された事項を防災行政無線により速やかに県の出先機関、関係市町および消防本部へ伝達するものとする。

③ 市町は、県から通知された事項をあらかじめ定める方法により、速やかに住民および所在の官公署等へ周知するものとする。

④ 西日本電信電話株式会社または東日本電信電話株式会社は、福井地方気象台から通知された事項を関係市町に伝達するものとする。

⑤ 放送機関は、福井地方気象台から通知された事項をあらかじめ定める方法により速やかに放送し、公衆に周知するものとする。

⑥ その他の防災関係機関にあっては、それぞれの防災業務に応じて所要の機関等に周知伝達するものとする。

第4 県と福井地方気象台が共同して行う洪水予報

(1) 洪水予報の発表基準等

県と福井地方気象台が共同して行う洪水予報の対象河川、種類および発表の基準は、次のとおりである。

① 対象河川

河川名	実施区間	基準地点
足羽川	左岸 福井市脇三ヶ町6字地先から日野川合流点まで 右岸 福井市篠尾町40字地先から日野川合流点まで (天神橋から日野川合流点まで)	九十九橋観測所

竹田川	坂井市丸岡町川上（北陸自動車道）から九頭竜川合流点まで	六日観測所
日野川	南越前町・越前市境から国土交通大臣管理区域上流端まで	糺橋観測所
笙の川	敦賀市小河口（小河川合流点）から日本海まで	呉竹観測所
南川	左岸 小浜市中井五両森35字1-1から日本海まで 右岸 小浜市中井平野下30字30番から日本海まで	和久里観測所

② 発表基準

種類	発表の基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、一定時間後に、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達したとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で、氾濫が発生したとき

(2) 洪水予報の伝達

- ① 県および福井地方気象台は、(1)に掲げる洪水予報を発表・切り替え・解除したときは、専用通信設備または加入電話を用いて、当該洪水予報により措置を講ずる必要のある機関へ速やかに通知するものとする。ただし、西日本電信電話株式会社および東日本電信電話株式会社へ一般の利用に適合する洪水警報を通知した場合は、これをもって警報事項の通知を行ったものとする。
洪水予報の通知先および伝達系統は、各河川の洪水予報実施要領によるものとする。
- ② 県は、前項の機関から通知された事項を防災行政無線等により速やかに県の出先機関、関係市町および消防本部へ伝達するものとする。
- ③ 市町は、県から通知された事項をあらかじめ定める方法により速やかに住民および所在の官公署等へ周知するものとする。
- ④ 西日本電信電話株式会社または東日本電信電話株式会社は、福井地方気象台から通知された事項を関係市町に伝達するものとする。
- ⑤ 放送機関は、福井地方気象台から通知された事項をあらかじめ定める方法により速やかに放送し、公衆に周知するものとする。
- ⑥ その他の防災機関にあっては、それぞれの防災業務に応じて所要の機関等に周知伝達するものとする。

第5 県が行う水位情報の通知および周知

(1) 水位情報の発表基準等

県が行う水位情報の通知および周知の対象河川、種類および発表の基準は次のとおりである。

① 対象河川

河川名	実施区間	基準地点
九頭竜川幹線	勝山市下荒井橋から下流国土交通大臣管理区域まで	比島観測所
日野川	南条郡南越前町聖橋から下流国土交通大臣管理区域まで	聖橋観測所
足羽川	福井市蔵向橋から日野川合流点まで	朝谷観測所
兵庫川	坂井市坂井町今井橋から竹田川合流点まで	下兵庫観測所
荒川	左岸 吉田郡永平寺町松岡吉野35字18番1から足羽川合流点まで 右岸 吉田郡永平寺町松岡吉野12字18番1から足羽川合流点まで	原目観測所
赤根川	大野市飯降谷川合流点から清滝川合流点まで	大橋観測所

清滝川	大野市稻郷橋から真名川合流点まで	新在家観測所
江端川	左岸 福井市東大味町40字立石11番地先から日野川合流点まで 右岸 福井市東大味町39字味味吉23番地の2地先から日野川合流点まで	江端観測所
天王川	丹生郡越前町七郷堰から日野川合流点まで	宝泉寺観測所
浅水川	左岸 鯖江市石切橋から日野川合流点まで 右岸 福井市石切橋から日野川合流点まで	黒津観測所
鞍谷川	越前市新鞍谷橋から浅水川合流点まで	粟田部観測所
吉野瀬川	越前市岡本橋から日野川合流点まで	上太田観測所
耳川	左岸 三方郡美浜町中寺19号字石田27-38から日本海に至る 右岸 三方郡美浜町中寺2号字欠頭4-2から日本海に至る	河原市観測所
鰐川	左岸 三方上中郡若狭町倉見2号辻が鼻19-2から三方五湖に至る 右岸 三方上中郡若狭町成願寺9号細ヶ前25-1から三方五湖に至る	鳥浜観測所
遠敷川	小浜市忠野集落下流から下流国土交通大臣管理区域まで	遠敷観測所
佐分利川	大飯郡おおい町田井谷川合流点から日本海まで	本郷観測所
関屋川	大飯郡高浜町向谷橋から日本海まで	小和田観測所

② 発表基準

種類	発表の基準
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

(2) 水位情報の伝達

- ① 県は、(1)に掲げる水位情報を発表したときは、防災行政無線または加入電話を用いて、当該水位情報により措置を講ずる必要のある機関へ速やかに通知するものとする。水位情報の通知先及び伝達系統は、福井県水防計画によるものとする。
- ② 市町は、県から通知された事項をあらかじめ定める方法により速やかに住民および所在の官公署等へ周知するものとする。
- ③ 放送機関は、県から通知された事項をあらかじめ定める方法により速やかに放送し、公衆に周知するものとする。
- ④ そのほかの防災機関にあっては、それぞれの防災業務に応じて所要の機関等に周知伝達するものとする。

第6 消防法による火災気象通報および火災警報

(1) 火災気象通報

福井地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、消防法第22条第1項に基づき、その状況を県に通報するものとする。通報を受けた県は、防災行政無線等により速やかにこれを市町に通報するものとする。

(2) 火災気象通報の実施基準

火災気象通報は、県全域または嶺北、嶺南の地域を対象とし、当日の気象状況が次のいずれかの条件を満たしたときとする。

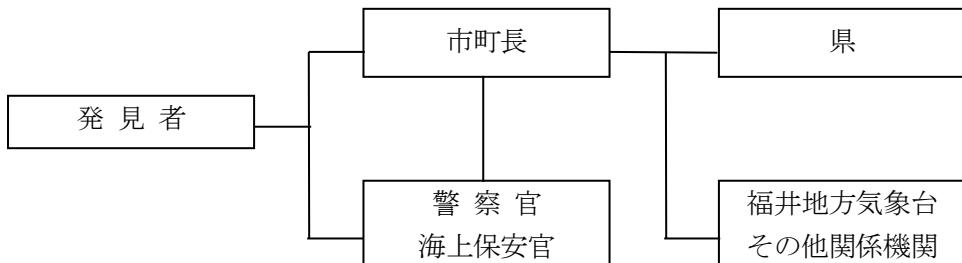
- ① 実効湿度が65%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき
- ② 平均風速12m/s以上の風が1時間以上続いて吹く見込みのとき
(降雨、降雪中は通報しないこともある。)

(3) 火災警報

市町は、火災気象通報を受けたときまたは気象の状況を火災の予防上危険であると認めたときには、火災に関する警報を発するものとする。

第7 異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法第54条に基づき、遅滞なくその旨を市町長または警察官もしくは海上保安官に通報するものとする。通報を受けた警察官または海上保安官は、その旨を速やかに市町長に通報し、市町長は、速やかに県、福井地方気象台およびその他の関係機関に通報するものとする。



(1) 市町が県、福井地方気象台等に通報すべき事項

- ① 異常な増水、山崩れ、地すべり、堤防決壊、なだれ等で大きな災害となるおそれがあるとき。
- ② 龍巻、強いひょうがあったとき。

(2) 市町長から県、福井地方気象台およびその他の関係機関への通報は、第3章第5節「情報および被害状況報告計画」に定めるところにより行うものとする。

第8 福井地方気象台への協力

防災関係機関は、福井地方気象台が行う気象業務に関して協力するものとする。

(1) 福井地方気象台に通報を要する事項

- ア 県または市町が災害対策本部を設置したとき。
- イ 市町に災害救助法が適用されたとき。
- ウ 国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所または県が水防警報を発表したとき。

(2) 福井地方気象台の照会により通報する事項

- ア 市町または警察署別の自然災害による被害状況
- イ 気象官署以外の気象観測資料
- ウ 河川の水位、流量の観測資料
- エ 潮位、波浪の観測資料
- オ その他

第9 避難勧告等の助言

福井地方気象台は、市町から避難勧告等の発令に際し助言を求められた場合には、必要な助言を行うものとする。

(別表1) 気象特別警報の指標

要因	指標
雨	<ul style="list-style-type: none">① 48時間降水量及び土壤雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がりの範囲内で50格子以上出現すると予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合② 3時間降水量及び土壤雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がりの範囲内で10格子以上出現する（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）と予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合
台風等	「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下、最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合
雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

雨に関する各市町の50年に一度の値一覧

市町	48時間降水量 (mm)	3時間降水量 (mm)	土壌雨量指数
福井市	<u>322</u>	<u>130</u>	210
あわら市	<u>332</u>	<u>132</u>	211
坂井市	<u>328</u>	<u>130</u>	207
永平寺町	<u>327</u>	<u>130</u>	<u>211</u>
越前町	<u>295</u>	<u>119</u>	<u>190</u>
鯖江市	<u>300</u>	<u>127</u>	<u>207</u>
越前市	<u>292</u>	122	<u>196</u>
池田町	<u>332</u>	<u>128</u>	<u>220</u>
南越前町	<u>307</u>	<u>118</u>	<u>200</u>
大野市	<u>377</u>	128	236
勝山市	<u>342</u>	<u>114</u>	<u>215</u>
敦賀市	<u>318</u>	<u>114</u>	<u>205</u>
美浜町	<u>359</u>	<u>130</u>	<u>223</u>
若狭町	<u>406</u>	<u>145</u>	<u>243</u>
小浜市	<u>420</u>	<u>138</u>	<u>243</u>
高浜町	<u>408</u>	<u>143</u>	<u>243</u>
おおい町	<u>429</u>	<u>136</u>	<u>246</u>

(注) 1. 50年に一度の値は、各市町にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

2. 50年に一度の値は、統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

3. 特別警報は、府県程度の広がりで50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

雪に関する各地の50年に一度の値一覧

地点	積雪深さ (cm)
福井	<u>165</u>
敦賀	<u>155</u>
武生	<u>123</u>
大野	<u>235</u>
九頭竜	<u>323</u>
今庄	253
小浜	<u>99</u>

(注) 1. 50年に一度の値は、統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

2. 特別警報は、府県程度の広がりで50年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

(別表2) 大雨警報基準

市町をまとめた地域	市町	表面雨量指數	土壤雨量指數基準
嶺北北部	福井市	18	105
	あわら市	16	108
	坂井市	18	108
	永平寺町	11	114
	越前町	14	105
嶺北南部	鯖江市	17	122
	越前市	15	112
	池田町	12	125
	南越前町	11	108
奥越	大野市	14	108
	勝山市	11	105
嶺南東部	敦賀市	14	100
	美浜町	13	100
	若狭町	10	134
嶺南西部	小浜市	14	137
	高浜町	13	137
	おおい町	12	134

(別表3) 高潮警報基準

市町をまとめた地域	市町	潮位 (m)
嶺北北部	福井市	1.3
	あわら市	1.3
	坂井市	1.3
	越前町	1.3
嶺北南部	南越前町	1.0
嶺南東部	敦賀市	1.0
	美浜町	1.0
	若狭町	1.0
嶺南西部	小浜市	1.0
	高浜町	1.0
	おおい町	1.0

(別表4) 洪水警報基準

市町をまとめた地域	市町	流域雨量指数	複合基準 (表面雨量指数、流域雨量指数)	指定河川洪水予報による基準
嶺北北部	福井市	七瀬川流域=11.1, 八ヶ川流域=6.6, 底喰川流域=10.5, 荒川流域=12.4, 一乗谷川流域=7.5, 芦見川流域=7, 羽生川流域=10.3, 上味見川流域 =9.1, 狐川流域=7.5, 未更毛川流域 =6.8, 志津川流域=13, 江端川流域 =11.1, 朝六川流域=8.5, 天王川流域 =21.8, 浅水川流域=27.6, 一光川流 域=6.9, 大味川流域=12.3, 山内川流 域=4.2	七瀬川流域= (7, 10.9), 底喰 川流域= (11, 9.5), 江端川流 域= (13, 7.9), 足羽川流域= (7, 30.5)	九頭竜川 [中角] 日野川下流 [深谷] 九頭竜川水系日野川中流 [糸橋] 九頭竜川水系足羽川 [九十九橋]
	あわら市	観音川流域=7.7, 宮谷川流域=7.7, 熊坂川流域=6	—	九頭竜川 [中角] 九頭竜川水系竹田川 [六日]
	坂井市	兵庫川流域=14.2, 田島川流域=4.9	—	九頭竜川 [中角] 九頭竜川水系竹田川 [六日]
	永平寺町	永平寺川流域=6.7, 犀川流域=4.5, 河内川流域=6.6, 荒川流域=5.8	永平寺川流域= (5, 6), 犀川 流域= (5, 4), 荒川流域= (5, 5.2)	九頭竜川 [中角]
	越前町	天王川流域=19.2, 和田川流域=7.7, 越知川流域=10.8, 小川流域=6, 織田 川流域=6.6	天王川流域= (6, 17.5)	—
嶺北南部	鯖江市	浅水川流域=23.9, 穴田川流域=7.7, 鞍谷川流域=19.6, 河和田川流域=12, 吉野瀬川流域=13, 天神川流域=4.4	浅水川流域= (7, 21.5), 鞍谷 川流域= (7, 17.6), 河和田川 流域= (7, 10.8)	九頭竜川水系日野川中流 [糸橋]
	越前市	天王川流域=5.4, 浅水川流域=9.4, 鞍谷川流域=12, 服部川流域=9.4, 水 間川流域=7.1, 月尾川流域=7.5, 吉 野瀬川流域=13.8, 大塙谷川流域=7.1	天王川流域= (7, 4.8), 鞍谷 川流域= (7, 10.8), 服部川流 域= (7, 8.4), 水間川流域= (7, 7.1), 月尾川流域= (7, 6.4)	九頭竜川水系日野川中流 [糸橋]
	池田町	足羽川流域=27.3, 部子川流域=10.9, 水海川流域=9.2, 魚見川流域=14.5	足羽川流域= (7, 24.5), 部子 川流域= (7, 10.9)	—
	南越前町	日野川流域=30, 清水川流域=4.9, 牧 谷川流域=5, 奥野々川流域=4.9, 阿 久和川流域=6.7, 鹿蒜川流域=9.8	—	九頭竜川水系日野川中流 [糸橋]
奥越	大野市	赤根川流域=10.3, 石徹白川流域 =23.2, 清滝川流域=10.9, 木瓜川流 域=11.4	—	—
	勝山市	九頭竜川流域=66.3, 岩屋川流域 =9.1, 皿川流域=12.1, 滝波川流域 =16.4, 暮見川流域=6.6, 净土寺川流 域=6.7, 淀川流域=4.7	—	—
嶺南東部	敦賀市	井の口川流域=8.5, 木ノ芽川流域 =13, 黒河川流域=17.5	—	笙の川水系笙の川 [呉竹]
	美浜町	耳川流域=14.4	—	—
	若狭町	野木川流域=9.4, 鳥羽川流域=10.1, はす川流域=9.5	—	北川 [高塚]
嶺南西部	小浜市	江古川流域=6.1, 多田川流域=5.5, 野木川流域=8.4, 松永川流域=8.2	—	北川 [高塚] 南川水系南川 [和久里]
	高浜町	子生川流域=9.4, 関屋川流域=14.7	—	—
	おおい町	南川流域=17.5, 佐分利川流域=11.4	—	—

(別表5) 大雨注意報基準

市町をまとめた地域	市町	<u>表面雨量指数</u>	土壤雨量指数基準
嶺北北部	福井市	9	67
	あわら市	6	69
	坂井市	8	69
	永平寺町	5	88
	越前町	6	67
嶺北南部	鯖江市	9	82
	越前市	9	76
	池田町	9	85
	南越前町	6	73
奥越	大野市	9	84
	勝山市	7	81
嶺南東部	敦賀市	8	66
	美浜町	9	66
	若狭町	6	88
嶺南西部	小浜市	8	90
	高浜町	10	90
	おおい町	7	88

(別表6) 高潮注意報基準

市町をまとめた地域	市町	潮位 (m)
嶺北北部	福井市	0.7
	あわら市	0.7
	坂井市	0.7
	越前町	0.7
嶺北南部	南越前町	0.7
嶺南東部	敦賀市	0.7
	美浜町	0.7
	若狭町	0.7
嶺南西部	小浜市	0.7
	高浜町	0.7
	おおい町	0.7

(別表7) 洪水注意報基準

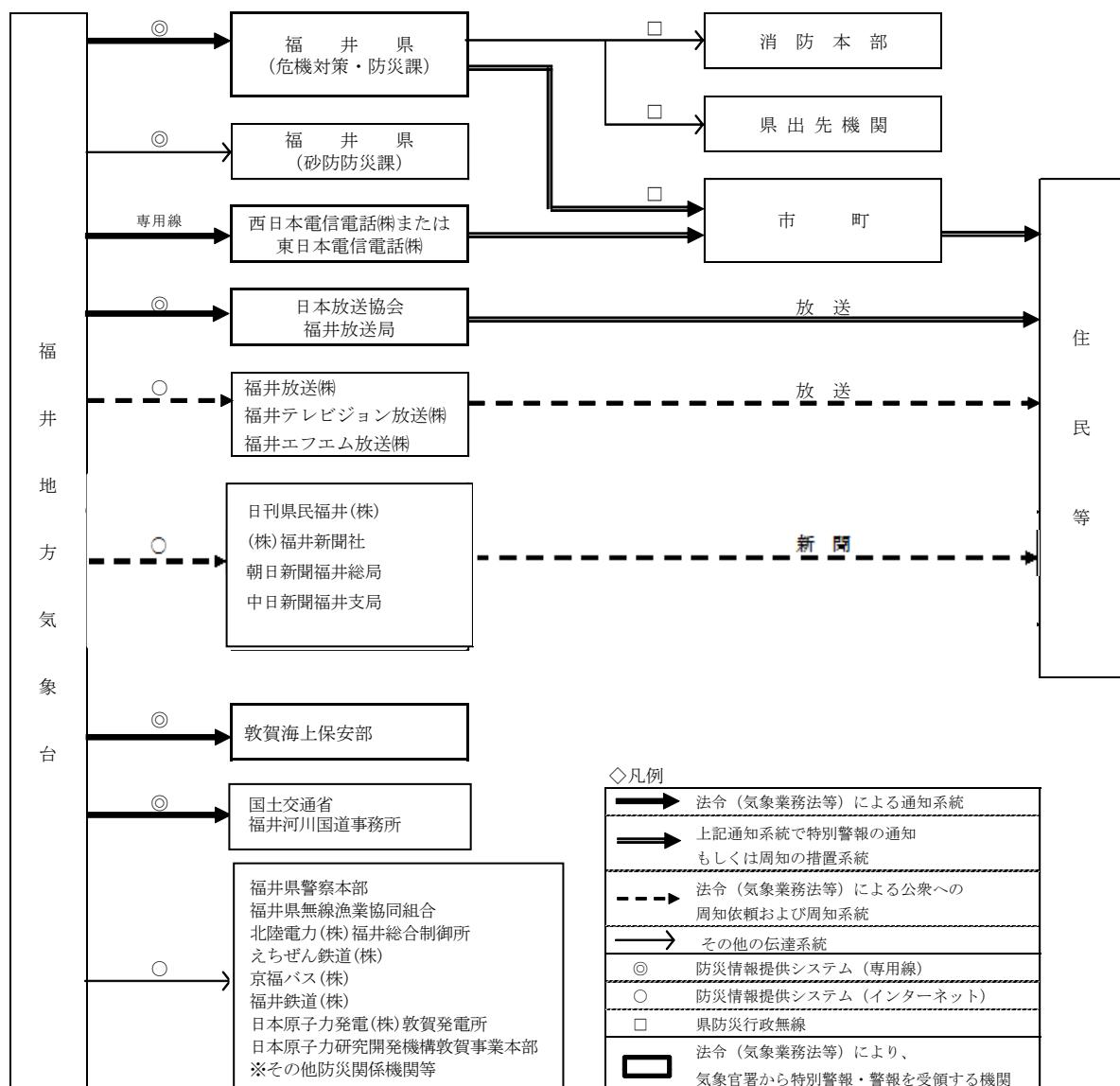
市町をまとめた地域	市町	流域雨量指標	複合基準 (表面雨量指標、流域雨量指標)	指定河川洪水予報による基準
嶺北北部	福井市	七瀬川流域=8.9, 八ヶ川流域=5.2, 底喰川流域=8.4, 荒川流域=9.9, 一乗谷川流域=6, 芦見川流域=5.6, 羽生川流域=8.2, 上味見川流域=7.3, 狐川流域=6, 未更毛川流域=5.4, 志津川流域=10.4, 江端川流域=8.9, 朝六川流域=6.8, 天王川流域=17.4, 浅水川流域=22.1, 一光川流域=5.5, 大味川流域=9.5, 山内川流域=3.4	七瀬川流域= (5, 8.9), 底喰川流域= (7, 6.7), 荒川流域= (5, 9), 狐川流域= (5, 5.3), 志津川流域= (5, 10.4), 江端川流域= (5, 7.1), 朝六川流域= (7, 6.2), 一光川流域= (5, 5.5), 大味川流域= (5, 9.5), 日野川流域= (7, 38), 足羽川流域= (7, 25.3)	九頭竜川〔中角〕 日野川下流〔深谷〕 九頭竜川水系日野川中流〔糺橋〕 九頭竜川水系足羽川〔九十九橋〕
	あわら市	觀音川流域=6.1, 宮谷川流域=6.1, 熊坂川流域=4.8	觀音川流域= (5, 6.1), 宮谷川流域= (5, 6.1), 竹田川流域= (6, 15.4)	九頭竜川水系竹田川〔六日〕
	坂井市	兵庫川流域=11.3, 田島川流域=3.9	—	九頭竜川〔中角〕 九頭竜川水系竹田川〔六日〕
	永平寺町	永平寺川流域=5.3, 扉川流域=3.6, 河内川流域=5.2, 荒川流域=4.6	永平寺川流域= (5, 4.2), 扉川流域= (5, 3.6), 河内川流域= (5, 4.2), 荒川流域= (5, 4.6)	九頭竜川〔中角〕
	越前町	天王川流域=15.4, 和田川流域=6.1, 越知川流域=8.6, 小川流域=4.8, 織田川流域=5.2	天王川流域= (6, 12.5)	—
嶺北南部	鯖江市	浅水川流域=19.1, 穴田川流域=6.2, 鞍谷川流域=15.6, 河和田川流域=9.6, 吉野瀬川流域=10.4, 天神川流域=3.1	浅水川流域= (7, 15.3), 鞍谷川流域= (7, 12.5), 河和田川流域= (7, 7.7), 日野川流域= (7, 26.8)	九頭竜川水系日野川中流〔糺橋〕
	越前市	天王川流域=4.3, 浅水川流域=7.5, 鞍谷川流域=9.6, 服部川流域=7.5, 水間川流域=5.7, 月尾川流域=6, 吉野瀬川流域=11, 大塩谷川流域=5.6	天王川流域= (7, 3.4), 鞍谷川流域= (7, 7.7), 服部川流域= (7, 6), 水間川流域= (5, 5.7), 月尾川流域= (5, 5.8), 日野川流域= (7, 20.4)	九頭竜川水系日野川中流〔糺橋〕
	池田町	足羽川流域=21.8, 部子川流域=8.7, 水海川流域=7.4, 魚見川流域=11.6	足羽川流域= (7, 21.8), 部子川流域= (5, 8.7)	—
	南越前町	日野川流域=21, 清水川流域=3.9, 牧谷川流域=4, 奥野々川流域=3.9, 阿久和川流域=5.3, 鹿蒜川流域=7.8	日野川流域= (5, 13.2)	—
奥越	大野市	赤根川流域=8.2, 石徹白川流域=18.5, 清滝川流域=8.7, 木瓜川流域=8	—	—
	勝山市	九頭竜川流域=53, 岩屋川流域=7.2, 皿川流域=9.6, 滝波川流域=13.1, 暮見川流域=5.2, 净土寺川流域=5.3, 淀川流域=3.3	净土寺川流域= (6, 4.2)	—
嶺南東部	敦賀市	井の口川流域=6.8, 木ノ芽川流域=10.4, 黒河川流域=14	笙の川流域= (5, 21.7)	笙の川水系笙の川〔吳竹〕
	美浜町	耳川流域=11.5	—	—
	若狭町	野木川流域=7.5, 鳥羽川流域=8.1, はす川流域=7.6	はす川流域 (5, 7.6)	北川〔高塚〕
嶺南西部	小浜市	江古川流域=4.8, 多田川流域=4.4, 野木川流域=6.7, 松永川流域=6.5	江古川流域= (5, 4.8), 多田川流域= (5, 4.4), 北川流域= (6, 20.8)	北川〔高塚〕 南川水系南川〔和久里〕
	高浜町	子生川流域=7.5, 関屋川流域=11.7	—	—
	おおい町	南川流域=14, 佐分利川流域=9.1	南川流域= (6, 11.2), 佐分利川流域= (5, 9.1)	—

大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

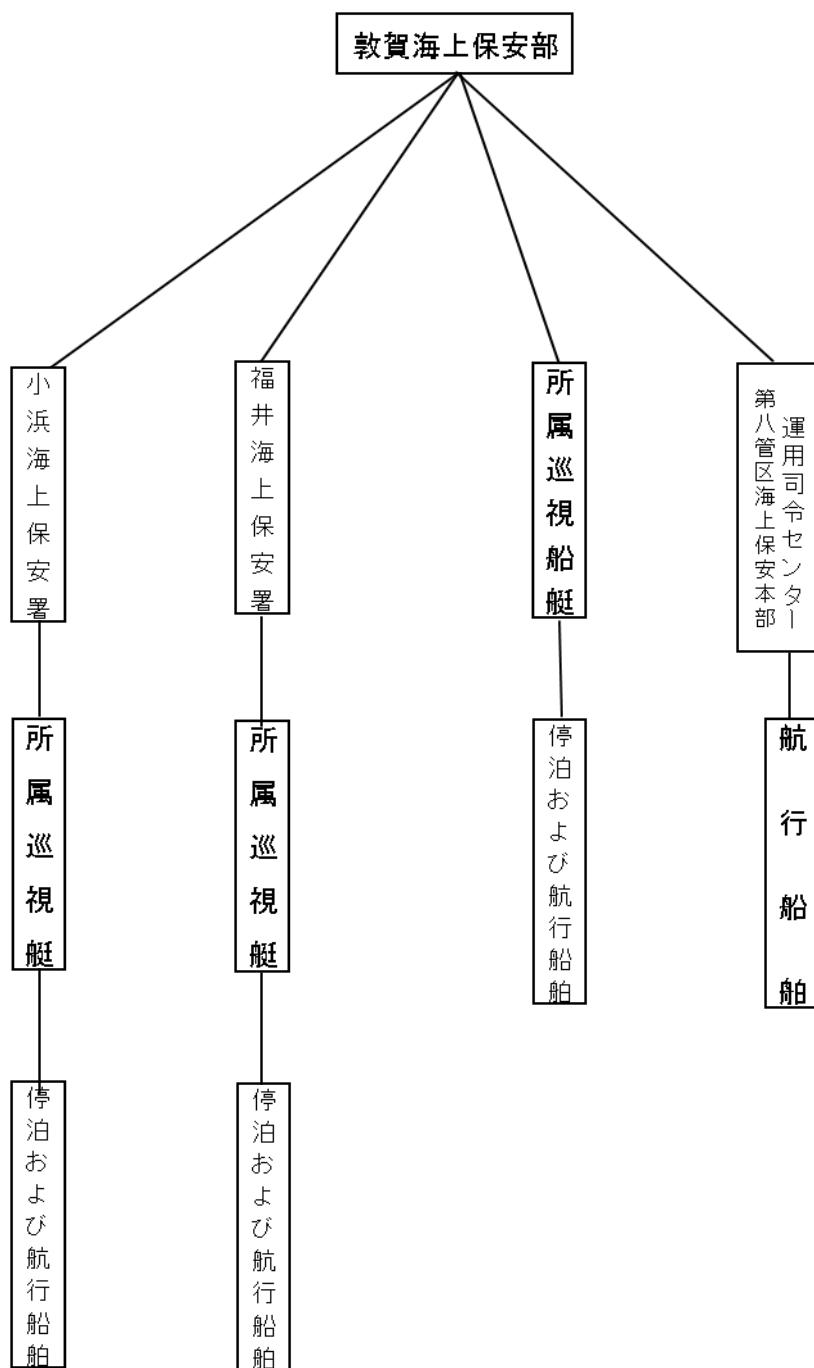
(1) 土壤雨量指標基準値は1km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壤雨量指標基準には、市町内における基準値の最低値を示す。1km四方毎の基準値については、資料編を参照。

(2) 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指標30以上」を意味する。

第1図 特別警報・警報・注意報の伝達系統図



第2図 敦賀海上保安部管内気象伝達系統一覧表
(海域及び船舶交通に影響を与える特別警報・警報に限る)



第5節 情報および被害状況報告計画

災害時における被害状況の収集は、災害応急対策を迅速かつ確実に実施する基礎となるものであり、市町および防災関係機関が、災害が発生し、またはその発生が予想される場合には、速やかに管内の状況を把握して県に報告するための計画である。

第1 情報の収集および伝達

(1) 県の実施事項

① 市町からの収集

市町から情報を収集する場合その対象とする事項

ア 被害発生情報

日時 場所 原因

イ 被害概況（後述の被害状況報告に準じ、内容によってはそのまま被害状況報告に移行してよい。）

ウ 市町の応急対策の概況（同上の基準）

エ 県に対する要請事項（自衛隊派遣要請等）

オ その他応急対策の実施に際し必要事項

② 警察および通信・電力・交通機関等からの収集

災害発生や応急対策に関連ある事項について各機関から情報を収集するものとする。

③ 地域住民からの収集

被害状況等の情報収集は、市町から行うことを原則とするが、緊急に現地の被害状況を把握する必要がある場合は、公民館長、消防団長、区長等の地域住民から情報を収集するものとする。

なお、収集した情報は、内容に応じて、市町に伝達するものとする。

④ 情報収集の手段

情報収集の手段にあたっては、災害情報インターネットシステムやドローン、監視カメラ等、多様な手段を活用するものとする。

⑤ 関係機関への伝達

県は、上記情報のうち重要なものおよび県の対策については、つぎの機関へ伝達または報告するものとする。

ア 関係市町

イ 自衛隊

ウ 中央各省庁（東京事務所）

エ 報道機関

オ その他の関係機関

(2) 県、市町および防災関係機関の協力

県、市町および防災関係機関は、各種情報の収集について十分に連絡調整を行い、または相互に情報を交換して、応急対策が円滑に実施できるように協力するものとする。

県および市町は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

(3) 情報の優先順位

情報収集および通報は、人的被害および住家被害に関連あるものを優先するものとする。その他については第3章第3節「通信計画」による。

(4) 人的被害の数

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

第2 被害状況報告

市町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するものとする。通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接国（消防庁）へ報告するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるた

め、市町は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町または県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡するものとする。

災害対策基本法の規定に基づき市町または関係機関の長が県に対して行う災害の状況報告に関し、必要な事項を定め、被害状況報告の迅速、確実化を図る。

なお、他の法令に基づき報告を要する事項については別に定める（別表第1参照）。

（1）報告すべき災害

① 災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象、または大規模な事故等災害対策基本法第2条第1号に規定する原因により生ずる被害である。

② 報告の基準

被害状況報告に当たっては、おおむね次に掲げる事項に該当する場合は、速やかに報告するものとする。

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの。

イ 県または市町が災害対策本部を設置したもの。

ウ 災害が2市町以上にまたがるもので、1市町における被害は軽微であっても、全県的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。

エ 災害による被害に対し、国、県の特別の財政援助を要するもの。

オ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。

カ 地震が発生し、県内の区域内で震度4以上を記録したもの。

キ その他災害の状況およびそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

ク 注意報・警報が発令された場合において発生し、上記基準に該当しないもの。

ケ その他特に報告の指示があったもの。

（2）調査機関

被害状況の調査は、次の区分により実施する。

① 市町………市町民の生命および財産に関する事項ならびに市町の管理する施設等

② 県………県の管理する施設等

③ 関係機関……別表第2に掲げる機関の管理する施設等

（3）被害程度の認定基準

市町が被害程度の認定を行う場合は、別表の「被害程度の認定基準」により行う。

県および関係機関にあっても、別に定めがある場合を除いてこの基準によることとする。

（4）報告の種類

① 災害即報………災害を覚知したとき、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で行う。

② 災害確定報告………応急対策終了後10日以内に行う。

③ 災害年報………毎年1月1日から12月31日までの災害状況について、翌年の4月1日現在で明らかになったものを、4月15日までに行う。

（5）報告の方法

① 各関係機関は、予め被害状況報告責任者を定めておくものとする。

② 報告様式

ア 災害即報は、市町にあっては、第1号様式により、関係機関にあっては、第1号様式または別に定める様式により報告する。

イ 災害確定報告および災害年報

災害確定報告は、第2号様式により、災害年報は、第3号様式により報告する。なお、関係機関にあっては、別に定める様式により報告することができるものとする。

ウ 災害救助法が適用されたとき、または同法の適用基準に達する見込みがある場合に、市町は、災害即報と併せて、第4号様式により報告する。

③ 報告の方法

災害即報等は、原則として県防災行政無線または一般加入電話により行うものとするが、やむを得ない場合には、電報あるいは非常無線等を用いて報告する。

災害確定報告および災害年報は、必ず文書により報告するものとする。

④ 報告先

被害状況の報告は、市町および関係機関にあっては、直接県（危機対策・防災課）へ行う。
なお、現地対策本部が置かれたときはこの本部を経由して行う。

第3 県の措置

(1) 内閣総理大臣に対する報告

市町等からの報告に基づき、速やかに消防庁に対し被害状況を報告し、当該報告をもって内閣総理大臣に報告したものとする。

なお、被害状況の報告先は次のとおりである。

① 通常時（消防庁応急対策室）

ア 電話番号

03-5253-7527 (NTT回線)

90-49013 (消防防災無線)

発信特番-048-500-90-49013 (地域衛星通信ネットワーク)

イ FAX番号

03-5253-7537 (NTT回線)

90-49033 (消防防災無線)

発信特番-048-500-90-49033 (地域衛星通信ネットワーク)

② 夜間・休日時（消防庁宿直室）

ア 電話番号

03-5253-7777 (NTT回線)

90-49102 (消防防災無線)

発信特番-048-500-90-49102 (地域衛星通信ネットワーク)

イ FAX番号

03-5253-7553 (NTT回線)

90-49036 (消防防災無線)

発信特番-048-500-90-49036 (地域衛星通信ネットワーク)

(2) 各省庁に対する報告

被害の状況により必要があると認めるときは、東京事務所を通じて中央各省庁に対し電話により逐次速報するものとする。

(3) 県防災会議に対する報告

知事は、必要に応じ、被害状況および応急対策等の措置について、県防災会議に報告するものとする。

第4 孤立集落の被害状況把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、被災市町は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、被災市町に連絡するものとする。また、県および被災市町は、特に孤立地域の通信手段の確保について、特段の配慮を行うものとし、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

第5 市町地域防災計画で定める事項

県の計画の基準に基づき定めるものとする。

(1) 報告責任者

(2) 報告の基準

(3) 調査の方法

(4) 報告の種類

(5) 報告系統

別表 被害程度の認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となった者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要がある者のうち、1カ月以上の治療を要する見込みのある者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または、受ける必要のある者のうち、1カ月未満で治療できる見込みの者とする。
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したものまたは住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
世帯等	世帯	生計を一つにしている生活単位とする。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば、分けて扱うものとする。
	被災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	被災者	被災世帯の構成員とする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建物でこの基準中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 全壊または半壊の被害を受けたものののみ記入する。
	文教施設	学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、専門学校および専修学校における教育の用に供する施設とする。
	福祉施設	社会福祉法第2条の規定により、社会福祉事業により経営される施設とする。
	その他の公共建物	例えば、役場庁舎、公民館および図書館等の公用または公共の用に供する建物とする。
	公共建物以外の非住家	公共建物以外の倉庫、工場、車庫等の建物とする。

被害区分		認定基準
火災発生件数	火災発生件数	地震または火山噴火の場合に限る。その他の火災の報告は、別に定めるところにより行う。
	危険物	消防法（昭和23年法律第186号）第11条第1項により、市町長、消防組合管理者の許可を受け設置されている危険物製造所、危険物貯蔵所および危険物取扱所の施設とする。
公共土木施設の被害	市町または市町の機関の維持管理に属する以下の施設とする。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止などの施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。ただし、砂防法（明治30年法律第29号）第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸を除く。
	砂防等施設	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸および地すべり等防止法第2条第2項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設とする。
	林地荒廃防止施設	山林砂防施設（立木を除く。）または海岸砂防施設（防潮堤を含み、立木を除く。）とする。
	港湾施設	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
	漁港	漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する基本施設または漁港の利用および管理上重要な輸送施設とする。
	海岸	国土を保全するために防護することを必要とする海岸またはこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設とする。
農林水産業施設の被害	農業用施設	農地の利用または保全上必要な公共的施設であって、かんがい排水施設、農業用道路または農地もしくは農作物の災害を防止するため必要な施設とする。
	林業用施設	林地の利用または保全上必要な公共的施設であって、林地荒廃防止施設（法令により地方公共団体またはその機関の維持管理に属するものを除く。）、林道とする。
	漁港施設	漁業の根拠地となる水域および陸域内にあり、水産業協同組合の維持管理に属する施設であって、外かく施設、けい留施設および水域施設とする。
	共同利用施設	農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合の所有する倉庫、加工施設、共同作業場およびその他の農林水産業者の共同利用に供する施設であって、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号）第1条の3に規定する施設とする。

被害区分		認定基準
農林水産業施設の被害	農地	耕作の目的に供される土地とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稻の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
	畑の流失・埋没・冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	その他の公共施設	公共建物、公共土木施設、農林水産業施設以外の公共施設をいい、例えば都市施設、公園施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
農産・林産・水産・畜産の被害 「農産」「林産」「水産」「畜産」とは、農林水産業施設以外の被害をいい、それぞれの項目ごとに記入すること。		
商工業の被害 建物以外の商工業の被害で、工業原材料、生産物、生産機械器具および操業率低下や観光客のキャンセル等による間接被害等とする。		
その他の被害	清掃施設	ごみ処理およびし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船舶・漁船	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったものならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。

その他

- (1) 災害年報の公立文教施設、公共土木施設、農林水産施設、その他の公共施設等の被害額について
は査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）は、朱書すること。
- (2) 災害に対しとられた措置
 - ① 災害に対してとられた措置の概要は、具体的かつ詳細に記載するものとし、報告様式に余白がない場合は、別紙とする。
 - ② 消防機関の活動状況の報告に当たっては、被害が発生し防災活動に従事した者で、待機は含まない。報告は、消防職員、消防団員別とし、使用した機材と主な活動内容を報告する。

(第1号様式) (その1)

(災害概況即報)

災害名

(第 報)

報告日時	
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時						
被害の状況	人的被害	死 者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		不 明		人	軽傷		人		半壊		棟	床下浸水		棟
		119番通報の件数												
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
							(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)							
	消防機関等の活動状況													
自衛隊派遣要請の状況														
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策														

(第1号様式) (その1) (別紙)

(避難勧告等の発令状況)

(第1号様式) (その2) (被害状況即報)

(第2号様式) (災害確定報告)

		区分		被　　害	
災害名 確定年月日		月　日　時確定			
報告者名					
区分		被　　害			
人 的 被 害	死　　者	人			
	行方不明者	人			
	負　　重　傷	人			
	軽　　傷	人			
住 家 被 害	全　　壊		棟		
	半　　壊		世帯		
	人				
	一部　破損		棟		
	世帯				
	人				
	床上　浸水		棟		
	世帯				
	人				
	床下　浸水		棟	り災　世　帶　数	世帯
非 住 家	建物		世帯	り災　者　数	人
	その　他	棟		建　　物	件
				危　　険　物	件
				そ　の　他	件
		火 災 発 生			

区分		被　　害		都道府県本部災害対策本部	設　　置	解　　散	名　　称				
公立文教施設		千円					月　日　時				
農林水産業施設		千円					月　日　時				
公共土木施設		千円					月　日　時				
その他の公共施設		千円		災　　設　　置　　対　　市　　策　　町　　本　　村　　部　　名							
文教施設　箇所											
病　　院　　箇所											
道　　路　　箇所											
橋　り　よ　う　箇所											
河　　川　　箇所											
港　　湾　　箇所											
砂　　防　　箇所											
清掃施設　箇所											
崖　く　ず　れ　箇所											
鉄道不通　箇所											
被害船舶　隻											
水　　道　　戸											
電　　話　　回線											
電　　気　　戸											
ガ　　ス　　戸											
ブロック塀等　箇所											
り災　世　帶　数　世帯											
り災　者　数　人											
建　　物　　件											
危　　険　物　件											
そ　の　他　件											
り災　世　帶　数　世帯											
り災　者　数　人											
公立文教施設　千円		()	()	()	()	()	()	()			
農林水産業施設　千円		()	()	()	()	()	()	()			
公共土木施設　千円		()	()	()	()	()	()	()			
その他の公共施設　千円		()	()	()	()	()	()	()			
小　　計　千円		()	()	()	()	()	()	()			
公共施設被害市町村数　団体											
農　　産　　被害　千円											
林　　産　　被害　千円											
畜　　産　　被害　千円											
水　　産　　被害　千円											
商　　工　　被害　千円											
そ　の　他　千円											
被　　害　　総　額　千円											
都道府県本部設置月日		月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日			
災害対策本部設置月日		月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日			
災害救援法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体			
消防救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体			
消防職員出勤延人数		人	人	人	人	人	人	人			
消防団員出勤延人数		人	人	人	人	人	人	人			

(第3号様式) (災害年報)

災害名 発生年月日				計
区分				
死　　者　人				
行方不明者　人				
負　　重　傷　人				
軽　　傷　人				
全　　壊　棟				
半　　壊　世帯				
人				
一部　破損　棟				
世帯				
人				
床上　浸水　棟				
世帯				
人				
床下　浸水　棟				
世帯				
人				
公共建物　棟				
その他　棟				
流失・埋没　ha				
冠　水　ha				
流失・埋没　ha				
冠　水　ha				
学校　箇所				
病　　院　　箇所				
道　　路　　箇所				
橋　り　よ　う　箇所				
河　　川　　箇所				
港　　湾　　箇所				
砂　　防　　箇所				
清掃施設　箇所				
崖　く　ず　れ　箇所				
鉄道不通　箇所				
被害船舶　隻				
水　　道　　戸				

災害名 発生年月日				計
区分				
電話　回線				
電　　気　戸				
ガ　　ス　戸				
その他　箇所				
建　　物　件				
危　　険　物　件				
そ　の　他　件				
り災　世　帶　数　世帯				
り災　者　数　人				
公立文教施設　千円		()	()	()
農林水産業施設　千円		()	()	()
公共土木施設　千円		()	()	()
その他の公共施設　千円		()	()	()
小　　計　千円		()	()	()
公共施設被害市町村数　団体				
農　　産　　被害　千円				
林　　産　　被害　千円				
畜　　産　　被害　千円				
水　　産　　被害　千円				

(第4号様式)

被　害　状　況　報　告

世帯構成員別被害状況調（中間、決定）

区分 世帯数	全 壊		流 出		半 壊		床上浸水		計	
	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員
1人世帯										
2人〃										
3人〃										
4人〃										
5人〃										
6人〃										
7人〃										
8人〃										
9人〃										
10人〃										
11人〃										
12人〃										
13人〃										
14人〃										
15人〃										
計										

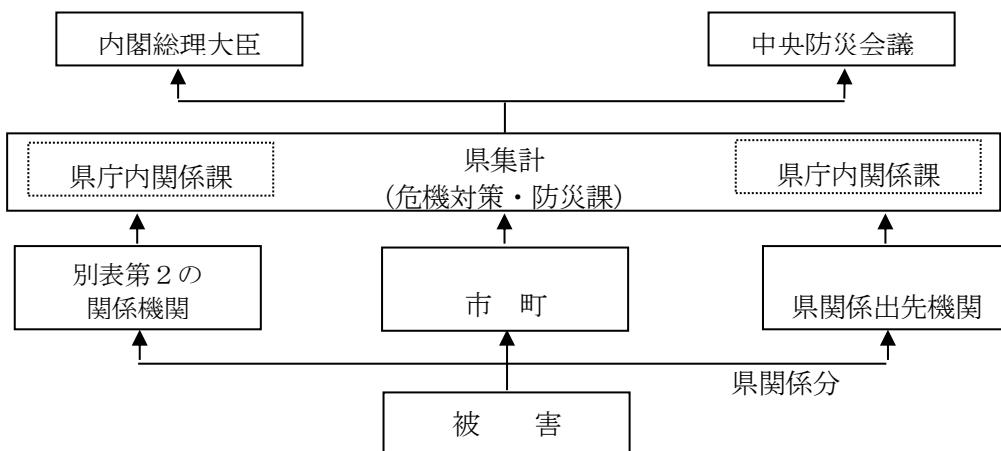
別紙第1 災害報告事務一覧

区分	県主管課	報告大別	報告事項	報告時期	報告内容	主管省庁
総合	危機対策・防災課	災害全般	総合被害報告	即報・確定・年報	災害の状況、被害の程度・応急措置の概要	内閣府、消防庁
	危機対策・防災課	消防	火災報告	速報・詳報	火災の状況・被害の程度・消防機関の活動	消防庁
	地域福祉課	一般被害	災害救助法関係報告	速報・概況・確定	人的被害・家屋被害・救助実施状況	厚生労働省社会援護局
	地域医療課	医療施設	公的医療機関被害報告	確定	災害復旧事業費	
	健康増進課	防疫	被害状況報告	速報	家屋被害・患者発生	厚生労働省健康局
			防疫活動報告	日報・完了報告	家屋被害・患者発生防疫活動・経費	
	医薬・食品衛生課	水道	水道施設被害報告	速報・詳報	災害復旧事業費	
	生産振興課	農林	農林水産業被害報告	速報・概況・確定	農業被害((1)施設等被害、(2)農作物等被害)	北陸農政局
		農林	畜産関係被害報告	速報・確定	家畜・畜産物・飼料作物・畜舎・施設	
	水産課	水産	水産業被害報告	速報・概況・確定	漁船・漁場・養殖物・その他の水産物・水産業協同組合在庫品・漁具・養殖施設・共同・非共同利用施設	水産庁
		公共土木	農林水産省所管漁港施設被害報告	速報・確定	海岸・漁港施設・潮位・風速・波向・波高	
	県産材活用課	農林	農林水産業被害報告	速報・概況・確定	林産物等被害	
	森づくり課	農林	農林水産業被害報告	速報・概況・確定	施設等被害	林野庁
		施設被害	治山施設災害報告	速報・概況・確定	治山施設(林地荒廃防止施設)	
	農村振興課	農林	農地農業用施設被害報告	確定	農地農業用施設(水系別)	北陸農政局
		公共土木	農林水産省構造改善局所管海岸・地すべり防止施設災害報告	確定	海岸・地すべり防止施設	
	道路保全課	公共土木	県管理道路被害報告	速報・確定	道路被害状況	国土交通省道路局
	砂防災課	公共土木	国土交通省所管公共土木施設被害報告	確定	河川・海岸・道路・橋梁・砂防等施設	国土交通省水管理・国土保全局
		公共土木	国土交通省所管公共土木施設被害報告	速報	被害(人家・人命・公共施設)の状況・応急対策	国土交通省砂防部水管理・国土保全局砂防部
	港湾空港課	公共土木	国土交通省所管公共土木施設被害報告	速報・確定	海岸・港湾施設・波高・潮位・風速・雨量	国土交通省港湾局
	都市計画課	都市施設	都市施設被害報告	確定	街路・公園等	国土交通省都市局
	建築住宅課	住宅	公営住宅被害報告	確定	公営住宅	国土交通省住宅局
	学校振興課	公立学校	公立文教施設被害報告	速報・確定	小中学校施設	文部科学省大臣官房文教施設部

別表第2

近畿地方整備局福井河川国道事務所・足羽川ダム工事事務所・九頭竜川ダム統合管理事務所、近畿中国森林管理局福井森林管理署、西日本電信電話株福井支店、西日本旅客鉄道(株)金沢支社、中日本高速道路(株)福井保全・サービスセンター、同敦賀保全・サービスセンター、西日本高速道路(株)福知山管理事務所、北陸電力(株)福井支店、関西電力(株)原子力事業本部、えちぜん鉄道(株)、福井鉄道(株)

別表第3 被害状況報告系統図



第6節 災害広報計画

県、市町およびその他防災関係機関が、災害時における各種応急対策の推進、社会的混乱の防止、実情周知による人心の安定、復興意欲の高揚等に果たす広報の重要性を認識し、広報活動の積極的推進を図るための計画である。

第1 県における広報

(1) 情報収集の要領

- ① 広報課(班)は、災害時の広報に関し、危機対策・防災課および各部政策推進グループ（教育庁については教育政策課。以下同じ。）と相互に緊密な連絡を図る。
- ② 各部関係課は、各部政策推進グループを通して、刻々の情報を**防災班**に連絡するものとする。
- ③ 広報課(班)は、必要に応じ職員を現地に派遣して、情報収集ならびに写真取材を行う。

(2) 災害情報の広報

① 報道機関に対する情報発表

あらかじめ報道主管者を置き、収集した災害情報や県の対策等を速やかに報道機関に発表する。

② 県民に対する広報

ア 広報内容

災害広報は、主に次の事項について実施するものとする。

(ア) 気象関係予報・警報等

(イ) 災害の現況および予測

(ウ) 県、その他防災関係機関の対策状況

(エ) 交通機関の運行状況および交通規制状況

(オ) 避難措置その他の住民の保護措置

(カ) 治安・警備・その他の住民の士気、相互扶助の高揚に関する事項

(キ) 住民の生活確保、指導に関する措置

イ 広報手段

(ア) 報道機関を通じて、県民や被災者に対して必要な情報や注意事項および県の対策などを周知徹底する。

なお、県および市町が発する災害情報等については、それらを集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信する**Lアラート**（災害情報共有システム）を市町と連携を図りながら活用し、周知する。

(イ) 写真、ポスター等の掲示をする。

(ウ) 必要に応じ自衛隊の協力を得て、航空機によるビラ散布をする。

(エ) 県が実施しているインターネットへの情報提供事業において、県外、国外に向けた被災情報の発信を図る。

(オ) ポータルサイト・サーバー運営業者に対し、避難勧告・指示（緊急）等に関する情報をサイトのトップページに掲載するよう協力要請する。

(カ) 携帯端末の緊急速報メール機能や、必要に応じた臨時災害放送局（コミュニティ放送局を含む）の活用、その他あらゆる広報媒体を通じ、積極的に広報する。

(3) 中央諸官庁に対する広報

被害状況、被害写真、情報、報告および要望事項等により、東京事務所、大阪事務所を通じるなどの方法により、中央諸官庁に対し広報する。

(4) 記録写真の収集ならびに記録映画の作成

災害関係各課、各機関は災害写真を積極的に撮影し広報課(班)に提供するものとし、広報課(班)において取材したものとあわせて広報用に供し、保存する。また、広報課(班)は必要に応じ映画、印刷物などの特集を作成する。

(5) 相談窓口、情報提供窓口の設置

災害が発生した場合は、必要に応じて相談窓口を設置し、被災者からの相談、問い合わせ等に対応する。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

(6) 安否情報の提供

県または市町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者の権利利益を不當に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合

において、市町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者や児童虐待の被害者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第2 市町における広報

- (1) 市町における災害広報計画については、それぞれ市町地域防災計画の定めるところにより実施するものとする。
なお、特に重要な事項の広報については、事前に県および関係防災機関に通報するものとする。
- (2) 市町地域防災計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - ① 広報資料の収集方法
 - ② 一般住民に対する広報の方法

第3 指定地方行政機関等における広報

指定地方行政機関、指定公共機関および指定地方公共機関等は、それぞれ防災業務計画に基づき広報を実施するものとする。

なお、特に重要な事項の広報については、事前に県、関係市町および関係防災機関に通報するものとする。

第7節 災害救助法の適用に関する計画

災害に際し、食糧品その他の生活必需品の欠乏、住居の喪失、疾病等によって生活難に陥った被災者に対し、被災者の保護と社会秩序の保全を図り、応急的な救助を行うための計画である。

第1 実施機関

知事は、法定受託事務として救助の実施に当たる。ただし、救助の実施に関する事務の一部を市町長に委任したときは市町長が行う。

第2 適用基準

(1) 全焼、全壊、流失等により住家の滅失した世帯数が、当該市町の人口に応じ次の世帯数以上であるとき。

市町の区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上 15,000人未満	40 リ
15,000 リ 30,000 リ	50 リ
30,000 リ 50,000 リ	60 リ
50,000 リ 100,000 リ	80 リ
100,000 リ 300,000 リ	100 リ
300,000 リ	150 リ

(注) 半壊(焼)の場合は1/2世帯とし換算し、床上浸水の場合は1/3世帯として換算する。
(以下同じ。)

(2) 県全体の住家が滅失した世帯の数が1,000世帯以上で、当該市町の人口に応じ次の世帯数以上の世帯の住家が滅失したとき。

市町の区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	15世帯
5,000人以上 15,000人未満	20 リ
15,000 リ 30,000 リ	25 リ
30,000 リ 50,000 リ	30 リ
50,000 リ 100,000 リ	40 リ
100,000 リ 300,000 リ	50 リ
300,000 リ	75 リ

(3) 県全体の住家が滅失した世帯の数が5,000世帯以上で、当該市町の多数の世帯の住家が滅失したとき。

(4) 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

(5) 多数の者が生命または身体に危害を受けまたは受けおそれが生じたとき。

第3 適用手続

(1) 被害状況の把握

- ① 市町長の情報提供
- ② 県の情報提供

(2) 適用の公告

第4 救助の種類および実施期間

救助の種類	実施者(※)	実施期間	計画
避難所の設置	市町	7日	第8節 避難計画
災害にかかった者の救出	市町	3日	第9節 救出計画
炊出しその他による食品の給与	市町	7日	第11節 米穀等食料供給計画
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	市町	10日	第12節 衣料、生活必需品その他物資供給計画
飲料水の供給	市町	7日	第13節 給水計画
応急仮設住宅の供与	県	20日以内着工	第14節 応急仮設住宅および住宅の応急修理計画
災害にかかった住宅の応急修理	市町	1ヵ月以内完成	第14節 応急仮設住宅および住宅の応急修理計画
医療および助産	県	14日および7日	第15節 医療助産計画
死体の搜索、処理、埋葬	市町	10日	第17節 死体の搜索および処理ならびに埋葬等計画
障害物の除去	市町	10日	第18節 障害物の除去計画
学用品の給与	市町	教科書 1ヵ月以内 文房具等 15日以内	第19節 文教対策計画
応急救助のための輸送	市町	救助種目ごとの救助期間中	第20節 輸送計画
応急救助のための賃金職員雇上げ	市町	救助種目ごとの救助期間中	第22節 要員確保計画

※「実施者」は、県から市町への事務委任後の標準的な実施体制であり、災害の規模や緊急性に応じて県と市町が調整する。

第5 強制権の発動

- (1) 従事命令
一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限
- (2) 協力命令
被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させる権限
- (3) 管理、使用、保管命令および収用
特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、または物資を収用する権限

第8節 避難計画

災害時において、危険地域にある住民、児童、生徒等を避難させ、人的被害の軽減を図るための計画である。

第1 避難情報の種類

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、大雨、洪水、高潮警報が発表される等、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、土砂災害警戒情報が発表される等、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

第2 実施責任者および基準

(1) 避難の準備情報、勧告および指示

事項区分	実施責任者	措置	実施の基準
避難のための立退きの準備 その他の措置	市町長 (災害対策基本法56)	立退き準備の勧告 (避難行動要支援者は立退きの勧告)	<p>避難行動要支援者が避難できる時間を残して災害が発生する可能性が高まったとき。 【水害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水位が国管理河川においては避難判断水位、県管理河川においては氾濫注意水位に到達し、かつ、上流域の観測所の河川水位が上昇しているとき等 <p>【土砂災害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壤雨量指基準を超過したとき等

避難の勧告	市町長 (災害対策基本法60)	立退きの勧告および立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 【水害】 <ul style="list-style-type: none">・水位が国管理河川においては氾濫危険水位、県管理河川においては避難判断水位(特別警戒水位)に到達したとき等 【土砂災害】 <ul style="list-style-type: none">・土砂災害警戒情報が発表されたとき等 【高潮】 <ul style="list-style-type: none">・高潮警報あるいは高潮特別警報が発表されたとき等
避難の指示	知事およびその命を受けた職員 (水防法29) (地すべり等防止法25)	立退きの指示	洪水・高潮・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	水防管理者 (水防法29)	立退きの指示	洪水・高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき。
避難の指示	市町長 (災害対策基本法60)	立退きの指示 および 立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 【水害】 <ul style="list-style-type: none">・河川の水位が国管理河川においては堤防天端高に到達するおそれが高いとき、県管理河川においては氾濫危険水位に到達したとき等 【土砂災害】 <ul style="list-style-type: none">・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過したとき等 【高潮】 <ul style="list-style-type: none">・潮位が危険潮位を越えたとき等
	警察官 (災害対策基本法61) (警察官職務執行法4)	立退きの指示および立退き先の指示	市町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 市町長から要求があったとき。
	海上保安官 (災害対策基本法61)	警 告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、および特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法94)	立退きの指示および立退き先の指示	市町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 市町長から要求があったとき。
		避難について必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

(2) 避難勧告等の判断基準の策定

市町は避難勧告等の意思決定を迅速・的確に実施するため、避難勧告等の判断基準を策定するものとする。この場合、雨量、河川の水位(氾濫危険水位(危険水位)、避難判断水位(特別警戒水位))、土砂災害警戒情報などの形式的判断基準を導入し、具体的に策定するよう努めるものとする。

(3) 避難勧告等実施責任者の代理規定の整備

市町は、首長不在時における発災に備え、避難勧告等発令に係る代理規定を整備しておくものとする。

(4) 避難勧告等の発令方法

市町は、気象情報や河川水位、土砂災害警戒情報等をもとに、時期を失すことなく避難勧告・指示（緊急）を発令するものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

市町は、住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示（緊急）等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するものとする。特に、人口や面積の規模が大きい市町においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。

また、避難勧告・指示（緊急）を夜間に発令するおそれがある場合には、早い段階で避難所を開設して住民に伝達したり、避難準備・高齢者等避難開始の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する等により、円滑な避難に努めるものとする。

市町は、避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市町は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

なお、市町は、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

避難勧告等の発令に当たっては、住民が生命に係る危険であることを認識するなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努めるものとする。

(5) 避難勧告等の助言

知事は、必要と認めるときは、市町長の避難勧告等に関する意思決定についての助言、勧告等を実施するものとする。

指定地方行政機関および県は、市町から求めがあった場合には、避難指示（緊急）または避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

また、市町は、避難勧告または指示（緊急）を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(6) 避難所の開設・収容

① 避難所の開設および避難者の収容の措置は、市町長が行う。

② 災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市町長が行う。

第3 避難場所および避難所の選定、開設等

(1) 市町長は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

(2) 市町長は、発災時に必要に応じ、指定避難所を開設し、住民等への周知徹底を図る。また市町長は指定避難所の開設状況について、速やかに知事および関係者に情報提供または通報するものとする。

なお、市町長は、災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じ、速やかに指定避難所を開設するよう努めるものとする。

(3) 災害時の避難をより適切、有効なものにするため、指定緊急避難場所の選定については災害の規模、内容に応じた弾力的な措置が必要とされるが、その選定基準はおおむね次のとおりである。

① 洪水または高潮の場合は平坦な場所、川沿等をさけた高地

② 土砂災害の場合は、あらかじめ定めた危険地の区域外の場所

③ 地震の場合は、大震災を防除し得る条件を備えた耐震建築物または空地

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

(4) 避難所の設置は、あらかじめ指定した指定避難所の利用を原則とするが、適当な施設を得難いときは野外にバラックを仮設し、または天幕を設置するものとする。予定した避難所が使用できないときは、当該市町長は知事または隣接市町長と協議し、指定避難所の設定または被災者の収容について所要の処置を講ずるものとする。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するとともに、必要に応じて旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

なお、国有財産を避難所の用に供する場合には、国に対し無償借受等の申請を行う。

(5) 市町は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

(6) 避難所の運営に当たっては、保健・衛生面、プライバシーの保護等幅広い観点から被災者の心身の健康維持および人権にきめ細かく配慮した対策を講じ、生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

(7) 避難所に高齢者、障害者等の要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

なお、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、介護職員などによる支援を行うよう努めるものとする。

(8) 県および市町は、生活不活発病やエコノミークラス症候群など環境の変化等から生じる避難住民の健康不安または体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療関係者による巡回健診相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害（P T S D）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努めるものとする。

(9) 県および市町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性専用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(10) 県および市町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健診相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。特に、車中避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。

第4 運送事業者による被災者の運送

県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるとときは、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、運送すべき人ならびに運送すべき場所および期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

県は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

第5 避難の周知徹底

(1) 関係機関相互の通知および連絡

避難指示者は避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告および避難指示（緊急）を発令したときは、速やかに関係機関に通知または連絡するものとする。

県は、市町等関係機関相互の通知および連絡が迅速かつ確実に行われるよう、インターネットを活用した避難情報を伝達するシステムの検討を進める。

(2) 住民に対する周知等

市町長は、避難のための立退きの万全を図るため避難場所・経路および心得をあらかじめ住民に周知徹底を図るとともに、自主防災組織、自治会ごとの集団避難を行う等迅速かつ安全な避難の実施に努める。

(3) 市町から住民への防災情報伝達体制の整備

市町長は、避難勧告等の防災情報の住民への迅速な伝達のため、防災行政無線による情報伝達の仕組みを整備促進するとともに、広報車、ケーブルTV、携帯電話メール等多様な情報伝達手段の整備・確保に努めるものとする。

また、市町長は、住民に限らず、防災情報の入手が困難な観光客等一時滞在者に対する情報伝達体制の整備にも努めるものとする。

(4) 市町から放送事業者等への防災情報提供体制の整備

市町長は、放送事業者に対して情報が迅速かつ確実に提供される情報提供体制の整備に努めるものとする。

第6 広域避難の調整

(1) 地方公共団体間の応援協定に基づく広域避難

地方公共団体間の応援協定に基づいて広域避難する場合の協議はその定めるところにより行う。

(2) 災害対策基本法に基づく広域避難

事前に締結された地方公共団体相互の協定等が機能しない場合には、災害対策基本法に基づく広域避難を行う。

被災市町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化に鑑み、被災市町の区域外への広域的な避難および応急仮設住宅への収容が必要であると判断した場合において、市町への受入れについては、当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村の受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

県は、市町から協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行う。また、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要求を待ついとまがないときは、市町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町に代わって行う。

県は、被災市町から求めがあった場合には、受入先の候補となる県内市町および当該市町における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言する。

第7 災害救助法を適用した場合

災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市町長が次により実施するものとする。

(1) 収容期間 7日以内

(2) 避難所開設費用の算定基礎 知事が定める額

(3) 避難所物資確保基準

① 市町において必要な資材を確保する。

② 資材の確保が困難な場合は、県において必要な資材をあっせんする。

(4) 避難所開設状況連絡

① 避難所開設の日時および場所

② 箇所数および収容人員

③ 開設期間の見込

第8 防災上特に重要な施設の避難対策

学校、病院、社会福祉施設等の防災上特に重要な施設の管理者等は、関係市町、警察、消防関係者等と協議のうえ、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底させるとともに、訓練等を実施し、避難の万全を期するものとする。また、市町は、多数の者が利用する施設においては、施設の管理者等と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。

(1) 防災上特に重要な施設

① 学校、幼稚園、保育所等の文教施設

② 医療施設

③ 老人ホーム、障害者施設等の社会福祉施設

④ 大規模小売店舗、興行場、旅館、地下街等の多数の者が利用する施設

(2) 避難計画に定める事項

① 防災責任者

② 情報収集方法および誘導者

③ 避難所

④ 避難時の応急保護

第9 被災地域における動物の保護等

動物の飼い主（所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物または逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は市町、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。

また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県は、避難所を設置する市町に協力して、避難した動物の適正な飼養・保管および動物由来感染症の予防等の指導を行うとともに、被災地域において復旧活動の妨げとならないよう放浪動物の救護を行うなど、動物の愛護および環境衛生の維持に努める。

第10 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告および避難指示（緊急）の基準
- (2) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告および避難指示（緊急）の区分
- (3) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告および避難指示（緊急）事項
- (4) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告および避難指示（緊急）の実施責任者および代理者
- (5) 指定緊急避難場所および指定避難所
- (6) 避難経路および誘導責任者
- (7) 避難所の管理責任者
- (8) 防災信号および避難についての連絡
- (9) 市町民に対する事前周知

第9節 救出計画

災害のため生命、身体が危険な状態にある者または生死不明の状態にある者を捜索または救出するための計画である。

第1 実施責任者

県・市町、県警察本部、敦賀海上保安部等は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努め、緊密な連携のもとに救出活動を実施する。

第2 陸上における救出対策

(1) 市町

- ① 消防機関職員等による救助隊を編成するとともに、救出に必要な車両、特殊機械器具その他資機材を調達し、迅速に救助に当たる。
- ② 自ら編成する救助隊による救出作業が困難なときは、警察官に連絡するとともに、合同して救助に当たる。
- ③ 市町自体の能力で救出作業が困難であり、かつ、救出作業に必要な車両、特殊機械器具等の調達を要するときは、県および隣接市町に応援を要請する。

(2) 県警察本部

災害発生のおそれがある場合、人的被害の未然防止を最重点とした警備措置を講じるとともに、災害が発生した場合は、次による被災者の救出措置をとる。

- ① 要救出者および死傷者の有無の確認、その速やかな救出救助活動
- ② 消防機関、救護機関等と連携協力した負傷者の救護搬送活動
- ③ 行方不明者相談への対応と速やかな捜索活動
- ④ 救出救護活動の迅速円滑を図るために必要な交通規制等の所要活動

(3) 県

市町から救出作業について応援要請があったときは、隣接市町、県警察本部、自衛隊その他防災関係機関の協力を要請し、救出の万全を期する。

第3 海上における救出対策

(1) 敦賀海上保安部

- ① 海難における人命、積荷及び船舶の救助のため情報収集を行い、活動体制の確立を図る。
- ② 船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、浸水、その他の船舶の安全が阻害され又は海浜等において発生した遊泳中、作業中、磯釣中等の事故等及び乗務者のいる海上構築物の損壊等において、人命又は財産に援助を与え、保護を必要とする事態を解消する。
- ③ 海難救助に際し必要があると認めるときは、関係行政機関、民間団体等に対し協力の要請を行う。
- ④ 市町、県警察本部その他関係機関と連携協力して実施する。

(2) 県警察本部

船舶の避難等海上における災害発生に際しては、敦賀海上保安部、市町その他の関係機関と連携協力し、必要な措置をとる。

- ① 遭難した船舶、航空機等とその乗員、乗客等の被災者の確認措置
- ② 警備艇等による可能な救助活動および救出救護活動等に伴う陸上における緊急輸送確保のための交通整理規制その他の所要措置
- ③ 行方不明者がある場合は、沿岸関係警察への手配によるその速やかな発見措置

(3) 沿岸市町

水難救護法による人命、船舶の救助

第4 空からの救出対策

航空機やヘリコプターを活用した救出を行うために、市町はあらかじめ緊急離着場の指定を行うとともに、迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、機動的な航空機の活用を図る。

ア 県防災ヘリコプター

- イ 県警察ヘリコプター
- ウ 自衛隊
- エ 海上保安庁

第5 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市町長が行うものとするが、費用の対象者は次のとおりである。

(1) 対象者

- ① 災害のために現に生命身体が危険な状態にある者
 - ア 火災の際に火中にとり残されたような場合
 - イ 地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合
 - ウ 水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点にとり残されたような場合
 - エ 地すべり、がけくずれ等により生埋になったような場合
- ② 災害のため生死不明の状態にある者

(2) 救出期間

災害の発生の日から3日以内

(3) 救出のための費用

- ① 借上費 船艇、その他救出のための機械器具の借上費
- ② 修繕費 使用した機械器具の修繕費
- ③ 燃料費 機械器具を使用するために必要な燃料費

第6 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 救出班の編成
- (2) 消防機関、県警察本部および敦賀海上保安部との協力事項
- (3) 救出資機材の確保等必要な事項

第10節 要配慮者応急対策計画

災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に配慮した応急対策を実施するための計画である。

第1 迅速な避難

避難を行う場合、地域住民は地域の避難行動要支援者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援するものとし、社会福祉施設の管理者等は、施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

県は、被災市町および被災施設等の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設や、市町、他府県等との連携のもと、迅速かつ円滑な避難が行われるよう、県内外の他施設への緊急避難についての情報や県内市町または各施設への避難受入についての情報の収集、提供を行う。

第2 市町における対応

市町は、要配慮者を支援するため、防災担当部局と福祉部局との連携の下、次の措置を講じる。

- (1) 発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。
- (2) 地域社会の協力を得て要配慮者が必要とする支援内容を把握する。
- (3) ボランティア等生活支援・情報提供のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。
- (4) 特別な食料を必要とする場合は、その確保・提供を行う。
- (5) 生活する上で必要な資機材を避難所等に設置・提供する。
- (6) 避難所・居宅へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談を行う。
- (7) 老人福祉施設、障害者施設、医療機関、児童相談所等への二次避難が必要な者について、当該施設への受入要請を行う。

第3 県における対応

(1) 介護体制の確立

県は、市町の要請や必要に応じ、市町を支援するとともに、関係団体や他府県に対し、応援を要請するほか、災害時におけるホームヘルパー等の介護チームによる在宅や避難所内の要配慮者の介護体制（二次避難所の設置を含む。）を確立する。

(2) 社会福祉施設への配慮

社会福祉施設へのライフラインの優先的復旧が図られるよう、ライフライン事業者に要請する。

(3) 巡回健康相談の実施

県は、市町等と協力し、県健康福祉センター・市町保健センター等を拠点として、在宅ならびに避難所の要配慮者を対象に巡回健康相談を実施する。

(4) 児童に係る対策

保護者の死亡や傷病により養育が困難となった児童については、児童相談所が緊急一時保護を行うとともに、児童の態様に応じて児童福祉施設へ入所の措置をとる。

なお、県内の施設および里親等による対応が困難な場合には、近隣府県の協力を得て入所の措置をとる。

第11節 米穀等食料供給計画

災害時における被災者等に対する米穀等食料の供給について、市町、北陸農政局福井県拠点、その他関係機関の協力のもと実施するための計画である。

第1 米穀等の応急供給

(1) 実施責任者

米穀等食料の応急供給は、供給対象者に応じ、次に掲げる者が知事の承認を得て行う。

供給対象	限度数量	実施責任者
被災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合	必要数量	市町長
被災により販売業者が通常の販売を行うことができないため、これに代って販売する場合	〃	〃
災害地における救助作業、急迫した災害の防止および緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	〃	作業実施責任機関
特殊災害（爆発、船舶の沈没、列車の転覆等）の発生に伴い、被災者に対し炊き出し等による給食の必要がある場合	〃	市町長と災害発生機関が協議

(2) 実施の方法

① 実施責任者

実施責任者は、被災者等に応急供給を実施する必要があると認めるときは、災害発生状況または給食を必要とする事情およびこれに伴う給食に必要な米穀等食料の所要数量を知事に申請するものとする。

② 県

知事は、申請書を受理し、（ア）米穀、（イ）精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、乾パンおよび水（ペットボトル）（以下「応急用食料」という）、（ウ）生鮮食料品、（エ）その他加工食料品の調達・供給を緊急に行う必要があると判断した場合は、北陸農政局福井県拠点と十分な連絡を取りつつ、北陸農政局を通じ農林水産省に速やかに緊急供給要請を行うものとする。

③ 農林水産省

農林水産省、北陸農政局及び福井県拠点は、県からの緊急供給要請に対応できる体制を速やかに整備するとともに、農林水産省は、関係団体等に出荷を要請するものとし、必要に応じ政府所有米穀を供給するものとする。

また、農林水産省は、関係業者・団体等から被災地への応急用食料の無償提供の申し出があった場合、速やかにその取りまとめを行い、県との連絡、輸送手段のあっせん・確保等を行うものとする。

第2 備蓄・調達計画

災害時の救助用として、米穀および食料を次のとおり確保する。

(1) 米穀および応急用食料

① 米穀

農林水産省は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第4条の基本指針に基づき、政府所有米穀の適正な備蓄及び備蓄数量の常時把握を行うとともに、米穀販売事業者の有する流通在庫の定期的な調査・把握を行い、災害発生時における知事からの要請に対処できるよう体制を整えておくものとする。

市町長は、管内の関係機関、米穀販売業者と協議し、主要地を重点に、保管設備を有する販売業者を選定し、常時、政府所有米穀以外の米穀を保管確保させ、災害発生に当たり、応急的に、これを活用供給でき得るよう常に体制を整えておくものとする。

② 応急用食料

農林水産省は、応急用食料について、共有可能な品目、工場又は主要な保管施設の所在地、災害時に供給可能な数量等を定期的に把握し、災害発生時における知事からの要請に対処できるよう体制を整えておくものとする。

(2) 個人の備蓄

県および市町は、「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、県民に対し、家庭内の食料の備蓄について普及および啓蒙を図る。

(3) 県および市町の備蓄

市町は、各避難所または自治会単位に生命および生活を維持するために必要な食料の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。特に、山間部集落など災害時に孤立する可能性がある地域における食料備蓄に配慮する。

県は、県内における広域的な対応を図るとともに市町が行う備蓄を補完するため、生命および生活を維持するために必要な食糧を広域圏ごとに整備する地域防災基地において分散備蓄し、応急時においてこれを供給する。

県および市町は、粉ミルクや柔らかい食品など要配慮者向けの食料備蓄にも努めるものとする。

(4) 流通備蓄

県および市町は、あらかじめ関係業界団体と協議し、災害時の食料の融通協力協定を締結し、応急時に提供を要請する。

(5) 要配慮者への配慮

物資の調達・供給にあたっては、高齢者、障害者等の要配慮者のニーズに配慮するものとする。

第3 炊出し等による食品の給与

(1) 実施責任者

① 炊出し等による食品の給与は市町長が行う。

② 災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市町長が行う。

(2) 実施方法

災害救助法が適用された場合に準ずる。

第4 災害救助法が適用された場合

(1) 供給の実施については、前述の米穀等食料の応急供給による。

(2) 炊出し等の実施基準

① 実施責任者

ア 炊出しおよび食品の給与は、知事の救助事務を委任された市町長が行う。

イ 市町は炊出しの実施に当たっては、各現場に実施責任者を指定する。

② 対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家の被害（全焼、半焼または床上浸水等）により、炊事できない者

③ 期間

7日以内

第12節 衣料、生活必需品その他物資供給計画

被災者に配布する衣料、生活必需品その他の物資について、迅速かつ確実な確保および配布を実施するための計画である。

第1 実施責任者

- (1) 災害救助法を適用するに至らない災害における被災者に対する物資の給与は市町が行う。
- (2) 災害救助法適用の場合は次による。
 - ① 物資の確保および輸送は原則として県が行う。
 - ② 被災者に対する物資の給貸与は原則として市町が行う。

第2 災害救助法が適用された場合

- (1) 実施責任者
前述のとおり
- (2) 対象者
災害により住家が全壊（焼、流、埋）、半壊（焼）、床上浸水または船舶の遭難等により生活上必要な家財等をそう失またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
- (3) 支給物資
支給される物資は次の品目の範囲内で現物をもって支給する。
寝具、外衣、肌着、身のまわり品、炊事用具、食器、日用品、光熱材料
- (4) 支給物資の基準
知事が定める額
- (5) 期間
支給する物資の給与期間は10日以内とする。

第3 備蓄・調達計画

- (1) 個人の備蓄
県および市町は、「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、県民に対し、非常持出品の備蓄について普及および啓蒙を図る。
- (2) 県および市町の備蓄
市町は、各避難所または自治会単位に生命および生活を維持するために必要な毛布、日用品、資機材等の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。
県は、県内における広域的な対応を図るとともに市町が行う備蓄を補完するため、生命および生活を維持するために必要な毛布、日用品、資機材等を広域圏ごとに整備する地域防災基地において分散備蓄し、応急時においてこれを供給する。
- (3) 流通備蓄
県および市町は、あらかじめ関係業界団体と協議し、災害時の物資の融通協力協定を締結し、応急時に提供を要請する。
- (4) 要配慮者への配慮
物資の調達・供給にあたっては、高齢者、障害者等の要配慮者のニーズに配慮するものとする。

第4 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 物資の調達および保管の計画
- (2) 物資の貸与または配布基準の制定
- (3) 物資の集積場所の決定
- (4) 労務供給計画および輸送計画に基づく物資輸送配分または貸与計画

第13節 給水計画

被災地の住民に対し、衛生的で清浄な飲料水を速やかに供給するための計画である。

第1 実施責任者

- (1) 飲料水供給の直接の実施者は、水道事業者（水道施設）および市町とする。
ただし、当該水道事業者および市町限りにおいて実施できないときは、県および他の市町の応援協力を得て実施するものとする。
- (2) 県が飲料水の供給を行う場合は、自衛隊等の協力を得るものとする。

第2 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市町長が行うが、実施基準は次のとおりである。

- (1) 対象者 災害のため現に飲料水を受けることができない者
- (2) 期間 災害発生の日から7日以内
- (3) 費用の範囲
 - ① 水の購入費、給水および淨水に必要な機械器具の借上費、修繕費および燃料費（当該地域における通常の実費）
 - ② 薬品費および資材費（同上）

第3 備蓄計画

(1) 個人の備蓄

県および市町は、「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、県民に対し、飲料水の備蓄について普及および啓蒙を図る。

(2) 県および市町の備蓄

市町は、各避難所または自治会単位に飲料水の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。

県は、県内における広域的な対応を図るとともに市町が行う備蓄を補完するため、飲料水を広域圏ごとに整備する地域防災基地において分散備蓄し、応急時においてこれを供給する。

第4 その他

県は、市町から飲料水の試験検査について要請のあったときは、県衛生環境研究センター、二州健康福祉センターにおいて直ちに実施するものとする。

第5 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 被災地区に対する給水源となる水道施設の選定
- (2) 消毒用薬品資材の確保
- (3) 飲料水の運搬のための自動車、舟艇等の借上
- (4) 飲料水の運搬のための人員および容器の調達
- (5) 破損した水道施設の応急処理のための資材の確保

第14節 応急仮設住宅および住宅の応急修理計画

被災地の住民に対する応急仮設住宅の提供および被災住宅の応急修理のための計画である。

第1 実施責任者

応急仮設住宅の建設および住宅の応急修理は原則として市町が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合には、知事（救助事務を委任した場合は市町長）は、同法に基づき応急仮設住宅の建設および住宅の応急修理を実施する。

応急仮設住宅の建設および住宅の応急修理に係る建設資材の調達については、県建設業協会等の業界団体に協力を求めて、実施するものとする。

なお、市町は、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておくものとし、二次災害に十分配慮するものとする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

第2 災害救助法が適用された場合

(1) 応急仮設住宅の建設

① 実施責任者

ア 応急仮設住宅は、県が建築業者に請負させて建設する。

イ 建設に必要な敷地の確保および入居者の選定は市町において行うものとする。

② 対象者

ア 住宅が全壊、全焼、流出した世帯であること。

イ 居住する住家がない世帯であること。

ウ 自己の資力では住宅を建設することができない世帯であること。

③ 建設の構造および規模ならびに費用の基準

ア 建坪 1戸当たり地域の実情、世帯構成等に応じた規模

イ 構造 1戸建、長屋建のいずれか適当なもの

ウ 費用 知事が定める額

仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障害者等に配慮した福祉仮設住宅の建設を考慮する。

④ 期間

建築着工は、災害発生の日から20日以内とし、速やかに竣工させるものとする。

供与期間は、建築工事が完成した日から2ヶ年以内とする。

(2) 住宅の応急修理

① 実施責任者

知事の救助事務を委任された市町長が建築関係業者に請負させて修理する。

② 対象者

ア 住宅が半壊、半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯であること。

イ 自己の資力では応急修理を行うことができない世帯であること。

③ 修理箇所および費用の基準

ア 費用 知事が定める額

イ 範囲 居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない部分

④ 期間

災害発生の日から1ヶ月以内に完成するものとする。

第3 応急危険度判定制度

県は、建築物の倒壊や落下物による二次災害の防止を図るために、市町の要請により、被災地に応急危険度判定士を派遣する。

応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の被災度を判定し、建築物に判定結果の表示および使用者（所有者・管理者）に勧告することにより注意を喚起する。

第4 公営住宅等の活用

県および市町は、地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用として公営住宅の空家に被災者を一時入居させることができる。

また、民間賃貸住宅や空き家等利用可能な既存住宅の斡旋および活用、国有財産（未利用地、庁舎、国家公務員宿舎）の借り上げ等により、避難場所の早期解決に努めるものとする。

第5 被災宅地危険度判定制度

県は、被災した宅地の二次災害の発生を軽減・防止するため、市町の要請により、被災地に被災宅地危険度判定士を派遣する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被災状況を現地調査して安全性を判定し、適切な応急対策を講じるための情報提供を市町および使用者に対して行う。

第15節 医療助産計画

災害のため、医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合に、応急的に医療または助産を実施し、被災者を保護するための計画である。

第1 実施責任者

- (1) 災害時において、平常時の医療および助産が不可能または困難となったときは、市町がその対策を実施するものとする。
- (2) 災害救助法が適用されたときは、県が行う。
- (3) 日本赤十字社福井県支部は、必要があると認めるときは、被災者の救護を行う。
- (4) 福井県医師会は、県の要請により医療救護活動を行う。
- (5) 福井DMA T指定病院は、県の要請により災害派遣医療チーム（DMA T）を派遣し現場活動、病院支援、域内搬送および広域医療搬送などの医療救護活動を行う。

第2 災害救助法が適用された場合

災害救助法に基づく医療は、原則として救護班によって行うものとする。

(1) 実施対象者

- ① 医療を受ける者
応急的に医療を施す必要がある者で災害のため医療の途を失った者
- ② 助産を受ける者
災害発生の日の以前または、以後7日以内に分べんしたもので助産の途を失った者

(2) 範囲

- ① 医療の範囲
 - ア 診療
 - イ 薬剤または治療材料の支給
 - ウ 処置、手術、その他の治療および施術
 - エ 病院または診療所への収容
 - オ 看護
- ② 助産の範囲
 - ア 分べんの介助
 - イ 分べん前および分べん後の処置
 - ウ 脱脂綿、ガーゼなどの衛生材料の支給

(3) 実施方法

- ① 医療の方法
救護班により実施するものとするが、その編成は公的医療機関による救護班、公的医療機関による救護班、知事から委託をうけた日赤救護班ならびに現地医療班、県と県医師会との協定に基づく医師会救護班、および県とDMA T指定病院との協定に基づく災害派遣医療チーム（DMA T）とする。
- ② 助産の方法
救護班により実施することを原則とするが、実情により助産師により実施するものとする。

(4) 期間

- ① 医療の期間
災害発生の日から14日以内
- ② 助産の期間
災害発生の日以前または以後7日以内に分べんした者に対し、分べんの日から7日以内とする。

第3 救護班の構成

(1) 救護班の編成

1班あたり概ね3～6名（医師1名、看護師2～3名、その他）とする。

災害急性期（救命率が高い48時間以内）に活動する災害派遣医療チーム（DMA T）について
は、1チームあたり概ね5名程度（医師1～2名、看護師1～2名、業務調整員1～2名）とする。

(2) 救護班の派遣機関

区分	派遣機関	班数
県		<u>5</u> <u>10</u>
	健康福祉センター (福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭)	5
	※県立病院	5
公的医療機関		1 8
	国立病院機構あわら病院	1
	坂井市立三国病院	1
	※福井県済生会病院	1
	※福井大学医学部附属病院	1
	日本赤十字社福井県支部 (※福井赤十字病院)	8 (8)
	※福井勝山総合病院	1
	※公立丹南病院	1
	国立病院機構敦賀医療センター	1
	※市立敦賀病院	1
	※杉田玄白記念公立小浜病院	1
	レイクヒルズ美方病院	1
医師会	一般社団法人福井県医師会	3 3
	合 計	<u>5</u> <u>6</u> <u>6</u> <u>1</u>

※災害拠点病院

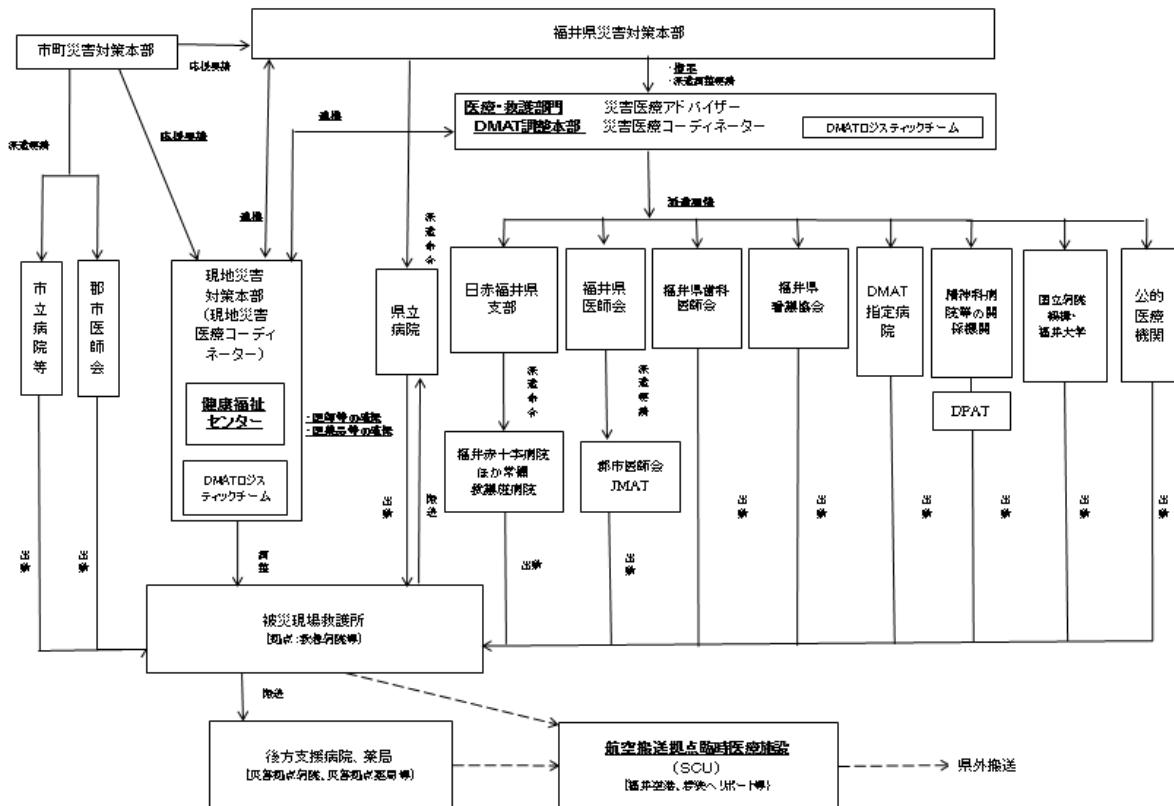
DMA T指定病院（機関）	チーム数
福井県立病院	3
福井県済生会病院	3
福井大学医学部附属病院	3
福井赤十字病院（日本赤十字社福井県支部）	3
公立丹南病院	1
福井勝山総合病院	2
市立敦賀病院	2
杉田玄白記念公立小浜病院	4
福井総合病院	1
独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター	1
合 計	2 3

注) DMA T (Disaster Medical Assistance Team) : 災害の急性期（概ね48時間以内）
に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム。

第4 应急医疗体制

災害時の応急医療体制は、次のとおりとする。県は、DMA T等の活動場所および必要に応じた参集拠点の確保を図るものとする。県は、DMA Tによる活動と並行して、また、DMA T活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。

災害医療活動体系図



・災害医療アドバイザーおよび災害医療コーディネーター

必要に応じ、災害医療アドバイザーを災害対策本部に配置し、災害時医療に関する助言を行う。また、災害医療コーディネーターを災害対策本部および現地災害対策本部に配置し、各関係機関と連携してDMA T等救護班の派遣および患者搬送の調整等を行う。

・DMATロジスティックチーム

災害対策本部および現地災害対策本部等の本部業務において、災害医療コーディネーター等を支援し、主に病院支援や情報収集等の活動を行う。

・日本医師会災害医療チーム（JMAT）

日本医師会が被災都道府県医師会からの要請に基づいて各都道府県医師会に依頼して結成される医療チームであり、救護班等と連携を取って災害医療に当たる。

・医療救護所

患者の応急処置のほか、搬送を要する傷病者の後方支援病院への収容の要請を行う。

・拠点医療救護所および後方支援病院

救急告示病院等を被災現場に設置された医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院として、医療救護所からの重篤患者の受け入れ・調整等を実施する。

県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、基幹災害拠点病院として広範囲熱傷や撲滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たる。

• 航空搬送抛占

県内の医療機関では対応しきれない事態のときには、必要に応じて、ヘリコプター等の航空機を活用した患者等の県外搬送のために、福井空港等に航空搬送拠点を設置するものとする。航空搬送拠点内には、患者の症状の安定化を図り、搬送のためのトリアージを実施するための臨時医療施設（S C U）を設置するものとする。

第5 医療、助産活動に必要な救護医薬品、資機材補給の方法

- (1) 医療および助産補助実施のために必要な医薬品、衛生材料および医療器具は、従事する医療関係者（医療機関）の手持医薬品、衛生材料を繰替使用するものとする。
- (2) 市町は、救護医薬品、資機材が当該地域において確保不能または困難であるときは、県または関係業者に対し調達、あっせんを要請するものとする。
- (3) 県は、市町から要請があったとき、または、必要と認めたときは、救護医薬品、資機材を提供、または関係業者を通じ調達するものとする。

第6 患者等の搬送力の確保

市町は、患者、医療従事者および医療資機材の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は、県へ支援要請を行うものとする。

要請を受けた県は、消防関係機関との連携により広域的な搬送体制を確保するとともに、自衛隊、警察庁等関係省庁に輸送手段の優先的確保の配慮について要請を行うものとする。

また、県内の医療機関では対応しきれない事態のときには、必要に応じて、ヘリコプター等の航空機を活用した患者等の航空搬送拠点として、福井空港等の活用を図るものとする。

第7 こころのケア

県は、被災市町から要請があったとき、または、必要と認めたとき、被災者および救護者のこころのケアのため、精神科医師、看護師、精神保健福祉士等による災害派遣精神医療チーム（D P A T）を編成し、医療救護班と連携して精神科医療および精神保健活動にあたるものとする。また、必要に応じて精神的な悩みや問題を相談できる窓口を設置するものとする。

注) 災害派遣精神医療チーム (Disaster Psychiatric Assistance Team)：自然災害や犯罪事件および航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合に被災地域に入り、精神科医療および精神保健活動の支援を行うための専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム

第8 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 実施担当機関
- (2) 医療および助産の実施体制
- (3) 県の機関に対する連絡
- (4) 医療および助産の範囲、期間
- (5) その他

第16節 ボランティア受入計画

災害時において、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア活動が円滑に行われるようボランティア活動環境を整備する。

第1 ボランティアの受入体制

(1) 県の支援

県は、被災地等における災害ボランティア活動の円滑な実施を図るため、災害ボランティア活動を広域的かつ総合的に支援することができると認められる団体に対し、災害ボランティア本部の設置を要請するとともに、当該災害ボランティア本部の円滑な運営を確保するため、必要な支援を行う。

また、災害対策本部にボランティア班を設け、災害ボランティア本部と連携を図るとともに、市町と情報交換を行い、被災地におけるボランティアニーズの把握を行う。

(2) 市町の支援

市町は、避難所、救援物資集積所等から情報収集し、ボランティアニーズの把握を行う。

また、当該ニーズに応じて県にボランティアの要請を行うとともに、市町ボランティアセンターの設置および活動の支援を行う。

第2 ボランティアの活動体制および活動拠点

県および市町は、被災地におけるボランティアニーズについて、あらかじめ災害ボランティア本部に情報提供を行い、ボランティアが活動に参加しやすい体制づくりを行う。

また、ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じ、地域防災基地の一部をボランティアの活動拠点にするなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援を行う。

なお、ボランティアを行う者は、ボランティア活動中の事故等に備えて、県の負担によるボランティア保険に加入する。

第17節 死体の搜索および処理ならびに埋葬等計画

災害時において死亡していると推定される者の搜索および死者の収容、処理・埋葬を実施するための計画である。

第1 死体の搜索

(1) 実施責任者

- ① 死体の搜索は市町長が、人夫を備上げ搜索に必要な舟艇、その他機械器具を借り上げて実施する。
ただし、市町長において実施困難な場合には、他の機関からの応援を得て実施するものとする。
- ② 県警察は、市町が行う搜索に協力するものとする。

(2) 搜索の対象

行方不明の状態にあるもので、各種の事情からすでに死亡していると推定されるものに対して行う。

(3) 応援要請等

市町長において被災、その他の事情により実施が困難と考えられるとき、または死体が流失等により、他市町に漂着していると考えられるとき等にあっては、次の方法により応援を要請するものとする。

- ① 市町においては、県に応援要請を行う。ただし緊急を要する場合にあっては、隣接市町または死体漂着が予想される市町長に直接搜索の応援を要請するものとする。
- ② 応援の要請に当たっては次の事項を明示して行う。
 - ア 死体が埋没または漂着していると思われる場所
 - イ 死体数および氏名、性別、年令、容ぼう、特徴、着衣、持物等
 - ウ 応援を求める人数または舟艇器具等
 - エ その他必要な事項

(4) 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市町長が死体搜索を行うが、実施基準は次による。

① 搜索する場合

行方不明の状態にあるもので、各種の事情からすでに死亡していると推定されるものに対して行う。

② 搜索期間

災害発生の日から10日以内とする。

③ 費用の範囲

- ア 借上費または購入費
- イ 修繕費
- ウ 燃料費

第2 死体の収容、処理

(1) 実施責任者

死体を発見したときは、市町長は速やかに県警察本部および管轄警察署長ならびに海上保安部署長（海上の場合）に連絡し、その見分をまって必要に応じ、次の方法により死体を処理するものとする。

(2) 死体の収容、処理を行う場合

災害の際に死亡した者について、その遺族等が社会混乱期のため死体識別等のための洗浄・縫合消毒の処置、死体の一時保存あるいは搜索を行うことができない場合に、応急救助としてこれらの処置を実施するものとする。

(3) 方法

死体の収容、処理は、市町長において、収容、処理場所を借り上げ、または仮設し、検査機関が検視または調査を行い、救護班または現地医師が死体の検案、洗浄、縫合、消毒等の処理を行うものとする。

(4) 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市町長が死体の処理（死体の一時保存）を行うが、その実施基準は次によるものとする。

- ① 死体の処理は、災害により社会的混乱を来たし、その処置を要するとき行うものとし、埋葬救助の実施と一致することを原則とする。
- ② 死体処理の内容
 - 死体の処理は、その条件によってそれぞれ異なるが、おおむね次の内容について実施するものとする。
 - ア 検視または調査
検査機関が、死因が犯罪に基づくものであるかどうかを判断するため、死体の状況を調査する。その際、事件性があれば検視を行う。
 - イ 検案
医師が、死体についての死因その他について医学的検査を行う。
 - ウ 死体の洗浄、縫合、消毒などの処置
 - エ 死体の一時保存
死体の身元識別のため相当の時間を必要とし、また死亡者が多数のため、短時間に埋葬ができない場合において、死体を特定の場所（寺院等の施設の利用または寺院・学校等の敷地に仮設）に集めて埋葬等の処置をするまで保存する。
 - ③ 死体の処理期間
災害発生の日から10日以内とする。ただし期限内において死体の処理を打ち切ることができないときは、死体搜索の場合の期間延長の例による。
 - ④ 費用の範囲および限度
 - ア 死体の検索、洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用および死体の一時保存のための費用
知事が定める額
 - イ 検案料
救護班が実施した場合は支出しない。その他によった場合で費用を必要とする場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
 - ウ 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算した額以内とする。

第3 死体の埋葬等

(1) 実施責任者

市町長が、災害の際死亡したもので、その必要を認めた場合、次の方法により応急的な埋葬または火葬を行うものとする。

(2) 埋葬等を行う場合

災害の際、死亡した者に対して、混乱期のためその遺族が資力の有無にかかわらず埋葬または火葬を行うことが困難な場合、または死亡した者の遺族がいない場合に、死体の応急的な埋葬または火葬を実施するものとする。

(3) 方法

市町長において直接埋葬または火葬に付し、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。なお、埋葬または火葬の実施に当たっては次の点に留意して行う。

- ① 事故死等による死体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬または火葬する。
- ② 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬または火葬する。
- ③ 被災地以外に漂着した死体等のうち、身元が判明しないものの埋葬または火葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。

(4) 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市町長が死体の埋葬または火葬を行いうが、その実施基準は次によるものとする。

① 埋葬等を行う場合

ア 災害の混乱期に死亡したこと（災害の発生前に死亡したもので、葬祭の終っていないものを含む。）。

イ 災害のため、次のような理由で埋葬または火葬を行うことが困難な場合であること。

- ・緊急に避難を要するため、時間的労力的に埋葬または火葬を行うことが困難なとき。

- ・墓地または火葬場等が浸水または流失し、個人の力では埋葬または火葬を行うことが困難なとき。

- ・経済的機構の一時的混乱のため、遺族または扶養義務者の資力の有無にかかわらず棺、骨つぼ等の入手困難なとき。
- ・埋葬または火葬すべき遺族がいないか、またはいても老齢者、幼年者等で埋葬または火葬を行うことが困難なとき。

ウ 災害救助法適用地域の死体が他の市町に漂着したような場合で、漂着市町が実施する場合にも行う。ただし、このような場合は、原則として遺族縁故者または被災地の市町が引き取るべきであるが、被災地域が社会的混乱のため、引取が困難な時に限って、漂着地の市町が実施する。なお、この場合の経費は、県が負担するものとする。

② 期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期間内において埋葬または火葬の救助を打切ることができないときは、死体搜索の場合の期間延長の例に準じて取り扱うものとする。

③ 費用の範囲および限度

埋葬または火葬に要する費用の範囲および限度は次のとおりである。

ア 費用の範囲

棺、骨つぼ、埋葬または火葬に要する経費で葬祭の際の賃金職員の雇上げおよび輸送に要する経費を含むものとするが、葬祭に当たっての供花代、読経代、酒代等は含まないものとする。

イ 費用の限度

知事が定める額

第4 海上漂流死体の搜索等

(1) 実施責任者

「第1 死体の搜索」のとおりとするが、死体が海上に漂流している場合または漂流が予想される場合には、市町は県に他の機関（海上保安部）の応援要請を行うものとする。

(2) 方法

海上保安部が県より漂流死体の搜索要請を受けた場合は、所属の巡視船艇、航空機等により搜索に当たるものとする。

その際、市町、消防団、水防団、警察等の搜索船艇が同一海域において搜索作業に従事している場合は、努めて情報交換等の連絡を密にし、搜索海域の重複をさけ効果ある搜索に当たるものとする。

(3) 死体の処理等は「第2 死体の処理」と同様の取扱いとする。

第5 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 実施期間
- (2) 死体の搜索
- (3) 死体の処理
- (4) 死体の埋葬等
- (5) その他必要な事項

第18節 障害物の除去計画

災害時において、災害を受けた工作物または物件で当該応急措置の実施に支障となるものおよび災害により住民またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、住民の生命、身体および財産等に危険を及ぼし、または日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物を除去するための計画である。

第1 実施責任者

障害物除去の直接の実施は、市町長が行うものとするが、現場に市町長等がいない場合には警察官、海上保安官が行うことができる。

また、緊急を要する場合、市町より要請があった場合には県が行う。

第2 実施対象物

災害時における障害物(災害を受けた工作物または物件)除去の対象はおおむね次のとおりとする。

- (1) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- (2) 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- (3) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- (4) その他、公共的立場から除去を必要とする場合

第3 実施の方法

- (1) 実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用いまたは土木建築業者等の協力を得て速やかに行うものとする。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮し行うものとする。

第4 障害物の保管等の場所

- (1) 障害物の大小によるが、原則として再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
- (2) 道路交通の障害とならない場所
- (3) 盜難等の危険のない場所

第5 その他

- (1) 除去のみならず、移転、撤去および破壊も対象となる。
- (2) 災害を受けた障害物等については、損害補償の対象とならない。

第6 災害救助法が適用された場合

- (1) 障害物除去の実施
知事の救助事務を委任された市町長が実施するものとする。
- (2) 障害物除去の対象となるもの
 - ① 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
 - ② 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限るものである。
 - ③ 自らの資力をもって障害物の除去ができない者であること。
 - ④ 住家が半壊または床上浸水したこと。
 - ⑤ 原則として当該災害によって住家が直接被害を受けたものであること。
- (3) 障害物の費用限度額
知事が定める額
- (4) 障害物除去の実施期間
災害発生の日から10日以内であること。

第19節 文教対策計画

被災地における被災学校の教職員確保および児童生徒の応急措置の万全を期するための計画である。

第1 実施責任者

応急文教対策の実施責任者は次のとおりであるが、県、市町および学校法人の依頼により、県または隣接市町が行うことがある。

- (1) 県立学校については県が行う。
- (2) 市町立学校については市町が行う。
- (3) 私立学校については学校法人が行う。

第2 応急教育計画

- (1) 被災学校の教場確保および児童生徒の収容

特別教室の転用または隣接学校の施設を借用する。なお、不足室のあるときは、臨時の施設（プレハブ等）を建設して児童生徒を収容し授業する。

- (2) 被災学校児童生徒の教科書等、学用品の調達ならびに配布または貸与

被災学校の学校別、学年別、教科別、使用教科書毎にその数量を速やかに調査し、教科書供給所、教科書発行所に連絡し、その供給を求め、また同一教科書使用の県内、他府県の学校に古本の供与を依頼する。

（第7災害救助法が適用された場合の学用品の給与の項参照）

- (3) 教職員の被災による職員の確保に関する計画

① 教職員の被災が軽症の場合（1ヶ月以内治癒見込の時）は、校内の職員で対応する。

② 教職員の被災が1ヶ月以上にわたる時は、代替教員を当てる。

③ 1ヶ月以内に治癒の見込があっても2人以上に被災があった時は、授業実施の状況に応じて必要教職員を補充する。

④ 県は、補充教職員名簿を整理し、市町間の便宜を図る。

第3 学校給食計画

- (1) 給食の実施

県は災害の発生に際し、（財）福井県学校給食会等と協議し、必要な措置を講じる。

- (2) 炊出し等に協力する基準

緊急を要し学校給食の施設、設備を使用して炊出しを実施する場合、災害救助法を適用する分について法の定めるところによるが、法によらない分については、学校長は県立学校は県の、市町立学校は市町の承認を受けて実施すること。

- (3) 被害を受けた物資

県は被害を受けた物資を常に把握し、必要な食材については、その処分手続きについて設置者に指示する。

第4 保健、厚生計画

教育部は健康福祉部と密接な連絡をとり、第24節「防疫計画」に従い適切な応急措置を行う。

- (1) 被災教職員、児童生徒の保健管理に関する計画

災害が発生し、または発生のおそれがあるときは、災害情報の収集に努めるとともに、危険地域については、健康福祉部と連絡を密にし、防疫組織を確立し、器具、資材を整備し予防教育を行う。また災害の状況により被災学校の教職員、児童生徒の健康診断を健康福祉部の協力を得て行う。

- (2) 被災学校の清掃、消毒等環境衛生に関する計画

災害が発生した場合、浸水等の被害については健康福祉部の協力を得て、特に感染症の予防について細かく注意を払うものとする。

第5 児童生徒の教育機会の確保に関する事項

- (1) 被災による家屋の全壊、半壊および流失等のため就学困難となった生徒に対する学資貸付金については、必要な措置を講ずる。
- (2) 県立高等学校の専攻科の被災生徒に対しては、福井県立高等学校授業料の減免に関する規則第3条により授業料の全額または一部を免除する。
- (3) 教育関係見舞金品の配分については、県、市町および学校法人の代表者が協議し、各々の学校の被害程度、在籍生徒数、見舞品目等を総合的に判断して実情に応じた配分を決定する。

第6 文化財保護対策

- (1) 文化財について災害が発生した場合には、所有者（管理責任者）は速やかに文化財保護法（昭25年法律第214号）および福井県文化財保護条例（昭34年福井県条例第39号）の規定に基づき、地元市町教育委員会および県教育委員会へ届出（報告）しなければならない。
届出（報告）の方法は書類によらなければならないが、その事前に電信、電話などの方法により速やかに知らせるようにする。
- (2) 県教育委員会（生涯学習・文化財課）は前項の届出（報告）を受けた場合には直ちに文化庁長官に届出（報告）する（国指定物件）とともに、係員を現地に派遣するなどして被害状況を収集し適切な処置を講ずる。

第7 災害救助法が適用された場合の学用品の給与

- (1) 給与の実施
 - ① 災害救助法が適用された場合、知事の救助事務を委任された市町長が行うものとする。
 - ② 教科書については、必要に応じ教育部の協力を得て一括購入のうえ、所轄学校長を通じて支給することもある。
- (2) 配分基準
 - ① 教科書
無償供与
 - ② 文房具および通学用品
知事が定める額
- (3) 期間
教科書については災害発生の日から1ヵ月以内、文房具および通学用品については災害発生の日から15日以内とする。

第8 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 応急教育計画
県の計画に準じて作成するものとするが、隣接市町との応援について留意すること。
- (2) 学校給食計画
- (3) 保健厚生計画
- (4) その他の必要な事項

第20節 輸送計画

災害時において、被災者の避難、災害応急対策要員の移送、災害応急対策用資材、生活必需品および救助物資等の輸送の迅速、確実を期するための計画である。

第1 実施責任者

災害輸送は他の計画で定めるものほか、応急対策を実施する機関が行うものとする。実施機関で処理できないときは、これらの機関からの要請に基づき、県が車両その他の輸送力の確保、調達を図る。

第2 輸送力の確保

(1) 各機関における措置

① 県

ア 県災害対策本部各班は、自動車、船舶等の輸送力の確保を要するときで、県有車両、船舶のみで不足するときは、次の輸送条件を示して本部に要請するものとする。

(ア) 輸送区間または借上期間

(イ) 輸送量または車両の台数等

(ウ) 集合の場所および日時

(エ) その他の条件

イ 本部は、次のとおり措置する。

(ア) 船舶については、中部運輸局福井運輸支局に借上げあっせんを依頼する。

(イ) 自動車については、中部運輸局福井運輸支局に借上げ調達を依頼する。

(ウ) 運送事業者である指定地方公共機関または指定公共機関に対し、運送を要請または指示する。

② 市町

ア 市町においては、輸送に必要な車両および要員等の確保については、市町地域防災計画に定めておくものとする。

イ 市町の所要車両が調達不能となった場合は、輸送条件を示して県に応援を要請するものとする。

③ 中部運輸局福井運輸支局

ア 平常時において、緊急輸送確保のため事業者所有車について出動要請計画を樹立しておくものとする。

イ 県本部から調達の要請があったときは、県下事業所の所有する車両の調達・あっせんを行う。

ウ 定期路線、交通状況等を勘案し、必要に応じて代行運行について事業者に指導を行う。

エ 災害時において、緊急輸送確保事務のため、必要に応じ係員を県災害対策本部に駐在させるものとする。

オ 船舶については、防災業務実施要綱等に基づき、必要な措置を講ずるとともに、県の要請等により輸送機関等に対し調達のあっせんを行う。

第3 輸送の方法

(1) 災害輸送は、次のものが考えられ、状況に応じて適切な方法による。

① 自動車等による輸送

② 鉄道、軌道等による輸送

③ 船舶、船艇等による輸送

④ 飛行機、ヘリコプターによる輸送

⑤ 人夫等による輸送

(2) 陸路輸送

鉄軌道輸送によりがたい場合、または自動車等による輸送がより効果的な場合は、それぞれの災害応急対策実施責任者が所有する自動車等をもって陸路輸送を実施するものとする。

(3) 鉄軌道輸送

鉄軌道によって輸送する場合は、それぞれの実施機関において鉄軌道事業者と協議して行うものとする。

(4) 海上輸送

陸上輸送が不可能な場合、または船艇等による輸送がより効果的な場合は、県は県有船舶の活用を図るとともに、中部運輸局福井運輸支局、敦賀海上保安部および海上自衛隊の協力のもとに敦賀港（桜E耐震岸壁）、福井港（北耐震岸壁I）、和田港（外港耐震物揚場）を活用して海上輸送を実施するものとする。

(5) 空中輸送

交通途絶のための孤立地帯への輸送は航空機によるものとし、県防災ヘリコプターの活用を図るとともに、必要に応じ、自衛隊、海上保安庁、県警察の航空機の派遣要請を行うほか、航空運送事業者に対して協力を要請し、民間機の借上げを行う。

(6) 人夫による輸送

災害により機動力による輸送が不可能な場合または人力による輸送が適当な場合には、人夫等による人力の輸送を行う。

第4 救援物資の受入れ、集積

県は、広域圏ごとに整備する地域防災基地において救援物資の受入れ作業および仕分け作業を行う。

また、国や他都道府県から大量の支援物資を受け入れる場合は、予め指定する広域物流拠点の中から、被災状況を踏まえて、開設する拠点を決定する。広域物流拠点における物資の受入れ・仕分け・配達については、民間団体等の協力を得て行うものとする。

市町は、あらかじめ受入れ・集積場所を選定しておくものとし、地震や津波災害時には職員を配置し、救援物資の受入れ作業および仕分け作業を行う。

第5 災害救助法が適用された場合の輸送計画

(1) 輸送の実施

他の計画で定めるもののほか、市町が直接必要に応じて借上げるものとするが、市町の要請にもとづいて県があっせんするものとする。

(2) 輸送を行う救助の範囲および期間

範 囲	期 間
被災者の避難	2日以内
医療および助産	14日以内
被災者の救出	3日以内
飲料水の供給	7日以内
救援用物資の運搬	輸送する物資により異なり、それぞれ救助種目に定められた期間内
死体の捜索	10日以内
死体の処理	10日以内

(3) 輸送を行う費用の基準

当該地域における通常の実費とし、おおむね次の経費とする。

- ① 運送費（運賃）
- ② 借上料
- ③ 燃料費
- ④ 消耗器材費
- ⑤ 修繕費

(4) 輸送力の確保

- ① 応急救助は緊急を要するので常に輸送手段を考慮して輸送の確保に努めるものとする。
- ② 県、市町は動員できる車両（ジープ、大型トラック等）、船艇を把握しておくものとする。
- ③ 救助連絡班は輸送各班と常に連絡し、事態が急迫した場合は従事命令を発するものとする。

第5 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 災害の種別、程度および範囲による輸送方法、輸送経路。
- (2) 即事調達可能な車両、船艇および人力の把握。
- (3) 自衛隊の航空機による輸送が必要な場合（第28節自衛隊災害派遣要請計画による。）

第21節 交通対策計画

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な機械等の緊急輸送を行うため交通支障箇所の通報連絡、応急復旧、交通規制等を定めるための計画である。

第1 実施責任者

- (1) 道路、軌道の交通支障箇所の連絡通報および応急復旧は、それぞれの管理者が行うものとする。
- (2) 交通規制に関する措置は、県公安委員会および警察署長が行う。
- (3) 道路交通情報の収集については、県および県警察本部において行い、広報は県が行う。

第2 交通支障箇所の通報連絡

- (1) 道路管理者は、その管理に属する道路橋梁等の支障箇所について、必要に応じ関係機関に通報、または連絡するものとする。
- (2) 市町の管理に属する道路橋梁等の支障箇所について、市町長は、県土木事務所および関係警察署長に通報または連絡するものとする。
- (3) 県土木事務所長は、管内道路橋梁等の支障箇所について、関係警察署長および当該地域の市町長に通報または連絡するものとする。

第3 交通規制に関する措置

(1) 規制の実施および緊急交通路の指定

県警察は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害発生後の被災地への流入車両の抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両および事前届出対象の規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の通行を確保するため、「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、広域交通規制または県指定交通規制を実施する。当該計画の中で、広域交通規制道路に指定している北陸自動車道、近畿自動車道（舞鶴若狭自動車道）、一般国道8号、同27号の各道路を緊急交通路指定予定路線としてあらかじめ指定し、警察庁の調整のもと、隣接・近接各府県の相互協力による交通規制を実施する。

また、県指定交通規制は、県内における被災地の状況を判断し、県内の主要一般国道等を指定する。

(2) 規制区間における消防本部、自衛隊等の措置命令等

通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、自衛官は、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めたときは、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第76条の3第3項の規定に基づき、車両その他の物件の移動等必要な措置命令を行うことができる。

また、消防吏員は、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、同法第76条の3第4項の規定に基づき、同様の措置を行うことができる。

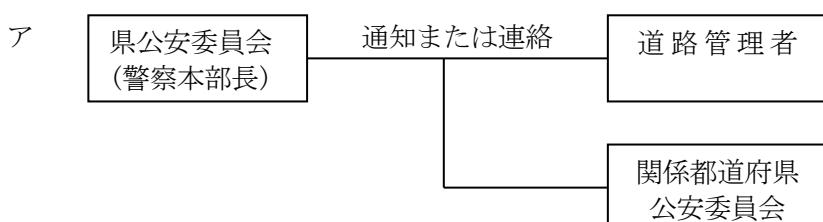
なお、自衛官および消防吏員がこの措置を行ったときは、直ちに、当該命令をし、または措置をとった場所を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

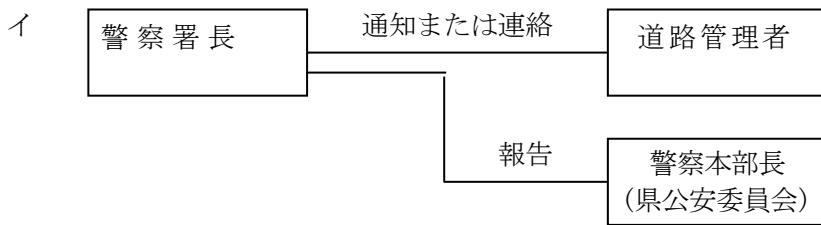
(3) 公安委員会から道路管理者への要請

県公安委員会は、緊急通行車両等以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両等の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(4) 規制情報の連絡および周知

① 関係機関への連絡等





② 一般住民への周知

県公安委員会は、上記(1)の交通規制を行う場合、一般住民への周知を図るため報道機関に協力を要請するほか、(公財)日本道路交通情報センター福井センター、交通情報板等を通じ、規制の区域、区間、迂回路等を広報する。また、立看板、案内図等を掲示し、交通規制の内容について周知するものとする。

なお、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止し、または制限する場合は、災害対策基本法施行規則第5条の規定に基づく標示を設置する。

(5) 緊急通行車両等の確認等

① 緊急通行車両等の範囲

緊急通行車両および事前届出対象の規制除外車両の範囲は、道路交通法第39条第1項の規定に基づく緊急自動車のほか、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが必要として同法施行令第32条の2第2号に定められた、下記に掲げる車両とする。

○第一局面（大規模災害発生直後）で通行可能な車両

車両種別	標章 掲示	事前 届出	対象車両の態様
緊急自動車	不要	—	警察用・消防用・救急用自動車等
自衛隊車両等	不要	—	自衛隊・米軍・外交官の関係車両(特殊ナンバー車両)
緊急通行車両	必要	可	指定行政機関が行う避難勧告・救難・救助等の関係車両等
事前届出対象の規制除外車両	必要	可	民間事業者等による災害対策対応車両、指定公共機関の車両 ※ 医師・医療機関・医薬品・患者搬送・重機車両

○第二局面（道路復旧が進み、ある程度の交通容量が可能）で通行可能な車両

車両種別	標章 掲示	事前 届出	対象車両の態様
事前届出対象外の規制除外車両	必要	不可	規制除外車両の拡大 ※ タンクローリー(燃料輸送)・バス(被災者等輸送)・ 霊柩車・大型貨物自動車(生活用品輸送)

② 緊急通行車両等確認標章および証明書の交付

知事または県公安委員会は、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づき、緊急自動車、自衛隊車両等を除く緊急通行車両および事前届出対象の規制除外車両の使用者等の申請により、警察本部、各警察署および交通検問所において、事前届出車両等に対し、優先的に災害対策基本法施行規則第6条の規定に基づく確認標章および証明書を交付する。

この場合、県が所有し、または調達した車両については知事が行い、市町等公共団体およびその他の者が所有し、または調達した車両については県公安委員会が行う。

③ 緊急通行車両等の事前届出制度の運用

災害応急対策等に従事する関係機関等は、緊急自動車、自衛隊車両等を除く災害応急対策等に必要な車両について、県公安委員会が行う緊急通行車両等の事前届出制度により、あらかじめ届出を行っておくものとする。

④ 事前届出対象外の規制除外車両の運用

第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両も可能となった局面をいう。）においては、事前届出対象外の規制除外車両を順次拡大するものとするが、範囲の拡大については、災害が他府県にわたる場合は、警察庁が調整する。

また、確認標章および証明書の交付は、警察本部、警察署及び交通検問所において車両の使用者等の申請により、当該車両が災害応急対策に従事する関係機関の必要な車両であることの確認を行い、確認された場合は、当該車両の使用者等に対し、災害対策基本法施行規則第6条の規定に基づく確認標章および証明書を交付する。

(5) 事前届出に関する周知徹底

県公安委員会は、緊急通行車両等の事前届出に関する手続、事前届出車両の確認及び事前届出車両以外の確認手続等について、関係機関、関係事業者等に対し、その趣旨、対象、届出要領等の周知徹底を図るものとする。

(6) 道路管理者の措置

道路管理者は、管理する道路に被害が出た場合は、応急の復旧を図るとともに、道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、緊急の場合を除き、公安委員会の意見を聴いて、区間を定めて通行を禁止し、または制限する。

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(7) 県知事からの指示

県知事は、道路管理者である市町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

第4 道路交通情報の収集と広報活動

(1) 収集

災害時における道路交通情報の収集については、県および県警本部が当たることとし、その情報については、相互に受伝達するものとする。

公共交通機関（鉄軌道、バス）の運行状況の情報については、県と各地方鉄道事業者、バス事業者との間で相互に連絡し、その収集に努めるものとする。

関係機関は、県および防災関係機関の行う情報収集について協力するものとする。

(2) 広報

県（危機対策・防災課）は、収集した情報に基づき交通規制状況や迂回路、通行禁止、制限解除の見通しおよび公共交通機関の運行状況等について、第6節「災害広報計画」により実施するものとする。

第22節 要員確保計画

災害応急対策実施のために必要な労働者および技術者等の動員、雇上げ等応急対策要員を確保するための計画である。

第1 実施責任者

災害応急対策実施のために必要な労働者等の確保は、それぞれの応急対策実施機関において行う。応急対策実施機関のみでは必要な労働者等の確保ができないときは、これらの機関からの要請に基づき、県において要員の確保を行う。

第2 労働者等確保の種別、方法

災害応急対策を実施するために必要な労働者等の確保の手段はおおむね次によるが、災害時の状況に応じ適切な手段を採用する。

- (1) 災害応急対策実施機関の常用労務者および関係者等の労働者の動員
- (2) 隣保民間奉仕団（日赤奉仕団等）の協力動員
- (3) 公共職業安定所のあっせん供給による一般労働者の動員
- (4) 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- (5) 緊急時等における従事命令等による労働者等の動員

第3 一般労働者の確保の方法

各応急対策実施機関は、応急対策の実施において不足する労働者の確保を県に連絡し、県はこれを取りまとめ、当該労働者に係る労働条件を提示の上、速やかに福井労働局に対しあっせんを要請する。

第4 災害救助法が適用された場合

- (1) 市町において直接必要に応じて雇い上げるものとする。
- (2) 市町において雇上げた場合、賃金職員等雇上費を支出できるものは次のとおりである。

範 囲	期 間
被災者の避難	2日以内
医療および助産における移送	14日以内
被災者の救出	3日以内
飲料水の供給	7日以内
救援物資の整理、配分および輸送	輸送する物資により異なり、それぞれ救助種目に定められた期間内
死体の捜索	10日以内
死体の処理	10日以内

- (3) 賃金職員等雇上費の限度額は地域の職業安定所の業種別標準賃金の例による。

第23節 食品衛生栄養指導計画

被災地における食品関係営業者および臨時給食施設（避難所その他炊出し施設等）の実態を把握し、被災者の食事について、適切な栄養・食生活指導を行い、かつ安全で衛生的な食品が供給されるよう適切な指導を実施するための計画である。

第1 実施責任者

- (1) 市町は、食中毒の発生を防止するため、避難所や被災地で配給する食品の衛生状態の保持に努めるものとする。
また、被災者の健康管理を適切に実施するため、被災者のニーズ等に応じた栄養指導を行う。
- (2) 県(健康福祉センター)は、食品衛生および栄養補給に関する指導を行う。

第2 実施方法

(1) 食品関係営業施設等における食品衛生の確保

- ① 臨時給食施設の衛生監視指導
関係機関と密接な連携をとり施設の実態を把握し、食品衛生監視員による現地指導の徹底により、食中毒等事故の発生を防止する。
- ② 食品衛生関係業者に対する監視指導
乳処理場、魚介類販売業、食肉販売業、食品の冷凍冷蔵業、飲食店、喫茶店および菓子製造業（特にパン製造業）を重点的に監視するとともに、保存または製造されている食品の検査を実施することによって不良食品の販売供給を防止する。
- ③ 重点監視指導事項
ア 浸水地区の食品関係業者は、施設設備を完全消毒のうえ食品衛生監視員の検査を受けた後、これを使用するよう指導すること。なお、状況に応じ従事者の検便、健康診断による保菌者の排除を行う。
イ その他の地区にあっては、臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康について指導するものとする。
また、汚水により汚染された食品および冷凍施設等の機能停止により腐敗、変色等の食品が供給されることのないように特に指導するものとする。

(2) 避難所等における食品衛生の確保

- 健康福祉センターは、食中毒防止に関するパンフレット等を活用して、次のことについて被災者に対して指導を行うとともに、避難所の運営責任者等を通じて啓発を行う。
また、食中毒が発生したときは食品衛生監視員を中心とする調査班を編成し、市町の協力を得て原因を究明する。

- ア 救援食品の衛生的取扱い
イ 食品の保有方法、消費期限等の遵守
ウ 配布された弁当の適切な保管と早期喫食
エ 手洗い・消毒の励行
オ 食器、器具の消毒

(3) 食中毒発生防止の措置

- 市町は、避難所への弁当等の配給に当たっては、食中毒発生防止のため、次の措置を講ずる。
ア 弁当等の搬送には、温度管理に留意する。
イ 早期喫食のため、弁当等の搬送時間の調整
ウ 避難者等に対し、早期喫食を指導

(4) 避難所における適切な栄養管理

健康福祉センターおよび市町は、避難所等における適切な食事の提供および栄養管理に関して必要な助言およびその他の支援を行う。

ア 食料調達に関する業務を担当している部局と連携して、被災者に対する食事の確保および食事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食に努める

イ 被災者のニーズに的確に対応した栄養・食生活指導を行う。

(5) 給食施設に対する支援

健康福祉センターは、給食施設の被災状況を把握し、入所者への食事提供が中断することのないよう必要に応じて適切な支援を行う。

第24節 防疫計画

生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われる防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図るための計画である。

第1 実施責任者

- (1) 災害地における防疫は、市町長が実施する。
- (2) 市町の被害が甚大で当該市町限りで実施不可能である場合、他の市町または県の応援により実施するものとする。

第2 県の措置

(1) 警戒体制の確立

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、直ちに警戒体制をしき、状況の変化に応じ所要の人員器材器具などの動員確保および配置を行うものとする。

(2) 状況の把握

関係機関と連携をとり情報の早期把握に努め、危険地域の健康福祉センター、市町と緊密な情報交換を行うものとする。

(3) 予防教育および広報活動

事前に準備されているパンフレット等の利用、あるいは報道機関の協力を求めて、被災地域住民に対する予防教育および広報活動を行うものとする。

(4) 検病調査および健康診断

① 検病検査を実施するため健康福祉センターは、検病調査班を編成する。編成は班長(医師1人)、班員(保健師または看護師1人)、助手(1人)、計3人とする。

② 検病調査に当たっては、緊急度に応じ稼働能力を考慮して実施するものとし、その実施基準は1日平均60戸(300人)とする。

この場合、滞水地域および避難所を重点とし、なお、避難所にあっては、衛生自治班を編成するよう指導するものとする。

③ 検病調査の結果必要があるときは、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という)第17条第2項の規定による健康診断を実施するものとする。

(5) 臨時予防接種

知事は、感染症予防上必要があるときは、対象者の範囲および期日を指定して、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

(6) 感染症発生時の対策

知事は、被災地において、感染症患者または病原体保有者が発生したときは、法の規定に基づき、次の対策を実施する。

① 感染症患者等の入院勧告・措置

② 濃厚接触者の検病調査・健康診断の実施

(7) 市町に対する指導および指示等

県および各健康福祉センターは、被災市町に対し実情に即応した防疫指導を行う。

特に、被害激甚な市町に対しては、直ちに職員を派遣しその実情を調査して、防疫計画の実施方法および基準を示し指導に当たらせる。なお、知事が感染症予防上必要と認めて発する次の命令、指示を受けた市町は、災害の規模、態様などに応じ、その範囲および期間を定めて速やかに行わなければならない。

① 法第27条第2項の規定による清潔方法、感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示

② 法第28条第2項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示

③ 法第29条第2項の規定による物件に係る必要な措置に関する指示

④ 法第31条第2項の規定による生活の用に供される水の供給の指示

⑤ 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する命令(市町長をして実施させることが適當な場合に限る。)

(8) 代執行

市町の被害が激甚なため、またはその機能が著しく阻害されたため、知事の指示命令により市町が行うべき業務を実施できないか、実施しても不十分であると認めたときは、市町に替わり代執行

を行なう。

(9) 記録の整備

災害防疫に関し、次の書類を整備保管するものとする。

- ① 災害状況報告書
- ② 災害防疫活動状況報告書
- ③ 防疫経費所要額調および関係書類
- ④ 各種防疫措置の指示命令に関する書類
- ⑤ 防疫作業日誌

作業の種類および作業量、作業に従事した者、実施地域および期間、実施後の反省、その他参考事項を記載する。

(10) 準備体制

次の事項について事前に体制を整えるものとする。

- ① 災害防疫対策連絡協議会の設置
- ② 防疫資材の整備
- ③ 予防教育および広報活動

第3 家畜防疫

(1) 実施者

福井県家畜保健衛生所長がその指揮に当たる。

(2) 措置

- ① 被害状況の調査、報告等

所長は畜舎の倒壊、半壊、流失、浸水、家畜の死亡状況等を適確に把握し、その都度県対策本部（生産振興課）へ報告するとともに関係先へ通報するものとする。

報告（通報）は電話または電報報告とし、同時に文書（別添様式）を提出するものとする。

- ② 家畜衛生班等の編成

必要に応じ県獣医師会、県農業共済組合、県農林総合事務所、嶺南振興局、関係市町の協力を得て、調査、検査、消毒、診療班等を編成し巡回指導により、被害の軽減に努めるものとする。

- ③ 被災家畜、家きんについては次の措置を行うものとする。

ア 飼料の確保と畜産物（牛乳、鶏卵等）の流通機構の確立

イ 避難、退避場所の確立

ウ 家畜の健康管理

（ア）食欲、発熱、下痢等の一般症状の観察を厳にし、家畜疾病の早期発見に努める。この場合、特に伝染病（伝染性疾患）の発生予防およびまん延防止に注意する。

（イ）浸水畜舎は、速やかに排水に努めるとともに、消毒の徹底を指導する。

（ウ）傷害疾病家畜で緊急を要するときは、応急加療を行い、事後の診療は開業医師に委任する

（エ）状況により家畜伝染病予防法を適用し、緊急予防注射や検査等必要な防疫措置を行うものとする

（オ）家畜衛生班の活動には、家畜防疫車を適時配車する。

- （3）上記対策の円滑な運営を図るため、家畜衛生関係資材の確保に努める。

第4 市町地域防災計画で定める事項

- （1）実施機関
- （2）災害発生時の対策（防疫方法等）
- （3）防疫に必要な薬剤、器材等の確保
- （4）応援の要請
- （5）被害状況等報告および記録の整備
- （6）その他必要な事項

畜産関係被害状況報告

第 号
年 月 日現在
受信時刻 月 日 時 分
発信者
受信者

1. 災害の原因
2. 災害発生の日時
3. 災害発生の場所
4. 被害の程度
 - 1) 畜産施設、被害金額
 - 2) 家畜の種類、性別
 - 3) 頭・羽数（被害数／規模）、被害金額
 - 4) 飼料（被害量）、被害金額
 - 5) その他（飼料畑、牧草地等）、被害金額
5. 被害の経過
6. 措置の状況
7. その他参考となるべき事項

第25節 廃棄物処理計画

被災地におけるごみの収集およびし尿の取扱い等清掃業務および災害により生じた廃棄物（災害廃棄物）への対応を適切に実施し、環境衛生の万全を期するための計画である。

第1 清掃業務

(1) 実施責任者

被災地における清掃業務の実施者は市町長とする。ただし、当該市町限りで実施できないときは、県もしくは他の市町から応援を得て実施するものとする。

(2) 県の措置

①市町に対する指導

県は、ごみ、し尿の処理に関し被災地の実態を適確に把握し環境衛生指導員による現地指導の徹底により、これらの処理が迅速かつ衛生的に行われるよう強力に市町を指導するものとする。

②市町に対する協力

被災市町より要請があったときは、速やかに関係機関等と連携をとり、ごみ、し尿の処理に必要な人員、機材等のあっせんを行うものとする。

(3) 市町地域防災計画で定める事項

①実施機関

②ごみ・し尿処理

ア 清掃班の編成（ごみ・し尿別）

イ 清掃方法

③死亡獣畜処理

死亡獣畜（牛馬、豚、めん羊、山羊が死亡したもの）の処理は、死亡獣畜取扱場で行うほか次の方法等で処理するものとする。

ア 移動しうるものは適当な場所に集めて埋却、焼却等の方法で処理

イ 移動し難いものについては、その場で個々に処理

④ その他必要な事項

第2 災害廃棄物の発生への対応

県および市町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、市町は十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

県は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等について、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

県および市町は、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置き場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。また、県は、市町が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行う。

第26節 流木対策および在港船舶に対する措置計画

台風、突風、津波、高波等のため海上貯木場および木材運搬船からの大規模な木材の流出が発生した時、沿岸住民、航行船舶、漁業活動等の被害防止、情報の伝達および航路障害物の除去、交通整理等の海上交通安全の確保ならびに港内における船舶交通の安全確保と港内海難の防止のための計画である。

第1 流木対策

(1) 実施責任者

貯木場にあっては貯木場の使用者が実施するものとし、船舶積載木材にあっては船主または代理店および当該木材所有者等が共同して実施する。

(2) 海上保安部署の措置

① 木材流出防ぎよ対策

(ア) 貯木施設の安全管理体制の整備に関する行政指導の強化

(イ) 流出防止措置、けい留方法の指導

(ウ) 船舶積載木材の安全積付けの指導、点検等関係機関に要望し事故の未然防止に努めるほか河川の増水その他気象、海象異変等により木材が流出するおそれのある場合または流出事故に対してその措置を行い被害の軽減に当たる。

② 災害の発生が予想される場合の措置

(ア) 木材の水上荷卸許可の保留または取消し

(イ) 必要に応じ木材関係業者に対し流出防止措置としてけい留索の増強、見回りの強化、作業船の待機勧告

(ウ) 巡視船艇等による木材保留状況の調査及び指導

③ 流出事故の場合

(ア) 巡視船艇等による現場付近の状況調査、警戒および船舶交通の整理

(イ) 状況により航行警報、沿岸域情報提供システム等をもって行う船舶に対する周知

(ウ) 当該木材所有者または保管責任者に対して行う早急しう積の指導

(エ) 必要に応じ船舶交通の制限または禁止

(3) 県の措置

① 情報の伝達および指示

沿岸各市町に対する流出木材の情報および応急対策上必要な指示

② 他の関係機関に対する協力要請

(4) 警察の措置

① 沿岸の警戒

警察は海上保安部署と連携のうえ流木の接岸または漂着のおそれのある沿岸の警察官等によるパトロールおよび情報伝達と警戒に当たる。

② 広報活動

民心安定のための広報活動に当たる。

(5) 沿岸市町の措置

水難救護法による人命、船舶の救助

第2 在港船舶に対する措置

(1) 敦賀港においては敦賀港長（敦賀海上保安部長併任）、福井港においては福井港長（福井海上保安署長併任）ならびに小浜漁港、和田港および内浦港においては敦賀海上保安部長が「船舶交通の制限」、「港内に停泊する船舶に対する移動命令」、「航路障害物の除去命令」その他関係命令を必要時適宜発して、港内における船舶交通の安全確保と港内海難の未然防止に努める。

(2) 漁港その他の海上においては船舶はそれぞれ早期避難、けい留索の強化、船揚場へのひき揚げ等の措置をとるものとする。

第27節 物価対策計画

被災地域における適正な価格による円滑な供給を図るための計画である。

第1 物質の需給状況および価格動向の把握

- (1) 県および関係機関は、平素から防災関係物資（別表に掲げるもの）のうち、災害応急対策上必要な物資にかかる資料の整備に努めるものとする。

別表 防災関係物資

区分	内 容
生活必需物資	食料品 パン類、小麦粉、野菜、鮮魚、食肉、鶏卵、牛乳、みそ、醤油、食用油、砂糖
	生活必需品 毛布、外衣、肌着、タオル、鍋、釜、湯のみ、バケツ、ガスコンロ、洗剤、マッチ、ローソク、懐中電灯、洋傘、雨合羽、ズック靴、プロパンガス、灯油、軽油、重油、紙おむつ、ティッシュペーパー、トイレットペーパー
	救急医療品 救急医薬品
災害復旧用資材	亜鉛鉄板、ブリキ板、ベニヤ板、鉄線、釘、ロープ、セメント、コンクリートブロック、瓦、煉瓦、板ガラス
災害復旧用器材	ショベル、スコップ、ハンマー、ツルハシ、金づち、のこぎり
防災業務用薬剤	化学消火剤、油処理剤、その他これに類するもの
事業用資材 (主として豪雪対策時)	石油、石炭等の原材料、燃料 その他の事業用資材のうち特に必要と認めるもの

- (2) 災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害応急対策を実施するため、現に必要な物資について、その種類、数量および緊急度を調査するものとする。

- (3) 被災者等の生活相談を通じて、物資の需給および物価に関する要望を把握するものとする。

第2 緊急必要物資および応急復旧用資材の確保

- (1) 防災関係物資のうち、特に重要なものについては、予想される災害時の需用量、輸送経路および主要取扱機関等にかかる資料を整備し、あわせて災害時にとるべき措置について、関係者との連絡、協力体制の確立に努めるものとする。
- (2) 災害応急対策実施のため、緊急に必要な物資および応急復旧用の資材で、災害の発生によって当該物資が極度に不足し、もしくは極度に不足することが予想される場合、または当該物資の価格が高騰し、もしくは高騰することが予想される場合には、当該物資の生産、集荷および販売を業とする者、または関係団体に対して当該物資を適正な価格で、円滑に被災地に供給するよう協力を求めるものとする。

この場合、必要に応じて、緊急輸送についても所要の措置を講ずるものとする。

第3 暴利取締および広報等

災害の発生に当たっては、物価の高騰を防止するため、広報活動により、物資の需給と価格の動向を周知し、必要に応じて関係業者および関係機関に対し、当該物資の円滑な供給その他の必要な措置をとるよう求めるものとする。

第28節 自衛隊災害派遣要請計画

災害に際して、人命または財産を保護するために自衛隊に対し災害派遣を要請するときの手続、受入等を定める計画である。

第1 派遣要請の実施

知事は、災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能または困難であると認められるとき、災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないときもしくは市町長から要請があつたときは、直ちに自衛隊に対し災害派遣を要請する。

第2 派遣の内容

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動の支援
- (5) 道路の啓開
- (6) 応急医療、救護および防疫
- (7) 人員および物資の緊急輸送
- (8) 消防活動の支援
- (9) 危険物の保安および除去
- (10) 炊飯および給水
- (11) 救援物資の無償貸与または譲与
- (12) その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの

第3 自衛隊の情報収集

県内において震度5弱以上の地震が観測された場合において、各自衛隊は、航空機等により被害情報の収集活動を行い、その収集した情報を必要に応じ、県へ伝達する。

第4 派遣要請の手続き

(1) 知事が行う派遣要請の手続き

知事は、市町長から自衛隊の派遣要請の要求を受け、その要求の事由が適切と認めた場合、または既に得られた被害状況および市町との通信途絶の状況等に基づき自らの判断で派遣を要請する場合は、災害派遣要請書を下記(4)に掲げる関係部隊に提出する。

ただし、事態が急を要する場合は、電話により下記(3)の事項を連絡し、事後速やかに文書を提出する。

(2) 市町長が行う派遣要請手続き

① 市町長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、災害派遣要請書を知事（危機対策・防災課）に提出する。

ただし、事態が急を要する場合は、電話により下記(3)の事項を連絡し、事後速やかに文書を提出する。

なお、この場合において、市町長は、必要に応じて、その旨および当該市町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

② 市町長は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれない場合など知事に要求するいとまがなく、やむを得ない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、知事に対して速やかに所定の手続きをとる。

(3) 口頭で要請する場合の連絡事項

- ア 災害の状況および派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域および活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(4) 派遣要請先

派遣要請先	電話番号
陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口：第3科） (石川県金沢市野田町1-8)	076-241-2171
海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） (京都府舞鶴市余部下1190)	0773-62-2250
航空自衛隊第6航空団司令（連絡窓口：防衛部） (石川県小松市向本折町戊267)	0761-22-2101

第5 自主的派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等が派遣される。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められた場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他災害に際し、上記事項に準じ、特に急を要し、知事等からの要請を待ついとまないと認められること。
- (5) 庁舎、営舎その他防衛省の施設またはこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合。ただし、知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

第6 派遣部隊の受入

(1) 派遣部隊の受入体制

知事は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、市町長にその旨を通報し、受入体制を整備させるとともに、市町その他関係機関相互の連絡調整に当たる。

ア 派遣部隊と市町との連絡窓口および責任者の決定

イ 作業計画および資機材の準備

ウ 宿泊施設およびヘリポート等施設の準備

エ 住民の協力

オ 派遣部隊の誘導

(2) 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

知事および市町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関の作業と必要以上に競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

- (3) 自衛隊は、部隊を派遣する場合、連絡を密にする必要があると認められるときは、県または市町の災害対策本部に連絡幹部を派遣し、災害対策本部や消防、警察等と情報の交換・共有を図るとともに、部隊の派遣等に関し連絡調整を行う。

第7 派遣部隊の撤収要請

知事は、派遣部隊が派遣目的を達成したときは、民心の安定等に支障がないよう当該市町長および派遣部隊の長と十分協議を行ったうえ撤収要請を行うものとする。

第8 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち次に掲げるものは、原則として派遣を要請した市町が負担するものとする。

ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

- (1) 派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料および借上げ料
- (2) 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等通信費および入浴料
- (3) 活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費
- (4) 県、市町が管理する有料道路料

第29節 警備計画

災害時において的確な警察活動を行うための計画である。なお、災害時における警察活動は福井県警察大規模災害警備計画等の定めるところにより実施するものとする。

第1 災害時における警察の任務

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、住民の生命、身体および財産を保護し並びに公共の安全と秩序を維持することを任務とする。

第2 警備体制

(1) 警察本部における体制の確立および改廃

警察本部長は、県内において災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、気象情報、災害の規模等により災害警備本部、災害警備対策室および災害警備連絡室を設置し、必要な体制を確立するものとする。

また、災害応急対策が完了し、体制を維持する必要がなくなったときは、体制を改廃するものとする。

(2) 警察署における体制の確立および改廃

警察署長は、管内において災害が発生し、または発生するおそれがあり、県警察本部に災害警備本部又は災害警備対策室が設置された場合には、署災害警備本部を、警察本部に災害警備連絡室が設置された場合には、署災害警備連絡室を設置し、必要な体制を確立するものとする。

また、災害応急対策が完了し、体制を維持する必要がなくなったときは、体制を改廃するものとする。

第3 災害応急対策

災害が発生した場合には、避難の措置、人命の救助、交通の確保、災害情報の収集、犯罪の予防・取締り、死者・行方不明者に対する措置、広報等を実施して被害の軽減および被災地の秩序維持に務めるものとする。

第30節 消防応急対策計画

災害時における消防活動を的確に実施するための計画である。

第1 消防の任務

消防は、その施設および人員を活用して、国民の生命、身体および財産を火災から保護とともに、水火災または地震等の災害を防除し、およびこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うこととする。

第2 消防の責任

(1) 自主防災組織

自主防災組織は、地域住民と協力して、消防機関が到着するまでの間、可能な限りの初期消火活動に努めるとともに、消防団等消防機関が到着した場合には、現地火災情報等の伝達を行うものとする。

(2) 市町

管内消防の実施責任は市町にある。

市町は、その地域における災害を防御し被害を軽減するため、地域の実情を考慮し、災害の種類に応じた消防部隊等の編成および運用その他の消防活動の具体的な実施体制について計画を立ておくものとする。』

『特に重点を置く地域』

- ① 住宅密集地帯の火災時危険予想地域
- ② 危険物多量取扱所等の特殊火災時危険予想地域
- ③ 洪水、浸水等の危険予想地域
- ④ 土砂災害等の危険予想地域

(3) 県の措置

知事は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町長、市町・組合の消防長または水防法に規定する水防管理者に対して、非常事態における災害防御の措置に関し、あらかじめ協定してある事項の実施、その他応急措置に関し必要な指示をするものとする。

また、第3章第4節「防災気象計画」に定めるところにより火災気象通報等必要な情報を通報するものとする。

第3 応援要請

大災害時の非常事態が発生し、単独または県内の消防機能では適切な防御措置を講ずることができないと認められる場合、また、大規模特殊災害でヘリコプターを使用することが極めて有効であると考えられる場合、次により応援要請するものとする。

(1) 県内市町に対する応援要請

市町長は、県内の市町の応援を要請したいときは、「福井県広域消防相互応援協定」に基づき応援要請を行う。

(2) 県外市町村に対する応援要請

- ① 隣接する県外の市町村と個別に応援協定を締結している市町長は、協定に基づき応援を要請したときは、県に報告するものとする。
- ② 応援消防機関の円滑な受入れを図るため、応援を受ける市町を管轄する消防機関は、連絡系統を設け、次の事項に留意し、受入れ体制を整えておく。
 - ア 応援消防機関の誘導方法
 - イ 応援消防機関の部隊数、器材数、指揮者等の確認

(3) 緊急消防援助隊の出動要請

- ① 市町長は、他の都道府県の消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第44条の規定に基づき次の事項を明らかにして知事を通じて、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動を要請する。

なお、緊急消防援助隊の出動を要請した市町を管轄する消防機関は、連絡系統を設け、(2)②に掲げる事項に留意し、受入れ体制を整えておく。

ア 災害発生日時

イ 災害発生場所

ウ 災害の種別および状況
エ 人的および物的被害の状況
オ 応援活動を開始する日時
カ 必要応援部隊
キ 応援部隊の集結場所および到達ルート
ク 指揮体制および無線統制体制
ケ その他必要な事項

② 知事は、市町長から他都道府県の応援要請を求められた場合または周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに①に掲げる事項を明らかにして緊急消防援助隊の出動を消防庁長官に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った市町長に連絡するとともに、福井県緊急消防援助隊受援計画に基づき緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制を整えておく。

なお、緊急消防援助隊の出動要請先は次のとおりである。

ア 通常時（消防庁応急対策室）

（ア）電話番号

03-5253-7527（NTT回線）

90-49013（消防防災無線）

発信特番-048-500-90-49013（地域衛星通信ネットワーク）

（イ）FAX番号

03-5253-7537（NTT回線）

90-49033（消防防災無線）

発信特番-048-500-7537（地域衛星通信ネットワーク）

イ 夜間・休日時（消防庁宿直室）

（ア）電話番号

03-5253-7777（NTT回線）

90-49102（消防防災無線）

発信特番-048-500-90-49102（地域衛星通信ネットワーク）

（イ）FAX番号

03-5253-（NTT回線）

90-49036（消防防災無線）

発信特番-048-500-90-49036（地域衛星通信ネットワーク）

③ 知事は県内に災害発生市町が2以上あるとき、または1の場合であっても知事が必要と認める場合は、消防組織法第44条の2に基づき、消防応援活動調整本部を設置し、消防の応援等の総合調整を行うものとする。

（4）広域航空消防応援の要請

大規模特殊災害発生地の市町が、消防組織法第44条の規定に基づき、他の都道府県のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合の手続等は、大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱による。

第4 応援出動

知事は、消防庁長官から他府県等の消防応援のための必要な措置を求められた場合において、必要があると認められるときは、県内市町長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を求めるものとする。

第5 救急救助対策

市町は、救急救助に関する組織および施設を充実し、救急救助活動の万全を期するものとする。

さらに、救急業務計画を作成し、集団救急事故対策の推進を図る。

（1）救急救助体制の整備推進

救急救助組織の充実を図るとともに、広域的共同処理方法、相互応援協定等により一層強力な救急救助体制の整備推進を図る。

（2）救急救助施設等の整備の促進

救急自動車その他の救急用資機材ならびに救助工作車および救助用資機材を計画的に整備し、充

足を図る。

(3) 救急救助隊員の教育訓練

救急隊員および救助隊員は、その重要な使命により高度な技術と知識が要求されるので、これに
対応した教育訓練を計画的に実施する。

(4) 救急医療機関等との連絡協調

救急救助業務を円滑に実施するため、医療機関、その他関係機関との連絡協調を図る。

第6 惨事ストレス対策

救助・救急または消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家派遣の要請を行う。

第31節 航空防災活動計画

第1 計画の方針

災害が発生した場合、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

第2 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。

- (1) 被災状況等の調査および情報収集活動
- (2) 救急患者、医療従事者等の搬送および医療機材などの搬送
- (3) 消防隊員、消防資機材等の搬送
- (4) 被災者等の救出
- (5) 食料、衣料その他の生活必需品および復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
- (6) 災害に関する情報、警報等の伝達広報活動
- (7) その他災害応急対策活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

第3 防災ヘリコプターの運航体制

防災ヘリコプターは、「福井県防災ヘリコプター運航管理要綱」および「福井県防災ヘリコプター使用要領」の定めるところにより、市町等の要請に基づき運航するが、緊急を要し、市町等の要請を待ついとまがない場合には、市町等の要請の有無にかかわらず、情報収集等の活動を行う。

第4 防災ヘリコプターの応援

市町長等（消防事務に関する一部事務組合管理者を含む。）の知事に対する防災ヘリコプターの応援要請は、「福井県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによるが、その概要は、次のとおりとする。

(1) 応援要請の原則

市町等の行政区域内で災害が発生した場合で、次のいずれかに該当するとき、当該市町長等の要請に基づき応援するものとする。

- ① 災害が、隣接する市町等に拡大し、または影響を与えるおそれのある場合
- ② 発災市町等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- ③ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 応援要請の方法

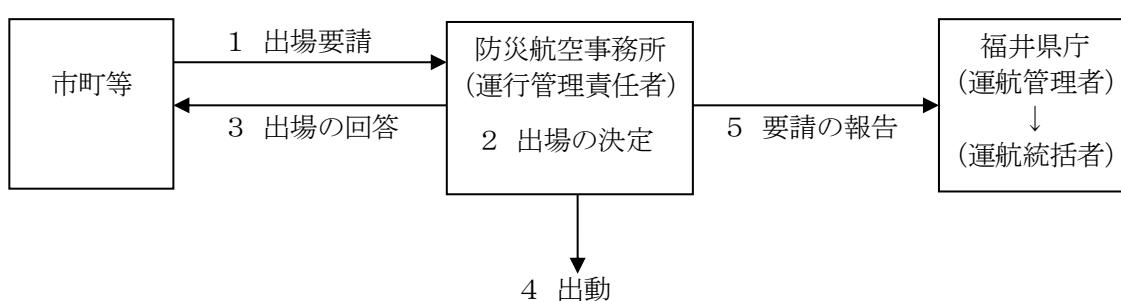
応援要請は、福井県防災航空事務所長に次の事項を明らかにして行うものとする。

- ① 災害の種別
- ② 災害発生の日時、場所および被害の状況
- ③ 災害発生現場の気象状態
- ④ 灾害現場の最高指揮者の職・氏名および連絡方法
- ⑤ 飛行場外離着陸場の所在地および地上支援体制
- ⑥ 応援に要する資機材の品目および数量
- ⑦ その他必要な事項

(3) 緊急時応援要請連絡先

福井県防災航空事務所 T E L 0 7 7 6 - 5 1 - 6 9 4 5
 F A X 0 7 7 6 - 5 1 - 6 9 4 7

緊急運航要請フロー



第5 防災ヘリコプター等の運用拠点としての福井空港および若狭ヘリポートの活用

災害の発生に伴い、近隣府県、自衛隊等の防災関係機関にヘリコプター等の航空機の出動を要請した場合、複数の航空機を効率的かつ安全に運用するための拠点として、福井空港および若狭ヘリポートの活用を図るものとする。

第6 災害対策用ヘリポートの活用

あらかじめ指定した「福井県防災ヘリコプター場外離着陸場」の中から臨時ヘリポートを開設するとともに、関係機関にその周知徹底を図る。

第7 航空機の運用調整

県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動支援のための航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する航空運用調整班を設置し、現地災害対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。

航空運用調整班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMA T県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。

県は、実動関係機関が連携し、効果的な活動が展開できるよう、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。

第32節 電気通信施設、放送施設災害応急対策計画

電気通信施設等に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、当該施設を災害から防除し、一般通信サービスを確保するための計画である。

第1 電気通信施設

西日本電信電話㈱、(株)NTTドコモ、KDDI㈱およびソフトバンク㈱は、災害時に応急作業を迅速かつ的確に実施し、電気通信サービスの確保を図る。

(1) 応急対策

災害が発生または発生するおそれがある場合は、災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、通信の途絶の解消および重要通信の確保のため、次の措置を講ずる。

- ① 電話回線網に対する交換措置、伝送路切替装置等の実施
- ② 災害用伝言ダイヤル等の提供
- ③ 非常用伝送装置または非常用衛星通信車装置による伝送路および回線の作成
- ④ 応急ケーブル等による臨時伝送路および臨時回線の作成
- ⑤ 予備電源、非常用発電装置等による通信電源の確保
- ⑥ 特設公衆電話の設置
- ⑦ 携帯電話の貸出し

(2) 広報活動

災害により電気通信サービスの提供に重大な支障をきたした場合は、電気通信設備の被災状況および復旧状況等重要な情報の県および関係機関への連絡や、報道機関等を通じた復旧状況の広報活動などを行う。

第2 放送施設

① 放送機等障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切り替え、災害関連番組の放送継続に努める。

② 一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

③ 災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

④ 視聴者対策

ア 受信設備の復旧

被災受信設備の取扱いについて、告知放送、チラシまたは新聞等の部外広報機関を利用して周知するとともに、関係団体および関係機関との連携により、受信設備応急修理班を組織し、被災受信設備の復旧を図る。

イ 情報の周知

避難場所その他有効な場所へ受信機を貸与するほか、拡声装置、速報板等を設置するとともに、状況により広報車、船艇等を利用して視聴者への情報周知に徹底を期する。

第33節 電気施設、ガス施設災害応急対策計画

電気施設およびガス施設を災害から防護するため、各種施策を行うとともに、災害が発生した場合には、速やかに応急復旧作業により電力およびガスの供給確保に努めるための計画である。

第1 電気施設

(1) 実施責任者

電気事業者

(2) 実施内容

① 災害時における応急工事

電気事業者は、災害が発生した場合、被災施設、設備に対する状況を速やかに調査把握し、発電、変電施設・設備および送電・配電線路等に被害があった場合は、応急工事を実施する。

なお、公共施設に対する復旧の遅延は、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図る。

② 災害時における電気の保安

強風、浸水等により危険と認められる場合は送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危害防止に必要な措置を講ずる。

(3) 応援協力

① 電気事業者は、被害発生に伴い、自社の供給力に不足を生じた場合、他の電気事業者に要請して電力の融通を受け、供給力の増強を図る。

② 電気事業者は、応急工事が実施困難な場合、他の電気事業者の応援を要請する。

第2 ガス施設

(1) 実施責任者

ガス事業者

(2) 実施内容

① 災害時における応急工事

災害が発生した場合、被災施設、設備に対する状況を速やかに調査把握し、主要供給路線、橋梁架管、整圧器および製造設備等に被害があった場合は、速やかに応急工事を実施し、供給不良ないしは不能となった地域への供給再開を行う。

② 災害時におけるガスの保安

ガス施設等が火災等により危険な状態となった場合、またはガス導管の折損等によってガス漏えいの危険がある場合もしくは爆発する等の災害が発生した場合は、次によりそれぞれ応急措置を講ずる。

ア ガス製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、安全措置を講ずる。

イ ガス導管の折損等によってガス漏えいの危険がある場合は、ガスを遮断する等危険防止に必要な措置を講ずる。

ウ 防災関係機関へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(3) 応援協力

ガス事業者は、応急工事の実施が困難な場合、他のガス事業者の応援を要請する。

第34節 上下水道施設災害応急対策計画

県および市町が、災害時において速やかに応急復旧を行い、給水、排水機能の維持を図るための計画である。

第1 上水道施設

- (1) 取水施設の被災に対しては、あらかじめ備蓄する丸太等の応急復旧資材により、応急復旧を行う。
- (2) 净水施設
沈殿池、浄水池およびろ過池等の被害に対しては、応急復旧を行う。
- (3) 送配水施設
 - ① ポンプ所には、送水のための自吸式ポンプ等を設置して送配水の応急措置をとるとともに、災害時の停電を考慮し、自家発電により制御機器を操作し、停電復帰後速やかに加圧送配水ができるよう努める。
 - ② 圧力管路の被害に対しては、直ちに本復旧を行う。
 - ③ 自然流下水路の被害に対しては、応急復旧を行う。

第2 下水道施設

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡回を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプまたは仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

- (1) 管渠
下水管渠の被害に対しては、とりあえず汚水、雨水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講ずるとともに本復旧の方針をたてる。
- (2) ポンプ場および処理場
 - 停電のため、ポンプ場の機能が停止した場合、ディーゼルポンプ、ガソリンポンプによってポンプ運転を行い、機能停止による排水・送水不能が起こらないようする。
また、処理場施設の機能が停止した場合、速やかに状況を把握し、応急工事により運転再開を行う。
- (3) 二次的被害への対応
処理場・ポンプ場は薬品・ガス等の危険物質を使用する設備を有しているので、被災時には漏洩・飛散による二次的被害を起こさないよう調査復旧を迅速に行う。

第35節 交通施設災害応急対策計画

交通施設は、災害時において緊急物資の輸送、復旧対策等の円滑な実施に欠かすことのできない重要施設であることに鑑み、関係機関が、あらかじめ定める応急対策計画に基づき迅速な措置を行うための計画である。

第1 鉄道施設

- (1) 鉄軌道事業者は、災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難ならびに停止を行う。
- (2) 線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、交通を確保する。
- (3) 鉄軌道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、他の鉄軌道事業者へ要員、資機材の確保につき、応援を要請する。

第2 道路施設

- (1) 道路管理者は、道路、橋梁等に被害が生じた場合、その被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、架橋の設備等の応急工事、冠水したアンダーパス部等の排水作業等により、交通の確保を図る。
- (2) 道路管理者および上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

第3 港湾施設および航路施設

- (1) 港湾および漁港管理者は、被災した港湾、漁港施設を利用して、海上輸送を行わなければならぬ場合、防潮堤等の潮止め工事、航路、泊地のしゅんせつ、岸壁、物揚場の補強、障害物の除去等の応急工事を実施する。
- (2) 敦賀海上保安部は、水路が損壊し、または水深に異常を生じた場合および灯台、灯浮標等の流失、移動等航路標識施設に被害が生じた場合、関係機関にその旨周知徹底するとともに、安全確保のため、緊急を要するときは、巡視船艇を配置し、注意喚起措置をとる。

第4 空港（公共用ヘリポート）施設

空港管理者は、滑走路、誘導路、エプロンまたは航空保安施設が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちに使用を一時停止する措置をとるとともに、応急工事を実施する。

第36節 水防計画

洪水または高潮による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するための計画である。なお、水防活動は福井県水防計画により実施するものとする。

第1 水防の責任

(1) 県水防本部の責任

- ① 県内における水防態勢と組織の確立強化を図るとともに、各水防管理団体が行う水防が十分行われるよう、指導と水防能力の確保に努める（水防法第3条の6）。
- ② 知事は、九頭竜川、日野川、北川、遠敷川洪水予報の通知を受けたときは、直ちに水防管理者、および量水標管理者に通知しなければならない（水防法第10条第3項）。
- ③ 知事は、国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものを指定し、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位または流量を示して直ちに水防管理者および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない（水防法第11条）。
- ④ 知事は、国土交通大臣が洪水または高潮により、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川（九頭竜川、日野川、北川、遠敷川）について水防警報の通知を受けたときは、その受けた通知に係る事項を水防管理者その他水防に関係ある機関に通知しなければならない（水防法第16条）。
- ⑤ 知事は、国土交通大臣が指定した河川以外の河川または海岸等で洪水または高潮により相当の被害を生ずるおそれのあるものについて指定し、水防警報をしなければならない（水防法第16条）。

(2) 水防管理団体の責任

水防予防組合、市町組合または市町は本計画にもとづき、各々その管理区域における水防を十分果たさなければならない（水防法第3条）。

(3) 福井地方気象台の責任

福井地方気象台は、気象等の状況により洪水または高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに必要に応じて放送機関、新聞社、その他報道機関の協力を求めて、これを一般に周知しなければならない（水防法第10条）。

ただし、通信の途絶その他の理由によって緊急やむを得ない場合は新潟地方気象台において行う。

(4) 福井河川国道事務所の責任

- ① 九頭竜川、日野川、北川、遠敷川の直轄管理区間について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、九頭竜川・北川洪水予報を行い、知事に通知するとともに必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない（水防法第10条第2項）。

実施の詳細については、九頭竜川洪水予報実施要領または北川洪水予報実施要領による。

- ② 九頭竜川、日野川、北川、遠敷川の重要な地域について、洪水または高潮により、相当な被害を生ずるおそれがあると認められるときは、水防警報を行い、知事に通報しなければならない（水防法第16条）。

(5) 住民の責任

水防団長または消防機関の長より出動を命ぜられた場合は直ちにこれに協力し、水防に従事しなければならない。また、水防区域に居住する者は常に気象状況、増水状況等に注意し、水害が予想される場合は、進んで水防に協力しなければならない（水防法第24条）。

第2 水防区域

県内の水防区域を、その区域の現状ならびに洪水または高潮が公共上におよぼす影響の程度により、次の通り分ける。

(1) 国土交通大臣において水防警報を行う区域

九頭竜川幹川	左岸 右岸	永平寺町谷口1字総社山218番地先 永平寺町鳴鹿山鹿35字逆水沖5番1地先	から海まで
支川日野川	左岸 右岸	福井市朝宮町32字17番地先 福井市種池町27字勘要道30番の1地先	から九頭竜川幹川合流点まで
北川幹川	左岸 右岸	若狭町新道73号赤岩3番地先 若狭町瓜生78号の2番地先	瓜生大井根堰堤下流端から海まで
支川遠敷川	左岸 右岸	小浜市遠敷112号鰐街道36番の1地先 小浜市国分47号馬場10番の1地先	国道27号遠敷橋から 北川幹川合流点まで

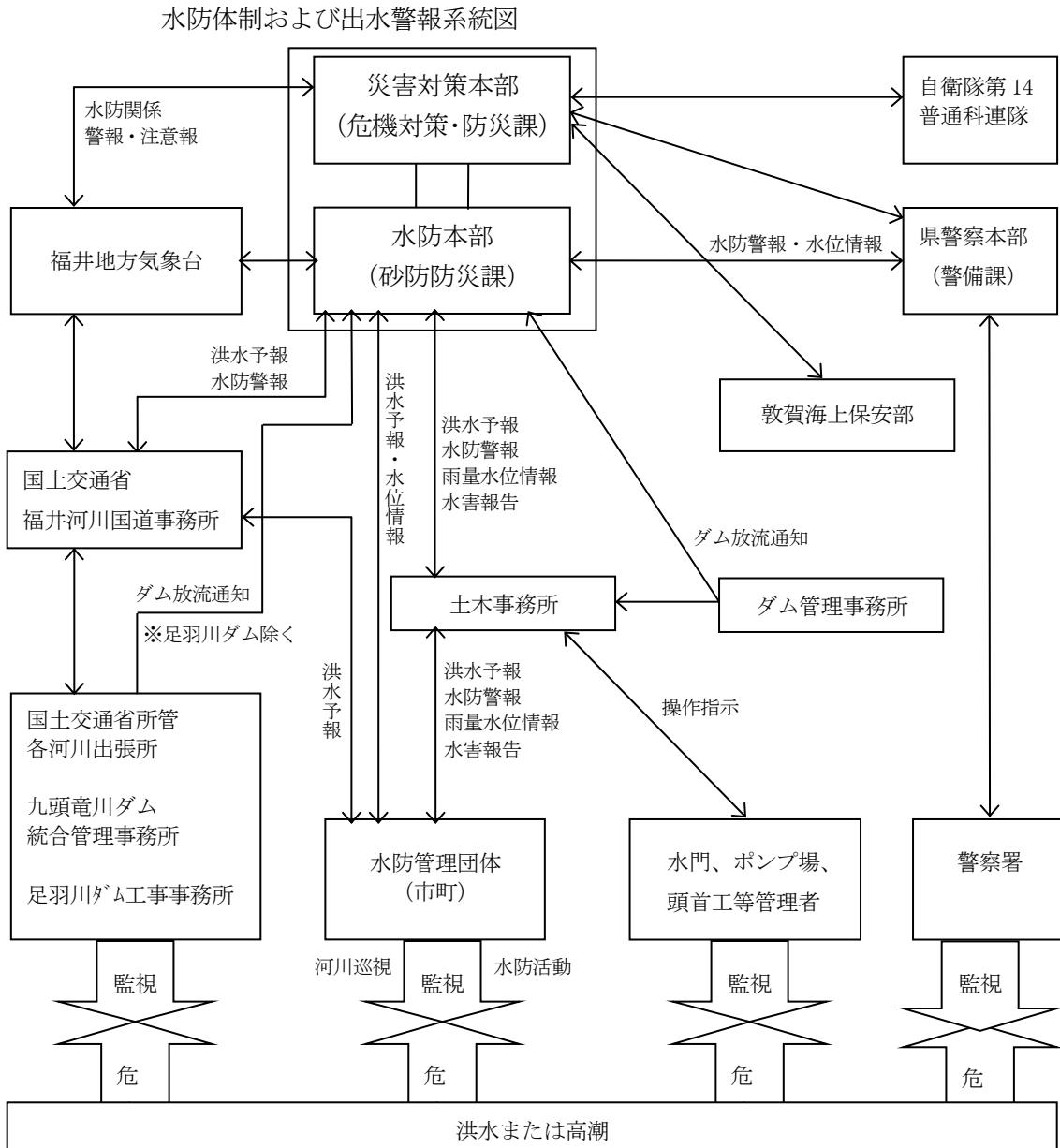
(2) 福井県知事において水防警報を行う区域

九頭竜川幹川		下荒井橋から下流国土交通大臣管理区域まで
竹田川		坂井市丸岡町川上北陸自動車道から九頭竜川合流点まで
日野川		南越前町聖橋から下流国土交通大臣管理区域まで
足羽川		福井市蔵向橋から日野川合流点まで
笙の川		敦賀市小河 小河川合流点から日本海まで
南川	左岸 右岸	小浜市中井五両森35字1-1から日本海まで 小浜市中井平野下30字30番から日本海まで
荒川	左岸 右岸	永平寺町松岡吉野35字18番1から足羽川合流点まで 永平寺町松岡吉野12字18番1から足羽川合流点まで
兵庫川		坂井市坂井町今井橋から竹田川合流点まで
赤根川		飯降谷川合流点から清滝川合流点まで
清滝川		大野市稻郷橋から真名川合流点まで
江端川	左岸 右岸	福井市東大味町40字立石11番地先から日野川合流点まで 福井市東大味町39字味味吉23番地の2地先から日野川合流点まで
天王川		越前町七郷堰から日野川合流点まで
浅水川	左岸 右岸	鯖江市石切橋から日野川合流点まで 福井市石切橋から日野川合流点まで
鞍谷川		越前市新鞍谷橋から浅水川合流点まで
吉野瀬川		越前市岡本橋から日野川合流点まで
耳川	左岸 右岸	美浜町中寺19号字石田27-38から日本海まで 美浜町中寺2号字欠頭4-2から日本海まで
鰐川	左岸 右岸	若狭町倉見2号辻が鼻19-2から三方湖まで 若狭町成願寺9号細ヶ前25-1から三方湖まで
遠敷川		小浜市忠野集落下流から下流国土交通大臣管理区域まで
佐分利川		田井谷川合流点から日本海まで
関屋川		高浜町向谷橋から日本海まで

(3) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所

第3 水防機構

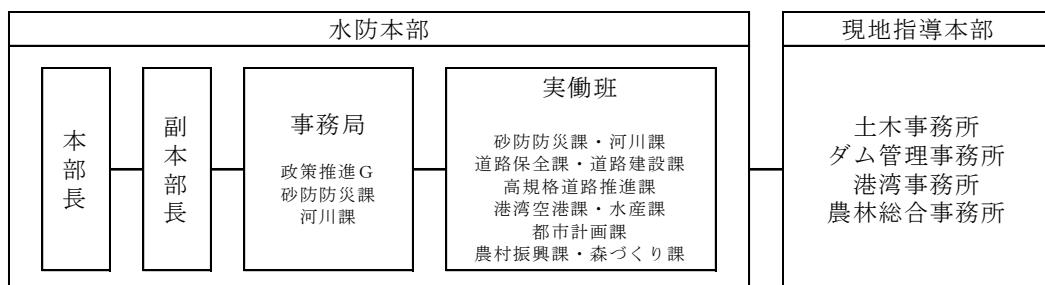


(注) 水防関係警報・注意報、水防警報、水位情報、洪水予報、ダム放流通知の詳細な連絡系統は、福井県水防計画による。

第4 県水防本部の機構

水防法により福井地方気象台および福井河川国道事務所より水防に関する通知を受けたときから洪水、高潮の危険が解消するまで、また県において水害が予想される場合、次の機構により事務を処理する（水防法第10条および第16条）。

水防本部の組織系統



第5 水防体制

(1) 水防本部の体制

水防本部の体制は以下の表の通りとする。

準備体制	(1) 大雨、洪水のいずれかの注意報が発表された場合 (2) 暴風、暴風雪、波浪のいずれかの警報が発表された場合
注意体制	(1) 大雨、洪水、高潮のいずれかの注意報が発表され、さらに警報に切り替わると予想される場合 (2) 基準地点の水位が水防団待機水位（通報水位）を上回った場合
警戒体制	(1) 大雨、洪水、高潮のいずれかの警報が県下に発表された場合 (2) 基準地点の水位が水防団待機水位（通報水位）を上回り、さらに上昇するおそれがある場合 (3) 土砂災害警戒情報を発表した場合、または、土砂災害警戒情報を発表する可能性が高まった場合
活動体制	(1) 基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を上回り、さらに上昇するおそれがある場合 (2) 大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合
非常体制	(1) 基準地点の水位が避難判断水位（特別警戒水位）を越え、さらに上昇するおそれがある場合 (2) 広範囲にわたる災害が発生し、または発生する恐れがある場合 (3) 特別警報（大雪を除く）が発表された場合

(2) 水防管理団体の水防体制

各水防管理団体部員（市町および水害予防組合）の水防体制については県水防本部員に準ずるものとし、水防管理者はあらかじめその体制を準備するとともに、水防計画に明記すること。

なお、水防体制に入る時期および解除については、各市町長は土木事務所長の発する水防警報、その他状況判断の上に自主的に行うべきであるが、水防上緊急を要するときは、知事は水防法第30条に基づき指示する。

出動準備

水防管理者は次の場合、管下水防団または消防機関に対し、出動準備をさせる。

- ① 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがありかつ出動の必要を予測するとき。
- ② その他気象状況により高潮の危険が予測されるとき。

警戒配置

水防管理者は、次の場合、管下水防団または消防機関に対し、あらかじめ定められた計画に従い、出動させ警戒配置につかせる。

- ① 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり危険を予知したとき。
- ② 潮位が上昇し、気象状況等により危険を認めるとき。
上記の場合、直ちに水防本部へ状況を報告すること。

第6 警戒区域の設定等

水防団および消防機関は、迅速な水防活動の実施のため、必要に応じ水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止、その区域からの退去等の指示を行うものとする。

第37節 土砂災害応急対策計画

土砂災害は、ひとたび発生すると、多数の人命と財産が瞬時に失われるおそれがあるので、防災関係機関が、災害の発生した場合または発生するおそれがある場合に十分な対策を実施するための計画である。

第1 災害原因情報の収集・伝達

市町および防災関係機関は、第3章第4節「防災気象計画」および同第5節「情報および被害状況報告計画」を活用し、緊密な連携のもとに災害情報の収集に努めるものとし、特に、大雨注意報・警報・特別警報・土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報等の伝達周知については、各危険地域等を所管する防災関係機関に徹底を図る。

(1) 現地状況の把握

市町および関係機関は、所管する各危険地域等のパトロールを実施して、前兆現象の把握に努める。また広域的な大規模災害が発生した場合は、斜面の危険度を一定の技術水準で判定できる傾斜判定士を活用し、危険状況の把握に努める。

(2) 降雨状況の把握

県下における降雨の状況は、一様でないので、市町および防災関係機関は、各危険地域等の雨量測定を実施する。

第2 土砂災害警戒情報の発表

県は、土砂災害発生のおそれが著しく高まったときに土砂災害警戒情報を福井地方気象台と連携して作成、共同発表し、市町に通知するとともに、一般に周知するために必要な措置を講じる。また、避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努めるものとする。

なお、地震等により土砂災害等に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引下げを実施する。

第3 緊急調査の実施および土砂災害緊急情報の通知・周知

国または県は、土砂災害防止法に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町が適切に住民への避難指示（緊急）の判断等を行えるよう緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期の情報（土砂災害緊急情報）を市町に通知し、住民へ周知する。

第4 警戒体制の確立

市町は、時期を失すことなく、あらかじめ定める各危険地域等における基準に基づき速やかに警戒体制を確立する。

第5 避難活動

(1) 避難の勧告、指示

① 市町長

市町長は、土砂災害が発生し、または発生するおそれがある場合、その他災害の拡大防止のため必要があると認める時は、速やかに当該危険地域等の住民に対して避難のための立ち退きを勧告または指示する。

② 警察官

警察官は、市町長による避難の指示ができないと認めるとき、または市町長からの要求があつたときは、関係住民に対し避難のための立ち退きを指示する。

③ 避難の勧告、指示を行った者は、防災関係機関へ通知する。

(2) 関係住民への周知徹底

市町長が避難の勧告、指示を行う場合は、関係住民に次の事項について、明確な指示を与え周知徹底を図る。

① 避難場所

② 避難経路

③ 避難時の注意事項

(3) 避難者の誘導

市町長は、自主防災組織等の責任者の協力を得て、避難経路の安全を確認し、あらかじめ定められた避難計画にそって避難地に誘導する。

(4) 避難所の開設

① 避難所は危険地域ごとに安全な場所を選定し、開設するものとする。

② 避難所を開設した時は、直ちに、次の事項を県に報告する。

- ア 災害発生場所、危険地域名
- イ 避難所開設の日時および場所
- ウ 避難状況と避難人員
- エ 開設期間の見込み

(5) 避難勧告、指示（緊急）の解除

市町は、避難勧告または指示（緊急）の解除を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

国および県は、市町から土砂災害に関する避難勧告等解除に関して求めがあった場合には、必要な助言をするものとする。また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）や専門技術者等を派遣して二次災害の危険性等について市町に助言を行うものとする。

第6 救助活動

(1) 市町および消防機関

市町および消防機関は、土砂災害による被害の拡大を防止するため、直ちに救助活動を実施する。

(2) 県警察本部

土砂災害が発生した場合は、市町その他の関係機関と連携し、死傷者および要救出者の確認とその救出救助に当たるとともに、第二次崩壊の発生等災害の拡大防止に必要な警戒警備、交通規制等の所要な措置をとる。

第38節 暴風・竜巻等災害応急対策計画

暴風・竜巻等による被害を最小にとどめるため、防災関係機関が、災害が発生した場合に迅速かつ適切な応急対策を実施するための計画である。

第1 災害情報の収集・伝達

県、市町および関係機関は、第3章第4節「防災気象計画」および同第5節「情報および被害状況報告計画」を活用し、緊密な連携のもとに災害情報の収集に努めるものとする。

また、強風注意報・暴風警報・竜巻注意情報等の伝達周知について、防災関係機関に徹底を図る。

第2 住民の安全確保

住民は、実際に暴風・竜巻等により、危険が間近に迫ったときは、直ちに安全な場所へ避難するなどし、安全を確保する。

第3 災害応急対策の実施

県、市町および防災関係機関は、暴風・竜巻等による災害が発生した場合は、速やかに救出救助活動やガレキ撤去、ビニールシート設置等の災害応急対策を行う。

第39節 火山災害応急対策計画

白山における火山災害は、広域に及ぶ可能性があることから、石川県、岐阜県、関係市町村、国等と十分に連携を図り、適切な入山規制や速やかな入山規制の周知等を行うための計画である。

第1 噴火警報・予報

(1) 噴火警報・予報の種類

①噴火警報

気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。なお、活動火山対策特別措置法第12条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱う。

②噴火予報

気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが、噴火警報を解除する場合等に発表する。

(2) 噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもの。噴火警報・予報に含めて発表する。

<白山の噴火警戒レベル>

種類	予報 警報	対象範囲	噴火警戒レベル (警戒事項等)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報	居住地域 および それより 火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。
警報	火口周辺警報	火口から居住 地域近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

第2 火山情報等

(1) 火山の状況に関する解説情報

火山性地震の回数など火山活動の状況を知らせる場合に、気象庁火山監視・警報センターが定期的または必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示する。

(2) 火山活動解説資料

防災活動の利用に適合するよう火山観測の成果、統計および調査の成果等を編集した資料で、気象庁火山監視・警報センターが毎月または必要に応じ作成し、発表する。

(3) 噴火速報

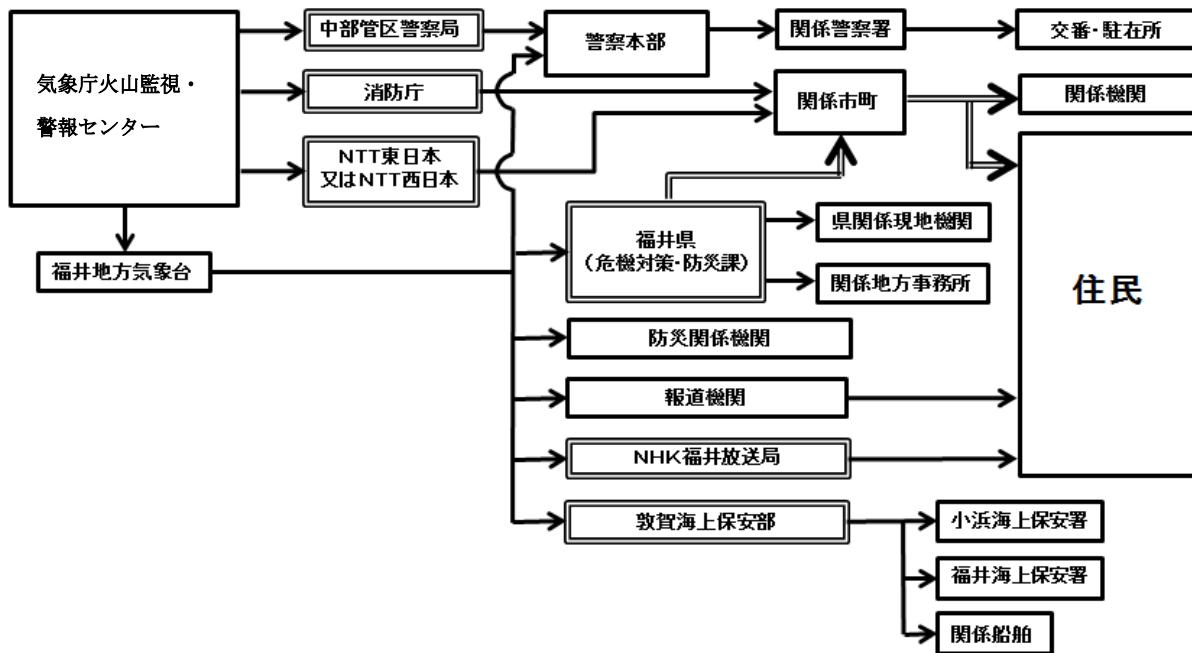
噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表する。なお、以下のような場合には発表しない。

- ・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合
- ・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合

第3 噴火警報等の伝達

福井地方気象台は、火山監視・警報センター（気象庁地震火山部）が噴火警報・予報および火山情報等を発表したときは、次のとおり速やかに各関係機関に伝達する。

噴火予報・警報の伝達系統図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

第4 住民等への周知

火山周辺市町は、火山噴火等により住民、登山者および観光客の生命、身体等に危険がある場合には、平常時からの白山火山防災協議会における検討結果に基づき、気象庁火山監視・警報センターが発表する噴火警報等に対応して、登山道における入山規制や、火山周辺市町が管理する区間より先の火口に近い登山道で入山規制が行われている旨の周知等を行う。

第4章 災害復旧計画

第1節 公共施設の災害復旧

第1 実施責任者

災害により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の復旧実施責任者において早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

第2 災害復旧事業の種類

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ① 河川災害復旧事業
- ② 海岸災害復旧事業
- ③ 砂防設備災害復旧事業
- ④ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- ⑤ 地すべり防止施設災害復旧事業
- ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- ⑦ 道路災害復旧事業
- ⑧ 港湾災害復旧事業
- ⑨ 漁港災害復旧事業
- ⑩ 下水道災害復旧事業
- ⑪ 公園災害復旧事業

(2) 農林水産業施設災害復旧事業

- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 上水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

第3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定促進措置

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県または市町において、被害の状況を速やかに調査把握し、早期の激甚災害の指定が受けられるよう措置して公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第4 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく局地激甚災害指定促進措置

著しく局地激甚である災害（以下「局地激甚災害」という。）が発生した場合には、市町において、被害の状況を速やかに調査把握し、局地激甚災害の指定が受けられるよう措置して公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第5 緊急災害査定の促進

災害が発生した場合には、被災市町ならびに県は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を調整し、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業の迅速が期されるよう努めるものとする。

第6 特定大規模災害等における復旧工事の代行

国および県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町に代わって工事を行うものとする。

第7 災害復旧資金の確保

県および市町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、起債および災害つなぎ短期借入について所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施が図ら

れるように努めるものとする。

第2節 民生安定計画

災害発生後において、被災者等の生活再建を迅速かつ的確に進めるための計画である。

第1 被災者生活再建支援のための措置

(1) 生活支援総合相談窓口の設置

災害が発生した場合、被害の状況に応じ、被災者の健康の確保、税の減免、融資、住宅の確保など生活全般にわたって相談に応じられるよう、福井地域さわやか行政サービス推進協議会において定められた「震災等大規模災害時における相談窓口体制について（申合せ）」により、国、県、市町および関係機関による総合相談窓口を開設する。

(2) 罹災証明書の交付

市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町間の調整を図るものとする。

(3) 被災者台帳の整備

市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

第2 住宅の確保

県および市町は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

(1) 計画目標

災害用応急仮設住宅から恒久、良質の住宅に切り換えることにより、被災者の住環境の改善を図る。

(2) 対策

① 県および市町は、損壊公営住宅を速やかに補修するとともに、公営住宅の供給計画を早期に見直し、被災者に対し住宅の供給を図る。

② 住宅金融支援機構融資の斡旋

県および市町は、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）が実施する災害復興住宅融資の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該投資が円滑に行われるよう借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査および被害率の認定を早期に実施し、災害復興住宅融資の促進を図る。

第3 雇用の安定および雇用機会の確保

災害の発生に伴う県内事業所の閉鎖、移転、事業縮小等による雇用環境の不安定化に対し、県は、福井労働局と連携を図り、離職者の再就職、労働者の雇用維持、失業予防等を促進し、雇用の安定および被災者の雇用機会の確保を図る。

第4 義援金および義援物資の受入れ・配分

(1) 義援金および義援物資の募集と周知

県および市町は、義援金および義援物資の受入れについて、各種広報媒体や報道機関を通じて次の事項を公表し、広く一般への周知を図るものとする。

ア 義援金

・受入れ窓口

- ・振込金融機関（金融機関名、口座番号、口座名等）
- イ 義援物資
- ・受入れ窓口
 - ・受入れを希望する物資のリスト（被災地の需給状況を勘案し、逐次改定）
- (2) 義援金の受入れ・配分
- ア 受入れ
- 県および市町は、金融機関の協力を得て義援金受入れ窓口を開設し、受入れる。
義援金のうち、日本赤十字福井県支部に寄託されたものについては、支部事務局において受入れる。
- イ 配分
- 県および市町は、必要に応じて日本赤十字社等の義援金収集団体と配分委員会を設置するなど、義援金の使用について十分協議の上、迅速な配分に努める。
- (3) 義援物資の受入れ・配分
- ア 受入れ
- 県および市町は、速やかに義援物資の受入れ・照会窓口を開設し、受入れる。物資の集積場所については、輸送、保管に適した場所を選ぶ。
- イ 配分
- 県および市町は、自己調達物資や応援要請物資等との調整を図り、義援物資の目的に沿った迅速かつ効果的な配分を行う。

第5 災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、また、災害により精神または身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

(1) 対象となる自然災害

- ① 1市町において住居が5世帯以上滅失した自然災害
- ② 県内において住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の自然災害
- ③ 県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の自然災害
- ④ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害

(2) 災害弔慰金または災害障害見舞金の支給等

市町は、市町条例に基づき、災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を、災害により精神または身体に著しい障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。

また、災害弔慰金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。

第6 被災者生活再建支援金の支給等

(1) 被災者生活再建支援金

県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的として、被災者生活再建支援金を支給する。市町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。

① 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1号または第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町の区域に係る自然災害

イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域に係る自然災害

ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

エ 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、ア～ウの区域に隣接するもの

オ 県内でアまたはイの自然災害が発生した場合で、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万未満のものに限る。）の区域に係る自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万未満のものに限る。）の区域に係る自然災害（人口5万未満の市町については、2世以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した場合）

（注） エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり

② 対象となる被災世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が全壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

③ 支給限度額

次のアおよびイの合計額を支給する。

(注) 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額を支給する。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 ②の(ア)に該当	解体 ②の(イ)に該当	長期避難 ②の(ウ)に該当	大規模半壊 ②の(エ)に該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

(注) 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200（または100）万円を支給限度額とする。

(2) 被災者生活再建支援金にかかる体制の整備等

市町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認および県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

第7 郵便業務の確保

日本郵便株式会社は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、次の措置を実施する。

(1) 郵便物の送達の確保

被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復するため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を実施する。

(2) 窓口業務の維持

被災地における郵便局の窓口業務を維持するため、被災により業務継続が不能となった支店、郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を実施する。

第8 郵便業務の特例措置

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じて郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局等において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

第9 暴力団排除活動

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第3節 経済秩序安定計画

第1 金融措置

災害により被害を受けた県民が、その痛手から再起更生するよう、被災者に対する租税の徵収猶予および減免、資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の確保を図るものとする。

(1) 租税の徵収猶予および減免

- ① 市町は、被災者に対する市町税の徵収猶予および減免等納税緩和措置に関する計画を樹立しておくものとする。
- ② 県は、被災した納税義務者または特別徵収義務者に対し、地方税法または福井県税条例により、県税の納税緩和措置として、期限の延長、徵収猶予および減免等それぞれの事態に対応して、適宜、適切な措置を講ずる。

(2) 融資計画

① 県

ア 災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し資金として、災害救助法適用時は「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金（災害援護資金）、母子寡婦福祉資金を貸し付ける。

(ア) 災害援護資金の貸付

市町は条例に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しに資するため、被害の程度、種類に応じ、災害援護資金の貸付けを行う。

(イ) 生活福祉資金（災害援護資金。以下「生活福祉資金」という。）の貸付

福井県社会福祉協議会は、小規模の災害により被害を受けた低所得世帯に対し、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるために、生活福祉資金を貸し付け必要な援助指導を行う。

また、被災した家屋を増築、改築拡張または補修するために必要な経費として、住宅資金の貸付けを行う。

(ウ) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

県は、小規模の災害により被害を受けたひとり親家庭および寡婦に対しその経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、被災した家屋を増築、拡張または補修するために必要な経費として、住宅資金の貸付けを行う。

イ 中小企業向け緊急融資

県は、重大な災害が発生した場合において、災害により被害または影響を受け経営の安定に支障を生じている中小企業の金融の円滑を図るため、既存制度融資の条件緩和または緊急融資の実施について、適宜、必要な措置を講ずるものとする。

ウ 農林漁業関係融資

災害時における農林漁業関係の融資は、次のとおりである。

農業関係	被害農家の経営	天災資金 農林漁業セーフティーネット資金
	農地等の災害復旧	農業基盤整備資金
	施設関係の災害復旧	農林漁業施設資金
林業関係	被害林業者の経営	天災資金 農林漁業セーフティーネット資金
	施設関係の災害復旧	林業基盤整備資金 農林漁業施設資金
漁業関係	被害漁業者の経営	天災資金 農林漁業セーフティーネット資金
	漁船その他施設関係の災害復旧	漁業基盤整備資金 漁船資金 農林漁業施設資金 漁業近代資金

第2 流通機能回復

流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定確保と経済の復興の促進を図る。

(1) 商品の確保

- ① 県および市町は、生活必需品をはじめ各種商品の在庫量と必要量を把握し、不定量については国、他府県、企業等と協議し、速やかに必要量を市場に流通させる。
- ② 各鉄道、道路、港湾等管理者は、速やかに施設の復旧を行い、物流の確保を図る。

(2) 通貨の管理

北陸財務局、日本銀行等は、被災地の金融機関に対して、必要な指導、援助を行うことにより、通貨等の円滑な流通を確保する。

(3) 物価の監視

県は、生活関連物資の価格が著しく上昇または供給が著しく不足し、もしくはそのおそれがあると認めるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律、国民生活安定緊急措置法等の規定に基づき、物価の動きを調査、監視するとともに、著しく不当な価格で販売する業者に対する勧告、公表等を含む適切な措置を講ずる。

(4) 情報の提供

県および市町は、生活必需品その他の商品の価格、需給状況の動向、販売場所等の必要な情報を提供し、消費者の利益を図るよう努め、民生の安定を図る。

(5) 各種市場、取引所等の再開

関係各機関は、各種市場、取引所等が速やかに営業を再開するとともに、施設、設備の復旧を図るよう指導する。

第4節 復興計画

被災地の再建を目指し、復旧・復興を行うための計画である。

第1 改良復旧

県、市町および関係機関は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

被災施設の復旧に当たっては、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

なお、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定期を明示する。

第2 計画的復興

大災害により、地域が壊滅的な被害を受けた場合における被災地の再建は、都市構造や産業基盤等の改変を伴う複雑な大事業となることから、県および市町は、事業を円滑かつ迅速に実施するための復興計画を策定し、関係機関と調整しながら、計画的に復興を進める。

県および市町は、復興のための市街地の整備改善については、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに要配慮者や女性等を含む住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、安全で快適な市街地の形成と都市機能の充実を図る。

第3 復興計画策定体制の確立

(1) 復興都市計画原案の策定

① 都市計画区域内の復興都市計画

都市計画区域内の市町においては、「防災都市づくり計画」を踏まえた「市町村の都市計画に関する基本方針」を復興都市計画原案として位置付ける。

② 都市計画区域外の復興都市計画

都市計画区域外の市町においては、「防災都市づくり計画」の策定を推進し、当該計画を復興都市計画原案として位置付ける。

③ 各種データの整備保全

復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備する。

- 各種データの総合的保全（地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等情報および測量図面、情報図面等データの整備保存ならびにバックアップ体制の整備）
- 不動産登記の保全等

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

(2) 審議会・協力体制の整備

① 復興都市計画原案等の事前審議制度の創設

復興都市計画の円滑で迅速な審議を行なうため、復興計画の原案として位置付けられる「市町村の都市計画に関する基本方針」等の事前審議制度を創設する。

② 復興計画策定連絡協議会の設置

復興都市計画と公共土木施設整備計画の整合を図るため、「復興計画策定連絡協議会」を設置し、事前審議の円滑な運営体制と被災後の迅速な復興計画策定体制を確立する。

第4 大規模災害からの復興に関する法律の活用

(1) 県の復興方針

県は、必要に応じ、国の復興基本方針に即して県の復興方針を定める。

(2) 復興計画

市町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

(3) 特例措置

国土交通省および県は、特定大規模災害等を受けた市町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町に代わって、円滑かつ迅

速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。

(4) 職員の派遣

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関または関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に市町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。国および県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。